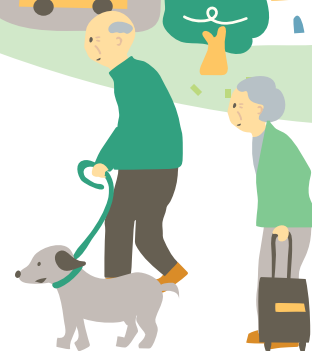


第5次 2026▶2030 片品村総合計画

(第3期片品村総合戦略)



伝統と革新が

融合する

永遠の輝きを放つ村

尾瀬の郷・かたしな



令和8年3月
片品村

伝統と革新が融合する 永遠の輝きを放つ村

尾瀬の郷・かたしな



片品村長 梅澤 志洋

片品村では、令和3年度に策定した第4次総合計画後期基本計画にもとづき、「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ～世界を視野に～」を将来像として、村民の価値観や生活スタイルの変化、気候変動や国際観光時代における社会環境を踏まえた各施策の推進に努めてまいりました。

しかしながら、その後も少子高齢化の加速や人口減少、地域経済の変動等、村を取り巻く環境はますます厳しさを増しています。また、デジタル社会やスマート社会の進展に伴い、村民サービスや行政運営の効率化には新たな技術の活用が不可欠となっています。

国では、地域のデジタル化・地方の活性化を推進しており、片品村においても、DXやインフラ整備をはじめ、こうした国の施策を積極的に取り入れながら、村民一人一人の暮らしを支える地域づくりを進めてまいります。

加えて、昨今の物価高騰により地域産業の経営環境が厳しくなる中、人材確保や次世代を担う人材育成の重要性が一層高まっています。こうした課題に対応しつつ、地域資源を活かした産業の振興や働きやすい環境づくりに取り組むことが、持続可能で活力あるむらづくりには欠かせません。

このため、第5次総合計画前期基本計画では、第2次総合戦略の内容やこれまでの実績を適切に反映させ、SDGsの視点も取り入れながら、「誰一人取り残さない社会」の実現を目指します。地域資源の活用と新たな技術の積極的導入により、村民と行政が一体となって未来を切り拓く片品村をつくってまいります。

最後に、本計画の策定に当たりご意見・ご提言をいただきました村民の皆様、村議会議員の皆様、そして審議にご尽力いただいた片品村総合計画審議会委員の皆様にご心より感謝申し上げます。今後も村民の皆様とともに、安心・安全で豊かな暮らしが実現できる片品村を目指して取り組んでまいります。

令和8年（2026年）3月

【目次】

第1部 序論

第1章 総合計画について	2
1 総合計画策定の趣旨	2
2 総合計画の概要	3
3 総合戦略の統合	5
4 国の動向	6
5 進行管理	7
第2章 片品村の現況	8
1 本村の概要	8
2 村民アンケート	11
3 第4次総合計画後期基本計画の検証	20
4 現代社会が直面する問題や変化	22
5 これからの本村に必要な視点	25

第2部 基本構想

第1章 村の将来像	28
第2章 人口目標	29
第3章 尾瀬かたしな未来プロジェクト	30
第4章 施策の体系図	31

第3部 前期基本計画

第1章 村民・行政：自主・自立のむらづくりのために	34
1-1 村民と行政との協働	34
1-2 行財政	43
第2章 保健・福祉：誰もが安心して暮らせるために	50
2-1 保健	50
2-2 福祉	55
2-3 社会保険	68
第3章 教育・文化：豊かな心を育むために	70
3-1 生涯学習	70
3-2 文化・スポーツ	76
第4章 環境・安全：快適で安全な生活のために	80
4-1 生活環境	80
4-2 生活安全	95
4-3 地域基盤	103
4-4 情報・エネルギー	108

第5章 産業・雇用：若者がいきいきと働くむらづくりのために.....	111
5-1 ものづくり	111
5-2 にぎわいづくり	117
5-3 しごとづくり	124

第4部 第3期片品村 むら・ひと・しごと創生総合戦略

第1章 総合戦略の基本的な考え方	126
1 概要	126
2 戦略期間	126
3 全体ビジョン（将来像）	126
4 総合戦略の方向性	127
第2章 総合戦略の方向と具体的施策	130
戦略の柱1 豊かな自然と観光、農業を育み、安心して働けるむら.....	130
戦略の柱2 つながり大切にしつつ、新しいひとの流れがあるむら	131
戦略の柱3 結婚・出産・子育てにやさしく、安心して暮らすことができるむら.....	132
横断的な目標 デジタル・新技術の徹底活用	133
第3章 総合計画に対する位置付け（一覧表）	134

資料編

1 第5次片品村総合計画策定体系図	138
2 第5次片品村総合計画審議会	139
3 第5次片品村総合計画策定委員会	141
4 片品村の人口動態	143
5 第2期むら・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況.....	151

第1部 序論

第1章 総合計画について

1 総合計画策定の趣旨

本村では、行政執行の指針として令和3（2021）年3月に「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ～世界を視野に～」を将来像に掲げる「第4次片品村総合計画」を策定し、これに基づく行政運営を進めてきました。

現在、地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少のさらなる進行といった構造変化もあり、大きく変容しようとしています。

東京一極集中を解消するため、地方創生の名のもと、地域内経済循環や多様な連携等、様々な取組が進められていますが、依然として、東京圏への人口集中に歯止めがかからない状況が続いています。しかしながら、大規模災害に対する都市部の脆弱性や新たな感染症の発生等、人口集中による弊害が露呈する中で、人々のライフスタイルや意識の変化により、田園回帰の流れも高まっています。

今後は、関係人口や交流人口を増やし、地域づくりに一緒に関わる人を増やすことで、地域づくりが移住を促進し、移住者が地域づくりを支えるという、好循環が生まれることが期待されます。

本村を取り巻く社会情勢は、急速に変化していますが、これまでの取組の成果を発展させる一方で、前例や既成概念に捉われることなく、新たな時代を見据えた社会変革に柔軟に対応しつつ、行政・村民・地域・団体・企業が一体となって、より良い片品村を築き、質の高い持続的な成長を伴う社会を将来の世代に引き継いでいくことを目的に、これから10年間の新たなむらづくりの指針として「第5次片品村総合計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

2 総合計画の概要

(1) 位置付け

本計画は、本村が取り組むむらづくり全分野の方向性を定めるものであり、産業、福祉、教育及び都市基盤整備等、多岐にわたる個別の行政計画を統括するものです。個別の計画との整合を図りながら、むらづくり全体の方向性や重点とすべき問題等、分野横断的視点を持って本村の今後の施策を定め明らかにします。

(2) 構成と期間

本計画は、基本構想と基本計画で構成され、それぞれの内容と期間は、次のとおりです。

①基本構想

基本構想は、本村の特性や村民のニーズ、時代の潮流、さらには直面する課題等を踏まえたうえで、基本理念や将来像、基本目標等を明らかにするもので、令和8（2026）年度を初年度とし、令和17（2035）年度を目標年度とする10年間の長期構想です。

②基本計画

基本計画は、基本構想で示された施策の体系に基づき、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたって具体的に定めるものです。計画期間は、社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、前期5年（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）、後期5年（令和13（2031）年度～令和17（2035）年度）の2期に分けて策定します。中間年において見直しを行えるようにし、適切な進行管理と状況に応じた施策の柔軟な展開を図ります。

年度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)
基本構想	10年									
基本計画	5年（前期）					5年（後期）				

(3) 役割

総合計画は、本村のむらづくりにおける行政運営の基本となる地方自治体の「最上位計画」です。そのため、本計画は、今後のむらづくりの方向性を示すものであり、次のような役割を持ちます。

●行政運営・自治体経営の基本指針

本計画は、本村の中長期的な展望や環境の変化に柔軟かつ迅速、そして計画的に対応していくための行政運営の基本指針です。地方分権時代にふさわしい自治体経営を確立するため、各施策・事業を総合的かつ計画的に推進するための総合指針となります。

●最上位計画としての統合的な役割

本計画は、本村の最上位計画として、「ビジョン」とその達成に向けた「基本姿勢」を示し、個別計画の策定・見直し時の基本的な指針となります。

また、各分野の事業計画が効率的に機能するよう、計画間の連動性を高める大局的な立場から策定されたものです。

●村内外の多様な主体による尊重と共通目標

本計画は、村民・団体・事業者等、村内の多様な主体の活動指針であり、国や群馬県等、外部機関が村内で事業を行う際にも最大限尊重されるべき計画です。

加えて、村民一人一人が主体的にむらづくりに参画・協働するための共通目標としての役割も担います。

●広域的な連携と調整の基盤

本計画は、国・県・周辺自治体との広域的な行政連携の基礎として、必要な施策や事業を調整・反映していくための土台となります。

3 総合戦略の統合

本村では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少の抑制及び持続可能なむらづくりの実現に向けた5年間の取組をまとめた「第2期総合戦略」を、令和3（2021）年度に策定しました。

上述のとおり、「総合計画」は村の最上位計画として、行政経営の基本方針や全般的な施策の方向性を定めるものであり、村の将来像を包括的に描くものです。一方、「総合戦略」は、その中でも特に人口減少という喫緊の課題に対応するため、特化した施策と取組を整理した実行計画です。

人口減少対策は、本村において最重要かつ優先的に取り組むべき課題であることから、「人口減少と地域経済縮小の緩和」、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を目指してきました。

そのような中、後述するように、国は「地域未来戦略」を推進し、地方が持つ成長の可能性を最大限に活かすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すことを目指しています。

「総合戦略」は、人口減少対策・地域活性化を目的として、むらづくりにかかる全ての分野から横断連携的な視点で施策を位置付けており、総合計画の重点施策ともいうべきものです。

本計画の策定に当たり、総合戦略を統合することとし、効率的・効果的な施策推進を図ります。

4 国の動向

国は、平成 26（2014）年、まち・ひと・しごと創生法に基づき、少子高齢化の進行や人口減少への対応、東京圏への人口の過度な集中の是正を図り、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的として、地方創生に向けた取組を進めてきました。具体的には、地域における多様で魅力ある就業機会の創出、出産・子育て支援、生活必需サービスの維持・確保、移住支援及び政府関係機関の地方移転等、全国各地で様々な施策が展開されています。

しかしながら、人口減少や東京一極集中の流れを大きく転換するまでには至っていない状況です。地方部は我が国の GDP のおよそ半分を占めており、日本全体の経済成長において重要な役割を担う一方、人口減少の進行に伴う消費の減少により、地域経済の縮小が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、国は「地域未来戦略」を推進し、地方が持つ成長の可能性を最大限に活かすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すことを目指しています。今後は、これまでの地方創生の取組に加え、「強い経済」の実現に重点を置き、成長分野や地域産業を核としたクラスターを全国各地に形成することで、地方から日本全体を成長軌道へと導いていく方針としています。

また、「まち・ひと・しごと創生に関する目標」について、「地方創生に関する総合戦略」において示す「目指す姿」を基本として位置づけています。併せて、「まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向」については、同構想における基本姿勢や政策の柱、各主体の役割を踏まえ、地方創生施策を展開することとしています。具体的には、

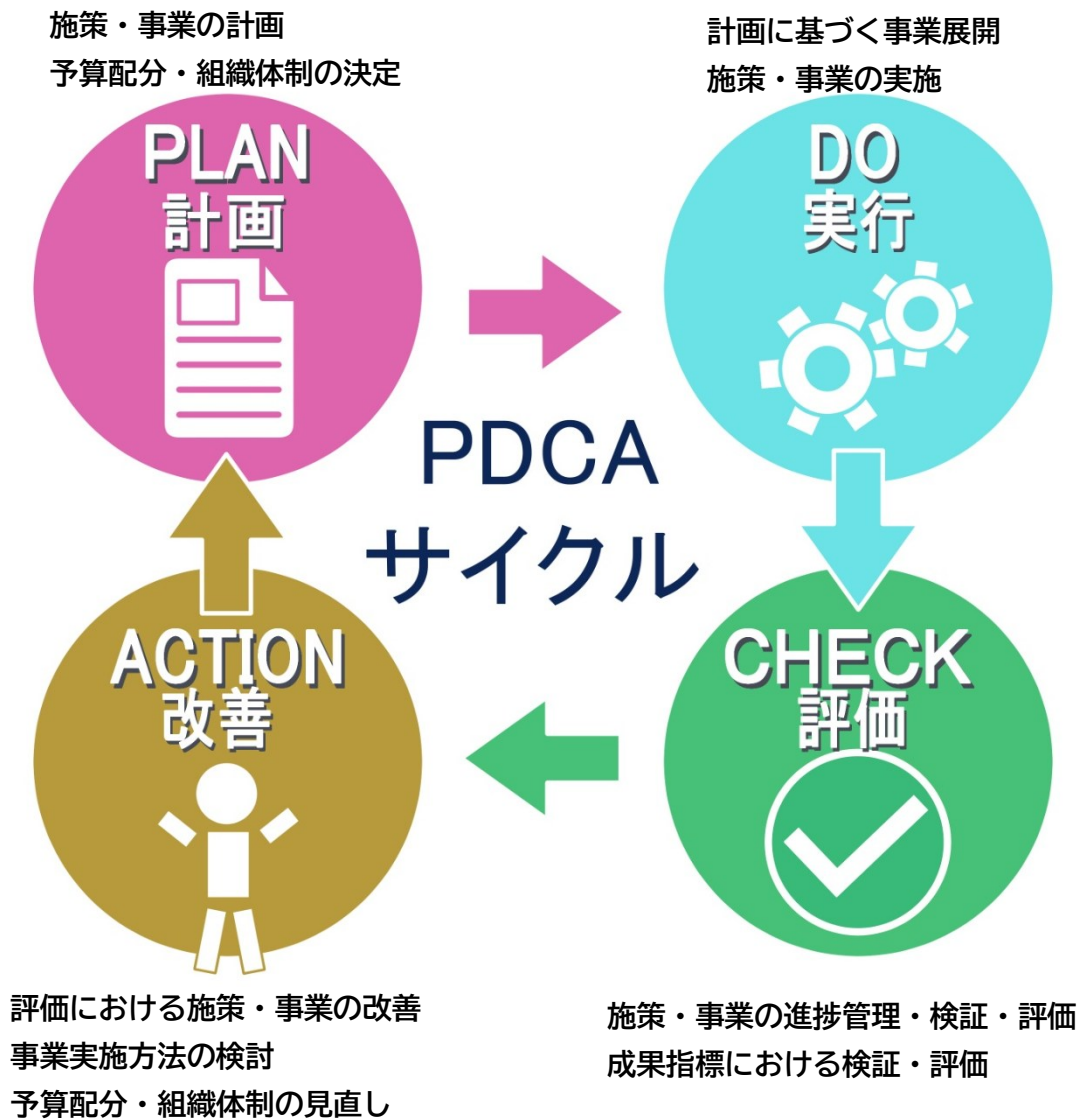
- ・人口減少を正面から受け止めた上での施策展開
- ・若者や女性にも選ばれる地域づくり
- ・異なる要素の連携と「新結合」
- ・AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装
- ・都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進
- ・好事例の普遍化（点から面へ、地域の多様なステークホルダーの連携）

の基本姿勢・視点に基づき、関連施策を展開すること等としています。

5 進行管理

本村では、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。本計画（Plan）の内容に基づいて事業を実行（Do）し、評価・検証（Check）を継続的に実施する必要があります。

また、必要に応じて、計画や事業の改善や見直し（Action）を行い、その結果に応じて、改めて計画を立案（Plan）していくことが重要です。



第2章 片品村の現況

1 本村の概要

(1) 位置・アクセス

本村は、群馬県の北東部に位置し、尾瀬国立公園の玄関口として知られる自然豊かな山村で、栃木県や新潟県、福島県との県境に接しています。主な居住地域の標高は約700～1,000mにあり、冬は関東で唯一の特別豪雪地帯としてスキーやスノーボード、夏は登山やハイキング等、四季折々のアクティビティが楽しめます。

東京都心からのアクセスは、関越自動車道・沼田インターチェンジを経由して車で約2時間半程度、公共交通機関を利用する場合は新幹線や在来線、路線バスを乗り継いで約4時間半ほどです。都市部からの距離はありますが、首都圏から自然を満喫できる数少ない山岳エリアとして、多くの観光客や登山者に親しまれています。

本村の位置と主要アクセス



出典：片品村田舎暮らし応援サイト空き家&仕事バンク

(2) 歴史

片品村には約4,000年前の縄文時代中期から人々が居住していた痕跡があり、縄文式土器の破片や崖墓（がいぼ）、準横穴式住居跡等が発見されています。寒冷な気候のため、弥生時代の稲作文化の浸透は遅れ、縄文文化が長く続いたと考えられています。

律令時代には、片品村は「利根郡笠科郷（かさしなごう）」と呼ばれ、これが転訛（てんか）して現在の「片品」になったと伝えられています。この時代から平安時代にかけて、地域を支配する豪族が存在したと考えられ、古墳等の遺構がその証拠とされています。

鎌倉時代には地頭として大友氏が登場し、南北朝時代には沼田氏が台頭し、利根一帯を支配しました。その後、関東管領上杉氏、北条氏、武田氏の家臣である真田昌幸が統治し、五代にわたり支配が続きました。

関ヶ原の戦い以降、片品村内の戸倉には関所が設けられ、「入り鉄砲出女」の取り締まり等、重要な役割を果たしました。この時期には金井沢金山の採掘、タバコ栽培、木工業及び養蚕等の産業が興り、地域経済が発展しました。しかし、真田氏の重税等により、徳川幕府に領地を没収されることとなりました。

明治時代の町村制施行に伴い、明治22(1889)年に現在の片品村の形が形成されました。現在、片品村は尾瀬国立公園の玄関口として知られ、尾瀬、武尊山、日光白根山及び丸沼・菅沼等の自然景観が魅力です。また、スキー場や温泉地も多く、四季を通じて観光客が訪れる地域となっています。

(3) 集落と生活圏

本村の集落は、本村の中央を流れる片品川と、その支流である小川や塗川の流域に沿って点在しています。これらの集落は、清らかな水環境と調和しながら、地域住民によって持続的に保全されています。

片品村は関東唯一の「特別豪雪地帯」に指定されていて、冬季には多くの降雪がありますが、越後山脈を越えて降る雪は水分の少ないパウダースノーです。また、太平洋側に属するため、雪が降っても明るい日が多く、冬でも閉ざされた印象はありません。

本村の中心部は、村役場、診療所、商店、金融機関、小学校・中学校及び保育所等の主要な生活機能が集中しています。

また、本村は尾瀬国立公園への玄関口があり、観光業が盛んな地域です。冬はスキーリゾート地としてにぎわい、旅館や民宿・ペンション等の観光関連施設も多くあります。生活インフラはやや限られてはいますが、観光客向けのサービスを通じた季節収入が地域の支えとなっています。

農村・山間部は、農業や林業、自然体験型観光が中心産業です。生活施設は少ないものの、集落毎の結びつきが強く、地域活動も活発です。車社会が前提であり、買い物・医療等は中心部への依存が高くなっています。

本村の集落と主要施設



出典：片品村田舎暮らし応援サイト空き家&仕事バンク

(4) 産業

産業は、豊かな自然環境と高原気候を活かした農業と観光業が二大基幹産業となっています。また、地域の特性を活かした林業や小規模な製造業も存在し、本村の経済を支えています。

本村は高冷地に位置し、昼夜の寒暖差を利用した高原野菜の栽培が盛んです。主な農産物は、トマト、ダイコン、レタス、ハウレンソウ、トウモロコシ及び豆類です。

また、四季折々の自然を活かした観光資源にも恵まれ、本村は尾瀬国立公園の玄関口としても知られていて、年間を通じて多くの観光客が訪れます。主な観光資源は尾瀬、武尊山、日光白根山や丸沼・菅沼を中心とした豊かな自然、5つのスキー場及び9つの温泉地です。

これらの観光資源を活かし、宿泊施設や飲食店、土産物店等の関連産業も発展しています。

さらに、本村の総面積の約92%は森林で占められていて、林業も重要な産業の一つです。森林整備や間伐材の活用、バイオマス事業等が行われています。

2 村民アンケート

(1) アンケート調査の概要

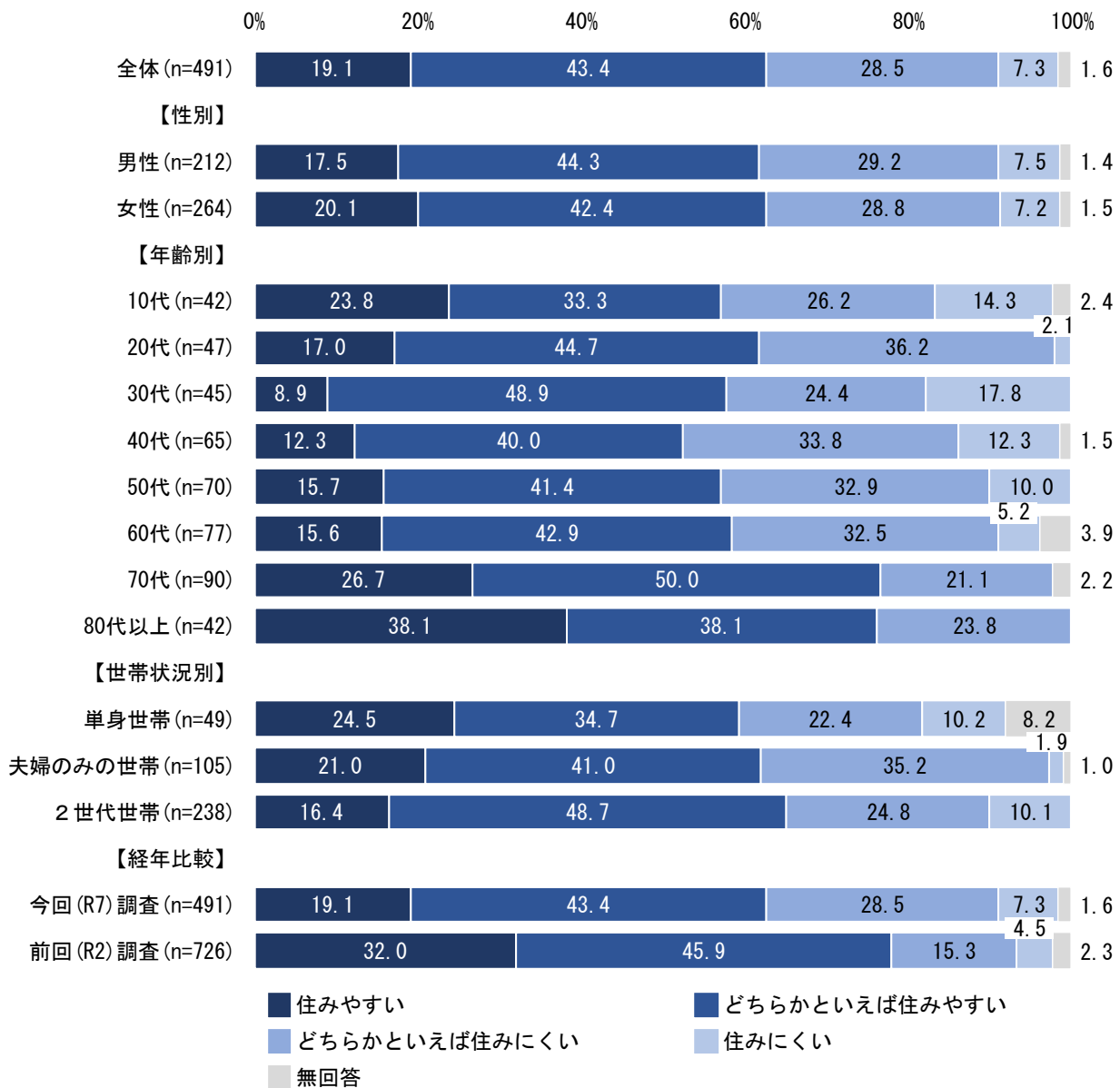
本計画の策定に当たり、村民の皆様のご日常生活における実情や感じている課題及び今後本村に期待すること等を把握することを目的に、「第5次片品村総合計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

調査対象者	片品村に在住の方
調査数	1,000 通
調査方法	郵送配布・回収
調査時期	令和7年2月27日～4月4日
調査票回収数	491 件
調査票回収率	49.1%

(2) 調査結果 (一部抜粋)

① 住みやすさ

全体では、「どちらかといえば住みやすい」が43.4%と最も高く、「どちらかといえば住みにくい」が28.5%、「住みやすい」が19.1%と続いています。「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた『片品村は住みやすい』は62.5%となっています。一方、「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」を合わせた『片品村は住みにくい』は35.8%となっています。

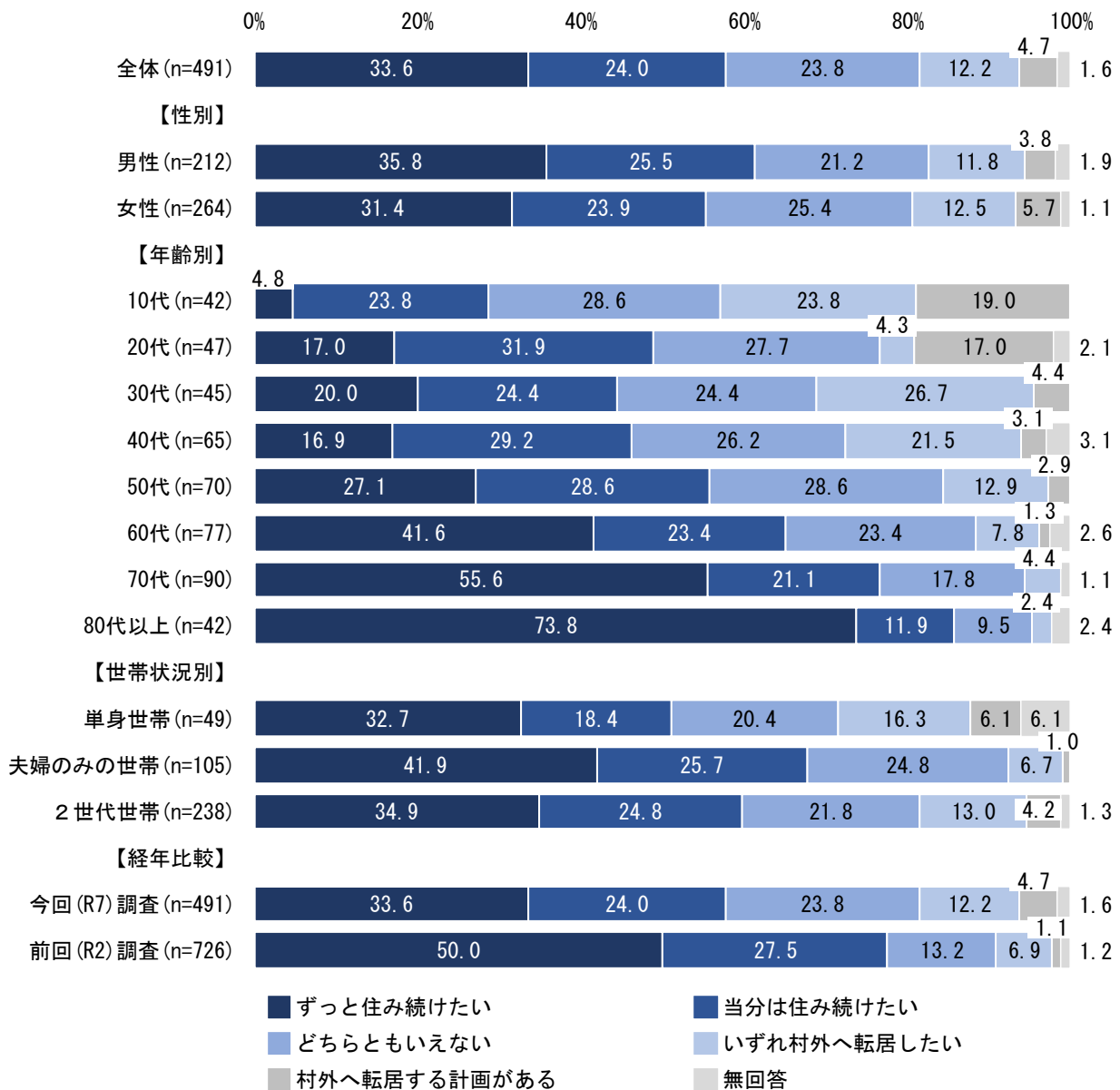


②永住の意向

全体では、「ずっと住み続けたい」が 33.6%と最も高く、「当分は住み続けたい」が 24.0%、「どちらともいえない」が 23.8%と続いています。「ずっと住み続けたい」と「当分は住み続けたい」を合わせた『住み続けたい』は 57.6%となっています。一方、「いずれ村外へ転居したい」と「村外へ転居する計画がある」を合わせた『転居したい（する予定）』は 16.9%となっています。

年齢別では、年齢が下がるほど「村外へ転居する計画がある」の割合が高くなる傾向にあります

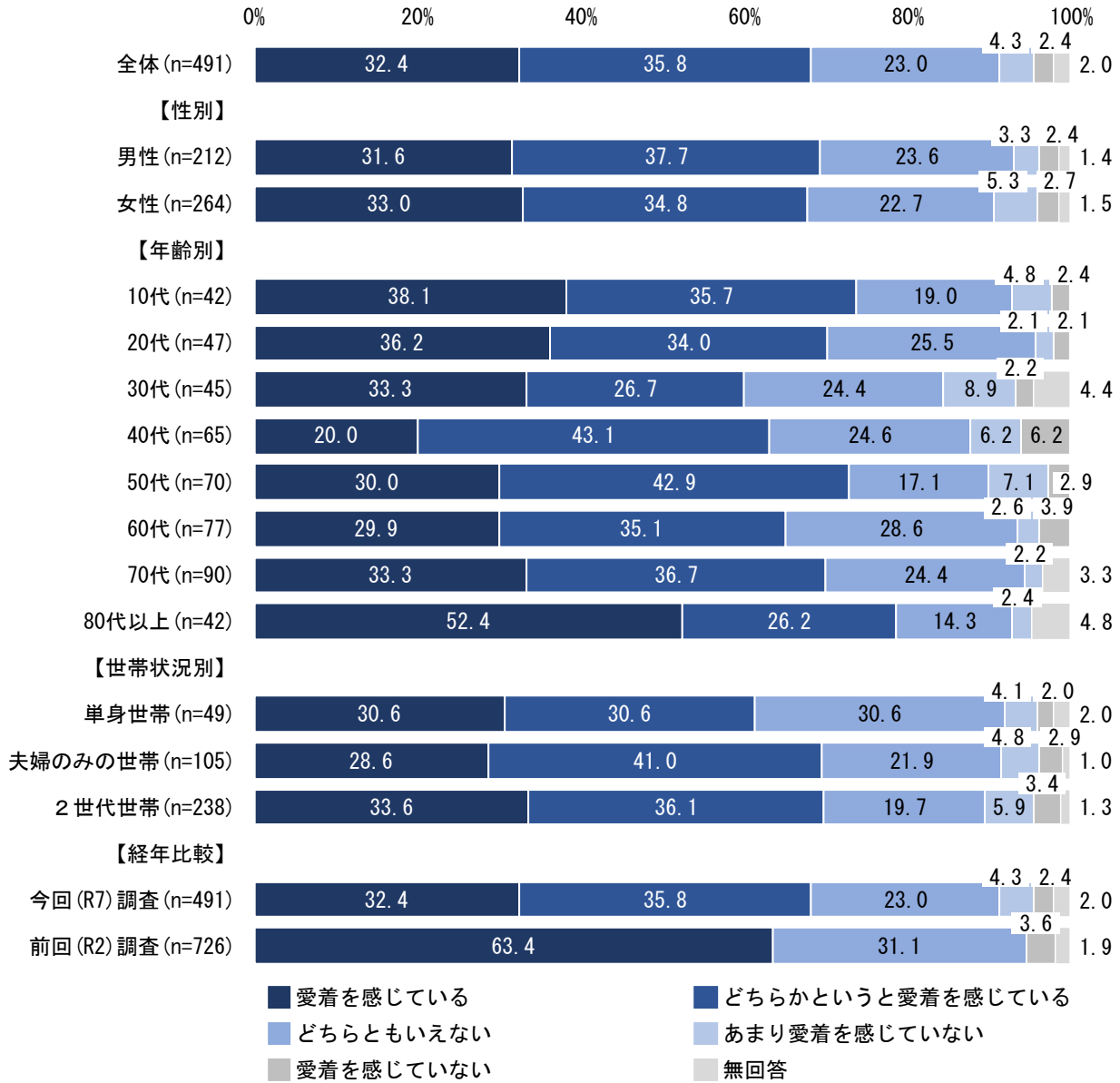
経年比較では「ずっと住み続けたい」は、前回（R2）調査（50.0%）が今回（R7）調査（33.6%）を 16.4 ポイント上回っています。



③片品村に対する愛着

全体では、「どちらかというとな愛着を感じている」が 35.8%と最も高く、「愛着を感じている」が 32.4%、「どちらともいえない」が 23.0%と続いています。

世帯状況別では、2世代世帯で「愛着を感じている」が 33.6%と高くなっています。



※「どちらかというとな愛着を感じている」「あまり愛着を感じていない」は前回調査の項目にありません。

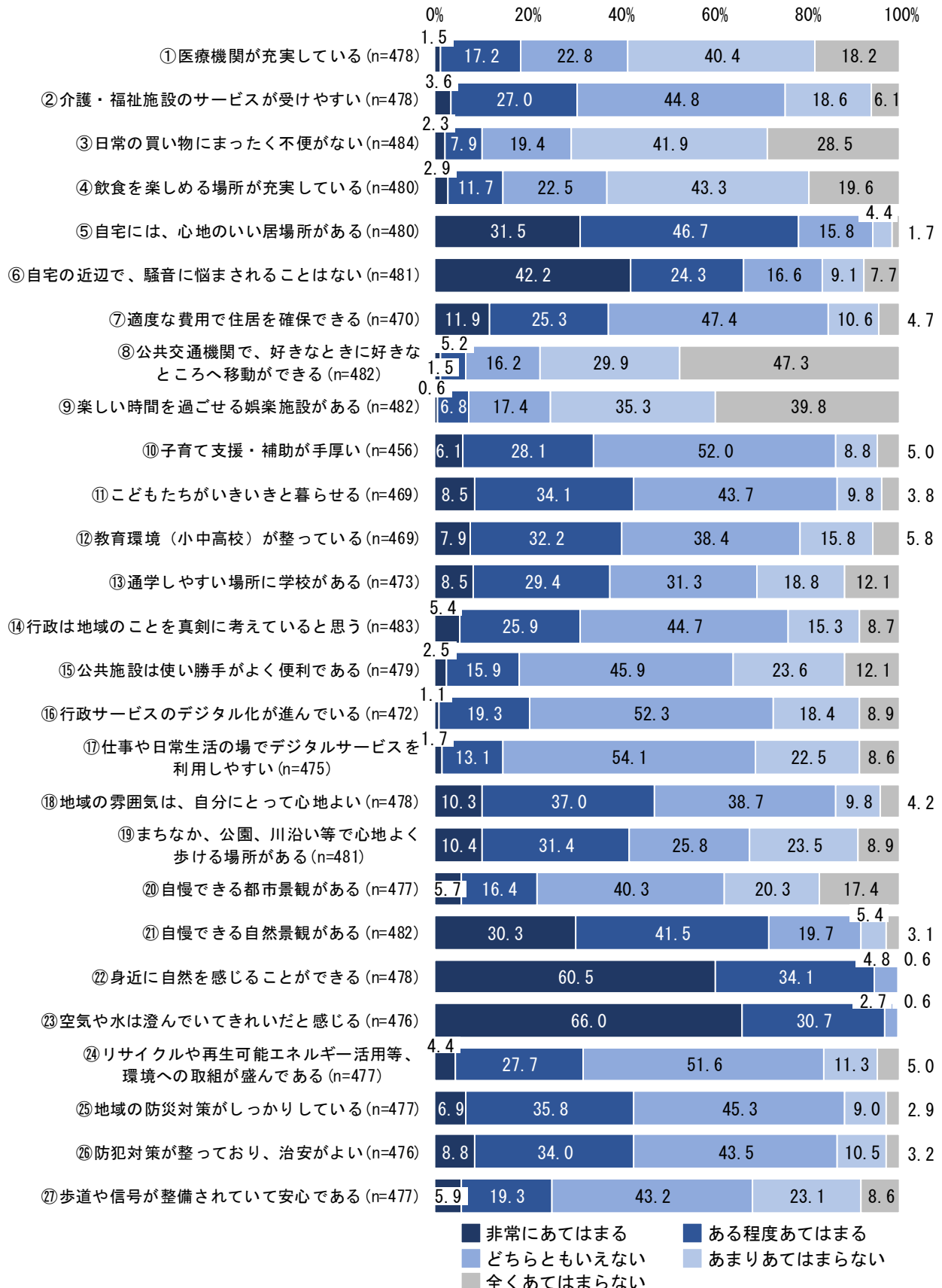
④片品村の誇り（魅力）

全体では、「豊かな自然」が79.6%と最も高く、「スキー場」が48.3%、「お水」が44.8%と続いています。

		(%)	豊かな自然	スキー場	お水	温泉	人情味あふれる地域住民	アウトドア・アクティビティ	地元の食文化	地域行事や祭り	歴史や伝統	無回答
全体 (n=491)			79.6	48.3	44.8	31.6	17.9	12.2	4.1	3.9	3.1	3.3
【性別】	男性 (n=212)		81.1	50.0	40.1	31.1	16.5	14.6	3.3	4.2	3.8	1.9
	女性 (n=264)		79.2	47.0	49.2	32.6	19.7	10.2	4.5	3.8	2.7	3.4
【年齢別】	10代 (n=42)		81.0	59.5	40.5	21.4	33.3	11.9	4.8	23.8	4.8	0.0
	20代 (n=47)		80.9	59.6	55.3	25.5	4.3	17.0	2.1	0.0	4.3	0.0
	30代 (n=45)		71.1	57.8	53.3	20.0	6.7	17.8	2.2	0.0	0.0	4.4
	40代 (n=65)		87.7	58.5	32.3	24.6	16.9	24.6	1.5	3.1	3.1	1.5
	50代 (n=70)		78.6	45.7	45.7	34.3	17.1	10.0	4.3	2.9	1.4	2.9
	60代 (n=77)		81.8	40.3	45.5	41.6	22.1	9.1	7.8	1.3	1.3	1.3
	70代 (n=90)		77.8	42.2	47.8	34.4	18.9	5.6	3.3	2.2	4.4	5.6
80代以上 (n=42)		78.6	28.6	40.5	47.6	26.2	4.8	4.8	4.8	7.1	4.8	
【世帯状況別】	単身世帯 (n=49)		75.5	38.8	38.8	34.7	18.4	14.3	2.0	8.2	0.0	6.1
	夫婦のみの世帯 (n=105)		81.9	40.0	49.5	40.0	15.2	8.6	6.7	2.9	3.8	1.9
	2世代世帯 (n=238)		80.3	49.6	45.0	27.3	17.2	13.4	3.4	2.9	2.9	2.1

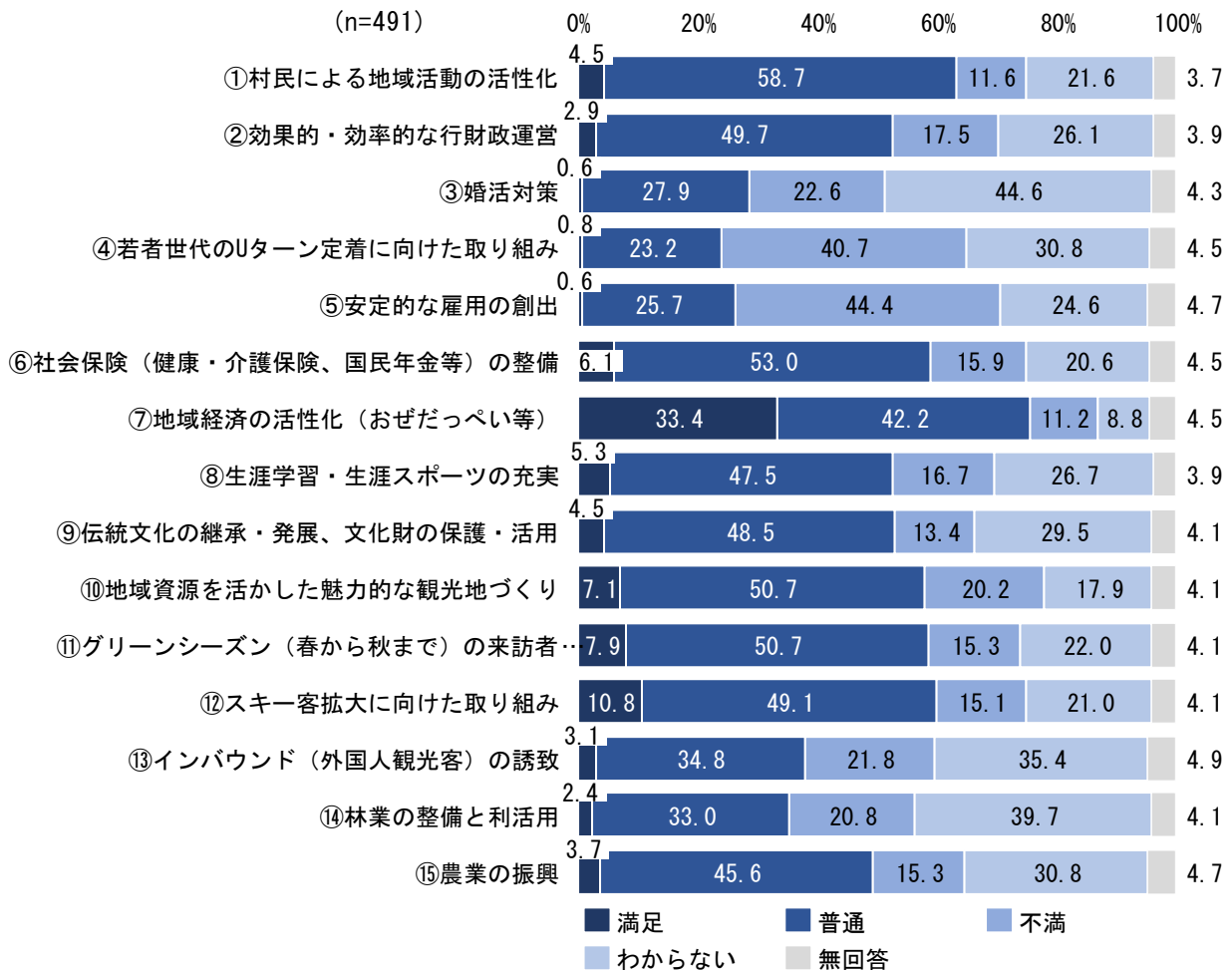
⑤片品村の生活環境

生活環境に関することで「非常にあてはまる」の割合を見ると、<②③空気や水は澄んでいてきれいだと感じる>が 66.0%と最も高くなっています。一方、「全くあてはまらない」の割合を見ると、<⑧公共交通機関で、好きなときに好きなところへ移動ができる>が 47.3%と最も高くなっています。

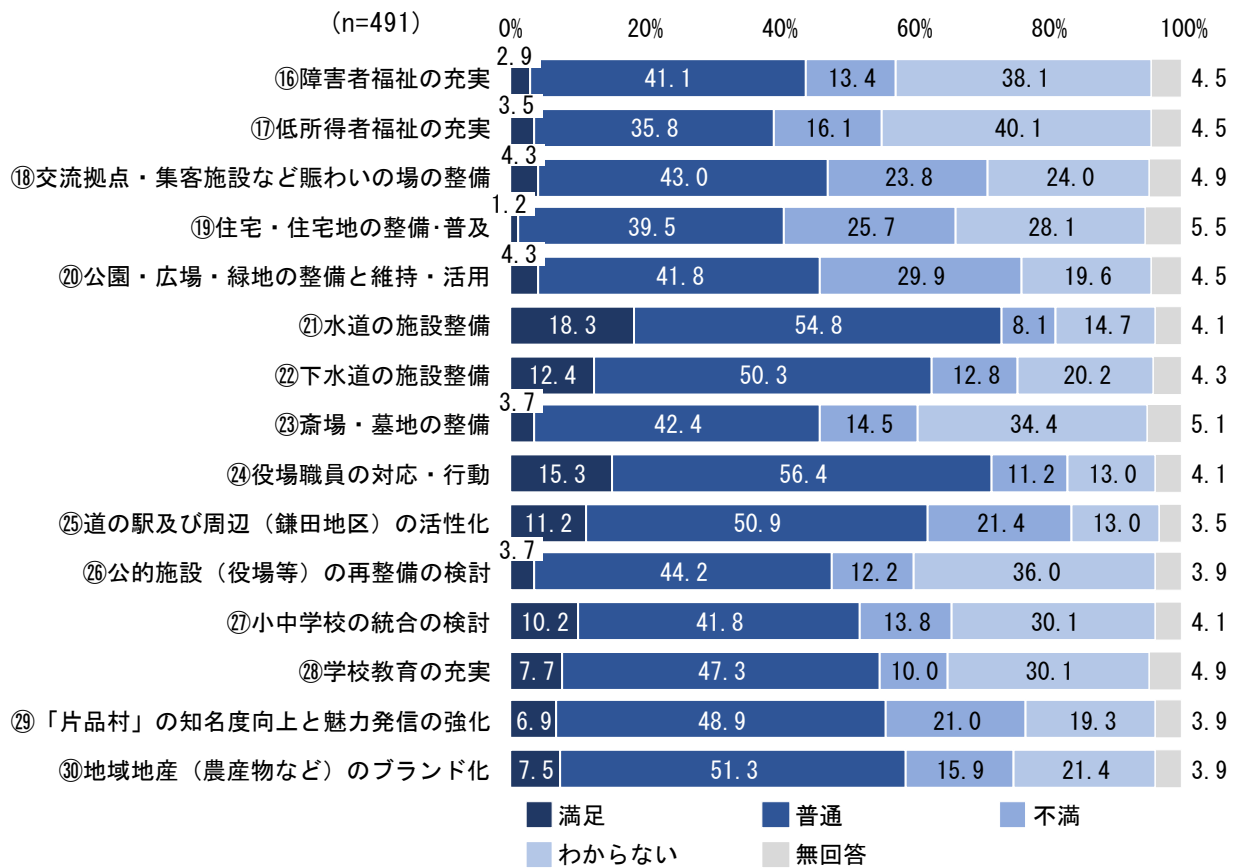


⑥片品村の取組についての「満足度」

片品村の取組に関することで「満足」の割合を見ると、＜⑦地域経済の活性化（おぜだっぺい等）＞が 33.4%と最も高く、＜②①水道の施設整備＞が 18.3%、＜②④役場職員の対応・行動＞が 15.3%と続いています。一方、「不満」の割合を見ると、＜⑤安定的な雇用の創出＞が 44.4%と最も高く、＜④若者世代のUターン定着に向けた取り組み＞が 40.7%、＜②⑩公園・広場・緑地の整備と維持・活用＞が 29.9%と続いています。



※⑬～⑳は次ページに続きます。



⑦地域幸福度 (Well-Being)

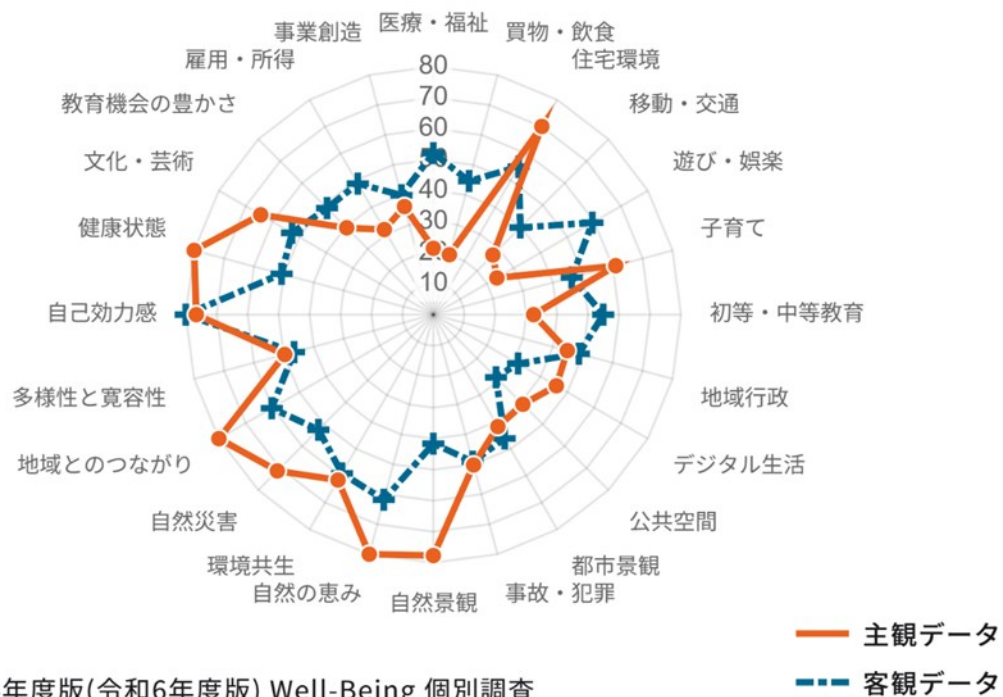
Well-Being 指標は、地域に関する「主観指標」(今回の調査結果)と「客観指標」(約 200 個からなるオープンデータ)を根拠にしています。

主観指標・客観指標は、3つの因子群(生活環境、地域の人間関係、自分らしい生き方)から構成され、本村の強み・弱みを主観・客観の両面から把握可能となっています。各指標は、全国平均と自治体の数値から計算される偏差値で示されます。

全 24 のカテゴリ(生活環境:16 因子、地域の人間関係:2 因子、自分らしい生き方:6 因子)における、主観指標と客観指標のギャップを確認します。主観指標と客観指標のギャップが大きい項目を見ると、「自然景観」で主観指標(77.7)が客観指標(41.6)を 36.1 ポイント上回っています。一方、「遊び・娯楽」で客観指標(59.3)が主観指標(23.7)を 35.6 ポイント上回っています。

主観指標と客観指標の偏差値

カテゴリ別



【出典】2024年度版(令和6年度版) Well-Being 個別調査

※本指標は、デジタル庁が提供する地域幸福度 (Well-Being) 指標利活用サービスから引用しています

※地域幸福度 (Well-Being) 指標利活用サービスのホームページでは、令和4～6年度の全国調査/個別調査の結果をダッシュボードで閲覧することが可能です

※表示される数値(偏差値)の最小値は20、最大値は80に設定されています

3 第4次総合計画後期基本計画の検証

(1) 第4次総合計画後期基本計画の達成状況

第4次総合計画後期基本計画では、将来像「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ～世界を視野に～」を実現するために、施策として、5つの大項目、13の中項目及び44の小項目を定めて、取組を推進しました。

第4次総合計画後期基本計画の各施策の達成状況について、担当課が5段階（A～E）で評価を実施しました。

評価の「A」は5、「B」は4、「C」は3、「D」は2、「E」は1とした場合の、各施策の評価平均値は、次のとおりです。

第4次総合計画後期基本計画達成状況

大項目	中項目	小項目	評価の平均
1 村民・行政	1-1 村民と行政との協働	1-1-1 村民参画	3.7
		1-1-2 地域活動	3.1
		1-1-3 男女共同参画	3.0
		1-1-4 国際交流・地域間交流	1.7
	1-2 行財政	1-2-1 行政運営	3.0
		1-2-2 財政運営	3.1
1-2-3 広域行政		3.1	
2 保健・福祉	2-1 保健	2-1-1 健康づくり	4.5
		2-1-2 地域医療	3.8
	2-2 福祉	2-2-1 地域福祉	4.7
		2-2-2 次世代育成	4.2
		2-2-3 高齢者福祉	4.1
		2-2-4 障害者（児）福祉	4.4
		2-2-5 低所得者福祉	4.7
		2-2-6 勤労者福祉	4.0
2-3 社会保険	2-3-1 健康保険・介護保険・国民年金	4.4	
3 教育・文化	3-1 生涯学習	3-1-1 学校教育	4.3
		3-1-2 社会教育	3.7
	3-2 文化・スポーツ	3-2-1 文化・芸術	3.0
		3-2-2 スポーツ・レクリエーション	3.9
4 環境・安全	4-1 生活環境	4-1-1 自然環境	2.8
		4-1-2 景観	3.4
		4-1-3 住宅・住宅地	3.7
		4-1-4 公園・広場・緑地	2.0
		4-1-5 水道	2.6
		4-1-6 下水道	2.3
		4-1-7 環境衛生	3.2
		4-1-8 環境保全	2.3
		4-1-9 斎場・墓地	5.0
	4-2 生活安全	4-2-1 消防・救急	3.8
		4-2-2 防災	3.8

大項目	中項目	小項目	評価の平均
		4-2-3 交通安全・防犯	3.8
		4-2-4 消費生活	2.3
	4-3 地域基盤	4-3-1 土地利用	3.3
		4-3-2 道路	2.5
		4-3-3 公共交通	1.5
	4-4 情報・エネルギー	4-4-1 地域情報網	3.9
		4-4-2 地域新エネルギー	2.0
5 産業・雇用	5-1 ものづくり	5-1-1 農業	3.1
		5-1-2 林業・内水面漁業	2.9
		5-1-3 工業	1.4
	5-2 商業・観光・雇用	5-2-1 商業	1.8
		5-2-2 観光	1.7
		5-2-3 雇用	2.3

(2) 今後解決していくべきであると想定される課題

第4次総合計画後期基本計画の進捗評価では、1点台から2点台後半の評価の施策もあり、特に「国際交流・地域間交流」(1.7)、「公園・広場・緑地」(2.0)、「下水道」(2.3)、「環境保全」(2.3)、「消費生活」(2.3)、「公共交通」(1.5)、「地域新エネルギー」(2.0)、「工業」(1.4)、「商業」(1.8)及び「観光」(1.7)等が低評価となっています。

一方、「健康づくり」(4.5)、「地域福祉」(4.7)、「次世代育成」(4.2)、「高齢者福祉」(4.1)、「障害者(児)福祉」(4.4)、「低所得者福祉」(4.7)、「勤労者福祉」(4.0)、「健康保険・介護保険・国民年金」(4.4)、「学校教育」(4.3)及び「斎場・墓地」(5.0)では一定の成果が見られます。

上記より、国際交流や公共交通、工業・商業等の地域活性化関連施策が低評価となっており、産業振興や交流促進、移動手段の確保が今後必要となることが想定されます。その一方で、福祉や教育分野は高評価であり、成果の定着を図るとともに、他分野へ好事例を展開することが必要となります。

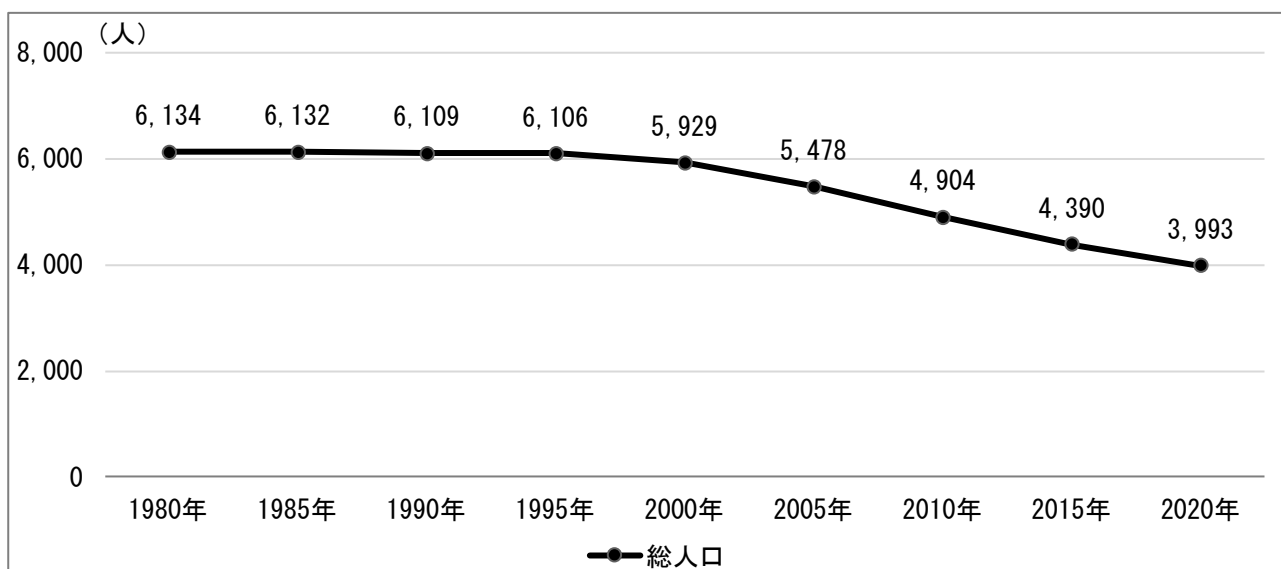
4 現代社会が直面する問題や変化

(1) 少子高齢化と人口減少社会

本村では、昭和 55 (1980) 年に 6,134 人だった人口が、令和 2 年 (2020 年) には 3,993 人と約 34.9%減少しました。特に平成 7 年 (1995 年) を境に年少人口と高齢人口が逆転し、少子高齢化が進行しています。2050 年には人口が約 1,779 人に減少することが予測されています。

このような人口減少と高齢化の進行により、労働力不足や地域経済の縮小、公共サービスの維持困難等、様々な課題が顕在化しています。特に、若年層の村外流出が顕著であり、地域の活力低下が懸念されています。これに対処するため、移住・定住促進や子育て支援、高齢者福祉の充実等、多角的な施策が求められています。

本村の総人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

(2) 地域福祉に関する取組

本村では、人口減少や少子高齢化、核家族化により、特に山間部の集落で高齢者のみの世帯や独居高齢者が増加し、買い物や通院等、日常生活の利便性にも課題が生じています。また、社会環境の変化によりライフスタイルや価値観も多様化し、村民が抱える問題は複雑化しています。こうした状況を踏まえ、福祉サービスの充実に加え、地域内のつながりや支え合いを重視することが重要です。「自助・共助・公助」の理念のもと、誰もが安心して暮らせる体制づくりを進め、村民参画と関係団体との協働により、持続可能な共生社会の実現を目指します。

(3) ライフスタイルや価値観の多様化

本村では近年、個人の豊かさや生活の質に加え、自然との共生や持続可能な暮らしを重視する価値観が広がっています。一方で、雇用の不安定化や少子高齢化、核家族化により、家族や地域

のつながりが希薄化し、問題も複雑化しています。こうした中で、本村では生涯にわたる健康づくりやスポーツ活動の充実を図るとともに、障がい者の社会参加、男女共同参画及び多文化共生等、多様性を尊重した地域づくりに取り組んでいます。自然や人の力を活かし、支え合う社会の実現を目指します。

（４）国を挙げた地方創生の取組

国や地方の財政が厳しさを増す中、国においては平成 26（2014）年 9 月に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、「長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する等、持続可能な地域社会の実現に向けた地方創生の取組を進めています。

本村においても、国の方針に基づき、「片品村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少や高齢化が進行する中であっても、将来にわたり活力ある地域社会を維持するための施策に取り組んできました。特に、豊かな自然や観光資源を活かした移住・定住の促進、農業や観光業の担い手の育成、地域おこし協力隊の導入等、多様な人材との関わりを通じた地域の再生に努めています。

若い世代が本村に移住し、就業・起業等を通じて地域との新たな関係を築く動きも徐々に見られるようになっており、二拠点生活や副業・兼業による柔軟な働き方、さらには高原野菜や観光資源のブランド化等、本村ならではの地域資源を活かした多様な取組が展開されています。

こうした地方創生の動きを加速するため、令和 7（2025）年 12 月に閣議決定された「地域未来戦略（地方創生に関する総合戦略）」では、これまでの地方創生施策のフォローアップとともに、「強い経済」「豊かな生活環境」「選ばれる地方」の実現に重点を置く国家戦略として地方創生を推進することが掲げられています。本戦略では、地域毎に戦略的な産業クラスターの形成や地場産業の付加価値向上、中堅・中小企業の支援等を通じて地方経済の成長を図る方向性が示され、地方における生活環境の充実や若者・女性にとって魅力ある地域づくりを進めることが基本方針として位置付けられています。

これらの国の基本方針を踏まえ、本村においても、デジタル技術の利活用に加えて、地域産業の強化や生活環境の向上を推進し、持続可能な地域社会の実現を目指していきます。

（５）産業構造の変化

コロナ禍の収束後も国際情勢の不安定化により、エネルギーや資材価格の高騰が本村の農業や観光業に影響を与え、地域経済の脆弱性が顕在化しています。また、少子高齢化と人口減少により、産業の担い手不足が深刻化し、持続可能な地域づくりには人材の確保が不可欠です。そのため、中小企業や農業法人への支援、若者や移住者の就業促進、観光と農業の連携及び新産業の創出等を通じた産業基盤の強化が求められています。

（６）環境問題に関する意識

近年、地球温暖化の進行により、世界各地で洪水や干ばつ、超大型台風といった異常気象が頻発し、各地で深刻な被害が発生しています。本村においても、夏季の集中豪雨や極端な気温差、

積雪量の変動といった気候変動の影響が見られるようになり、環境への配慮は本村の将来に直結する重要事項となっています。

こうした中で、本村は令和4（2022）年2月に「片品村ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロの実現を目指す方針を打ち出しました。また、同年4月には、環境省が取り組む「ゼロカーボンパーク」に「群馬／尾瀬かたしなエリア（尾瀬国立公園）」として、全国の村として初めて登録されました。これは、自然環境の保全と脱炭素のむらづくりを同時に推進する、全国的にも先進的な取組として位置付けられています。

村内では、公共施設への太陽光発電設備の導入や、地域森林資源の循環的活用、環境教育の強化等を通じて、持続可能な地域経営の基盤を築いています。また、観光や農業といった地域産業においても、環境負荷の少ない運営が求められる中、再生可能エネルギーの導入や省資源・省エネルギーの工夫が進められています。

今後も本村では、「片品村ゼロカーボンシティ宣言」のもと、環境と調和した持続可能な地域づくりに向けて、村民・事業者・行政が一体となった取組を継続していきます。

（7）災害への備えと感染症対策の取組

東日本大震災以降、本村でも地震や土砂災害、線状降水帯による豪雨等、多様な災害リスクが高まっており、令和6（2024）年の能登半島地震を機に防災への関心が一層強まっています。本村では地域防災計画に基づき、避難所整備や訓練、防災情報の強化に加え、個別避難計画の策定による高齢者や障がい者への避難支援体制や、協定福祉避難所との協力体制の整備を進めています。また、感染症との複合災害に備えた避難所運営訓練も実施しています。今後も「自助・共助・公助」の体制で災害に強い地域づくりを進めていきます。

（8）公共施設等の維持管理

本村では、道路・橋梁・上下水道等の老朽化に伴う更新費用が問題となっており、特に広範な山間部でのインフラ維持には多大な労力とコストを要します。人口減少により公共施設の利用も減少傾向にある中、効率的な管理が重要です。このため「片品村公共施設等マネジメント計画」に基づき、橋梁の長寿命化や施設の再配置・複合化を推進していきます。国と連携しつつ、計画的なインフラ維持と村民ニーズに即した持続可能なむらづくりに取り組んでいきます。

5 これからの本村に必要な視点

(1) 持続可能なまちづくり ～SDGs～

施策展開の視点として、SDGs との整合を取るものとします。

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成 27(2015)年の国連サミットで採択された令和 12(2030)年を目標年とする国際社会共通の目標です。17 のゴール、169 のターゲット及び約 230 の指標で構成され、経済・社会・環境の広範な課題に対し、「誰一人取り残さない」ことを理念としています。我が国では、平成 28(2016)年に SDGs 推進本部を設置し、実施指針を策定しました。地方自治体に対しても、計画策定時には SDGs の要素を最大限反映することを求めています。

また、平成 29(2017)年の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」改訂版では、地方における SDGs 推進が地方創生に資するとされ、異なる主体間の共通言語として SDGs を活用することで、政策目標の理解と業務連携が進むと示されています。

一方、SDGs の目標には国家レベルの課題も多く含まれるため、自治体では地域の実情に即して取捨選択し、再構成することが必要です。国際的な地方自治体組織や、国内のガイドライン等も参考にしながら、地域に即した SDGs の実践が求められます。

総合計画は、将来像の実現に向けて行政と村民が一体となって取り組むものであり、その方向性は SDGs と一致する部分が多くあります。計画の推進は SDGs の達成にも貢献するものであり、地域が国際的な目標とつながる実感は、村民の誇りの醸成にもつながります。今後は、SDGs を意識した総合計画の展開を通じて、持続可能な地域づくりを進めていくことが重要です。

SDGs のポスター

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) DX (デジタル・トランスフォーメーション)

現在は、「ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる DX (デジタル・トランスフォーメーション)」が進展しつつあります。この変化は段階的に社会へ浸透し、大きな影響を及ぼすと考えられます。はじめに、インフラ、制度、組織及び生産方法といった従来の社会・経済システムに、AI や IoT 等の ICT が導入されます。次に、それらの技術を活用できるよう、システムそのものが変革されていきます。そして、ICT の能力を最大限に引き出すことのできる、新たな社会・経済システムが誕生することが期待されます。

こうした時代の流れの中で、将来を見据えた持続可能な地域づくりを進めていくためには、本村においても「DX の視点」を的確に組み込むことが求められます。急速に進展するデジタル技術は、私たちの暮らしや地域社会の構造を大きく変えつつあり、本村においてもこれに柔軟に対応し、地域の価値を再構築していく必要があります。

DX を進めるうえでは、単に技術を導入するだけでなく、組織や人材の意識改革が不可欠です。庁内における部門横断的なデジタル推進体制の整備や、地域内外の多様な主体との連携・協働を通じて、柔軟かつ創造的な地域経営を目指すことが重要です。

今後は、本村の実情に応じて DX の視点を本計画に組み込み、村民の幸福や地域の持続的な発展に資する、より実効性のある計画としていくことが求められます。

DX のイメージ図



第2部 基本構想

第1章 村の将来像

本村はこれまで、「豊かな自然と調和した、観光と農業の村」を目指した第1次総合計画（昭和62（1987）年3月）、「花の谷構想— 遙かなる花の谷 微笑みの住む郷に —」を目指した第2次総合計画（平成8（1996）年3月）及び「尾瀬の郷構想— “小さくても輝く村” を目指して—」を目指した第3次総合計画（平成18（2006）年4月）を引き継ぎ、第4次総合計画（平成28（2016）年3月）では「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ～世界を視野に～」の実現に取り組んできました。

本村は、世界に誇る尾瀬をはじめ、5つのスキー場や温泉、昼夜の寒暖差が育む高原野菜・果物、腕時計や装飾品等のものづくり及び歴史ある祭りや豊かな生活文化等、多彩な地域資源を有しています。これらを活かし、文化・ふるさと・国際観光の魅力を備えた村として、着実に歩を進めていきます。

次代を担う若者がいきいきと働き、こどもが安心して生まれ育ち、世代や立場を超えて支え合いながら、楽しく安全に暮らせる「むらづくり」の推進が求められています。

本計画では、村の将来像を「伝統と革新が融合する 永遠の輝きを放つ村 尾瀬の郷・かたしな」と定め、「尾瀬かたしな未来プロジェクト」や「片品村5つのゼロ宣言 2050」と連携し、時代の変化に柔軟に対応できる計画運営を進めます。常に状況を的確に把握し、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、人口減少対策として進める「片品版総合戦略」とも一体的に推進していきます。

第5次片品村総合計画 将来像

伝統と革新が融合する 永遠の輝きを放つ村 尾瀬の郷・かたしな

尾瀬かたしな未来プロジェクト

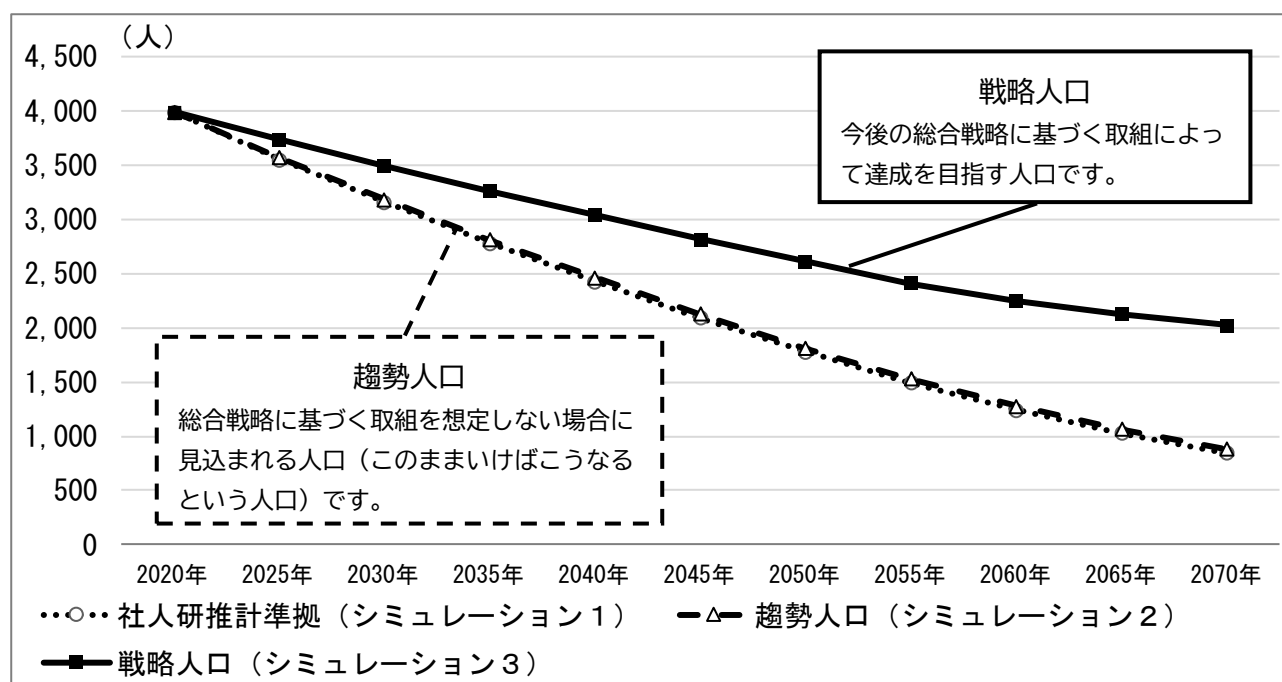
片品村5つのゼロ宣言 2050

第2章 人口目標

総合計画（主に総合戦略）の取組（※）により達成を目指す人口（戦略人口）を次のとおり設定します。

令和 12（2030）年に 3,400 人以上
 令和 32（2050）年に 2,600 人以上
 令和 52（2070）年に 2,000 人以上

推計結果の比較



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
シミュレーション1	3,993	3,556	3,161	2,785	2,431	2,095	1,778	1,492	1,242	1,026	846
シミュレーション2 （趨勢人口）	3,993	3,570	3,186	2,817	2,466	2,130	1,813	1,529	1,278	1,065	885
シミュレーション3 （戦略人口）	3,993	3,736	3,499	3,266	3,044	2,821	2,610	2,414	2,252	2,129	2,026

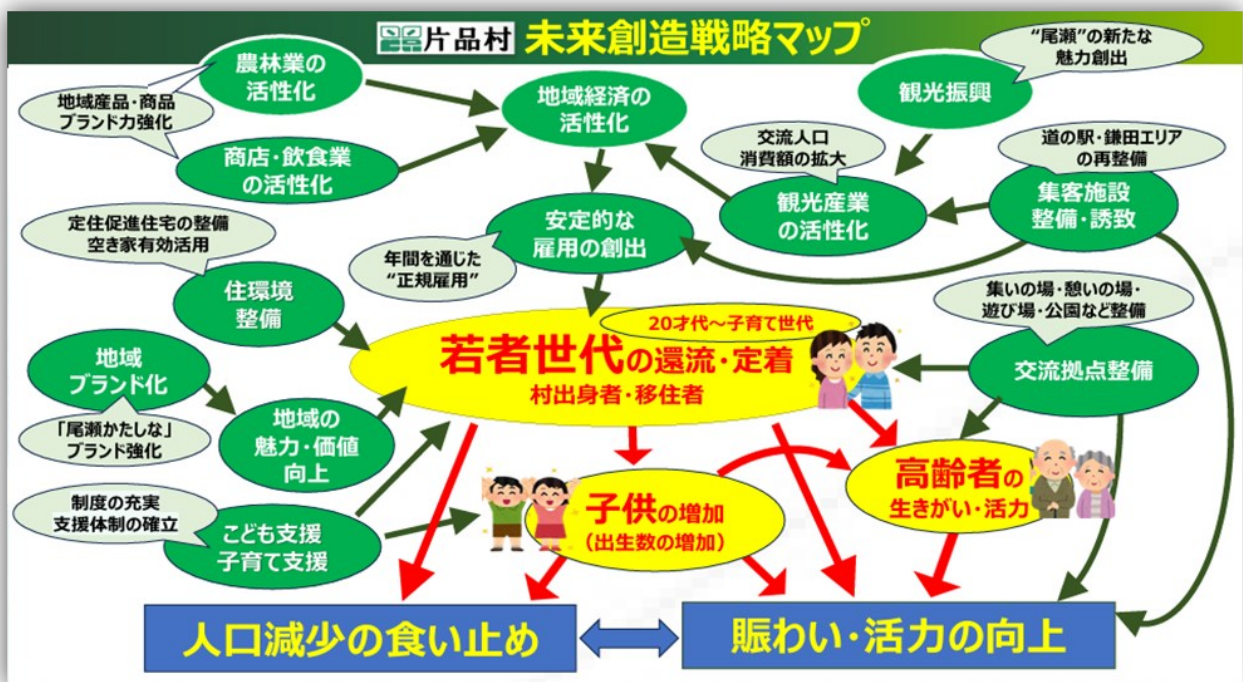
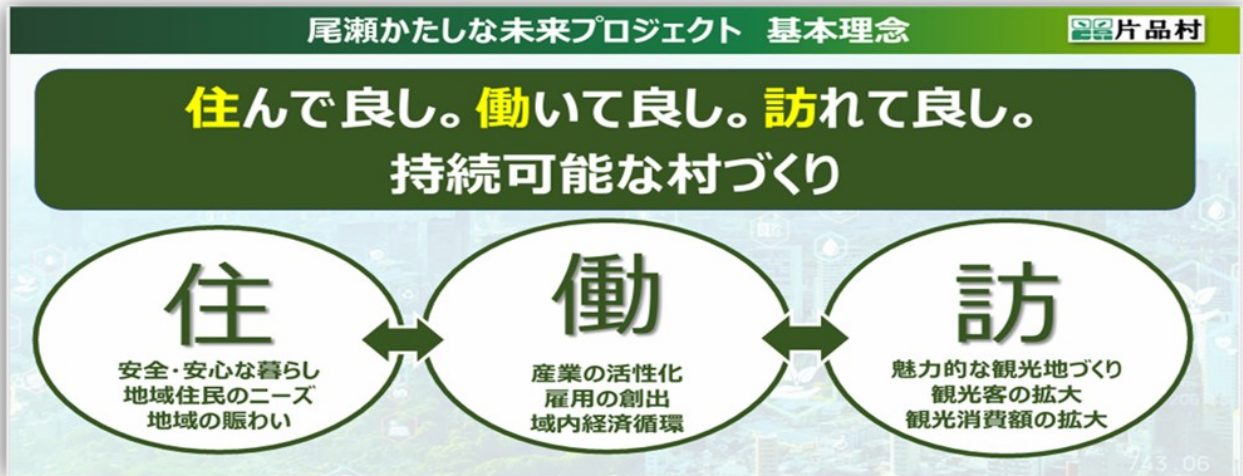
※ 達成するための施策・取組は、第3部前期基本計画・第4部第3期片品村むら・ひと・しごと創生総合戦略に掲載しています。

第3章 尾瀬かたしな未来プロジェクト

本村は、総合的な地域活性化の取組として、「尾瀬かたしな未来プロジェクト」を推進しています。本プロジェクトでは、「住んでよし。働いてよし。訪れてよし。持続可能な村づくり」を基本理念とし、村民と行政、民間事業者、教育機関等が一体となって、「住む」「働く」「訪れる」の3つの視点から地域の課題解決と魅力創出に向けた取組を進めています。

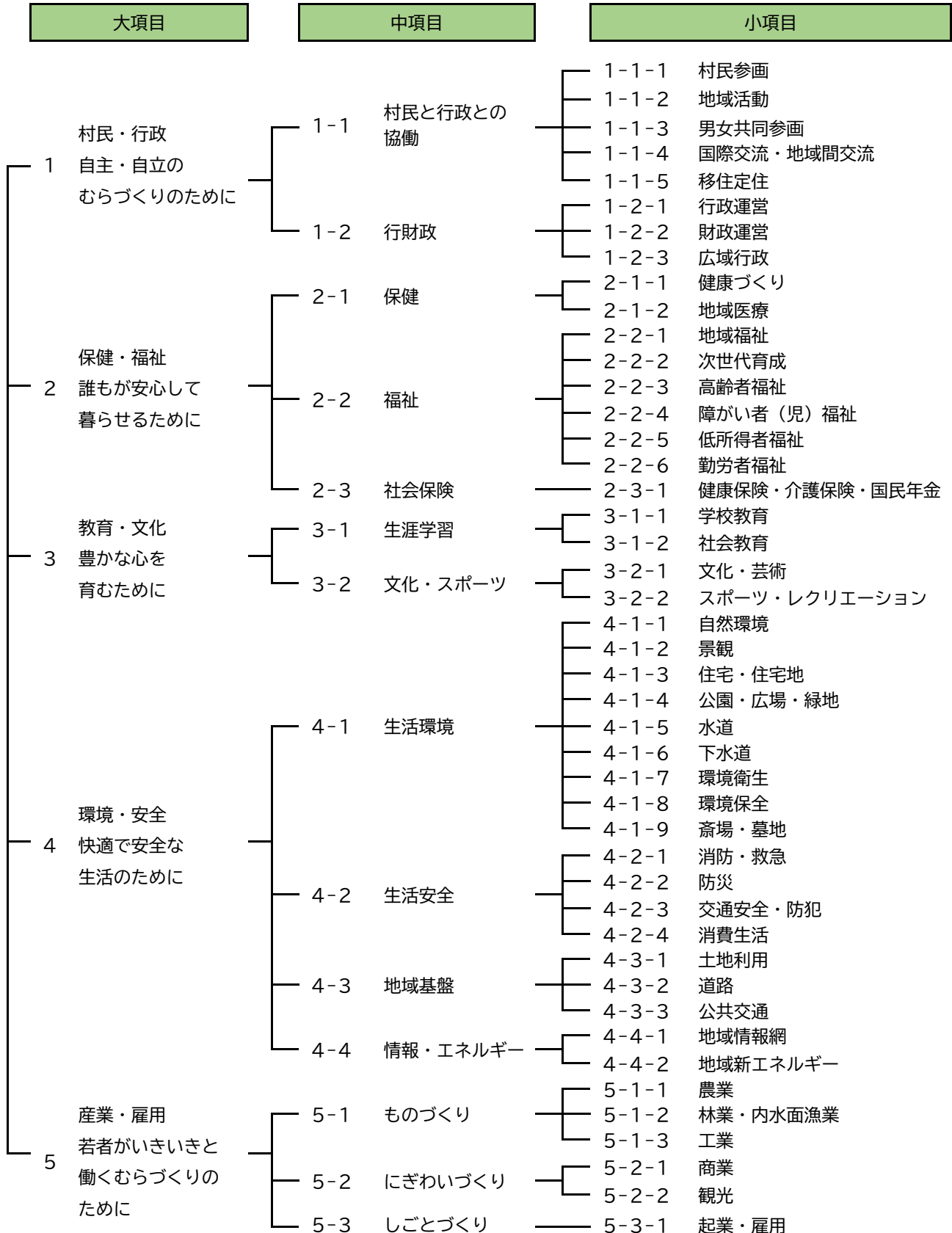
人口減少・少子化が進む本村においては、特に若者世代・子育て世代を定着させることが最も重要なポイントです。もっと暮らしやすく、もっと魅力的な村にするために、未来構想委員会やワークショップ、タウンミーティング等を通じて村民の声を反映しながら、ハード・ソフトの両面で村全体の活性化と持続的な発展を目指していきます。

本計画では、「尾瀬かたしな未来プロジェクト」と整合性を図りながら、各施策を策定し、上述の未来像実現に向けた取組を推進していきます。



第4章 施策の体系図

伝統と革新が融合する 永遠の輝きを放つ村 尾瀬の郷・かたしな



第3部 前期基本計画

第1章 村民・行政：自主・自立のむらづくりのために

村民と行政が連携しながら、地域の特色を生かした活力あるむらづくりを推進します。限られた人口と財源の中で、持続可能な行政運営を図るため、自主財源の確保や行財政のスリム化・効率化を一層進めます。また、人材と財源を重点分野に戦略的に配分し、観光や農業をはじめとした地域産業の振興を効果的に推進します。さらに、国や県の補助制度を積極的に活用し、自主・自立したむらづくりを進めます。

【関連する SDGs】



1-1 村民と行政との協働

1-1-1 村民参画

(1) 現状と課題

自主・自立のむらづくりを進めるためには、村民が積極的に参画し、行政と協働で取り組むことが必要です。本村では『広報かたしな』やホームページ、書面配布を通じて必要な情報を随時公開し、積極的な情報提供を行ってきました。また、未来構想委員会や未来共創ワークショップを実施し、村民が計画づくりに直接参画できる機会を整備する等、協働の仕組みづくりを進めてきました。

一方で、これらの取組をさらに発展させ、子どもや若者・女性をはじめとした幅広い世代の意見を反映させる仕組みの強化が必要です。特に、むらづくり活動、地域福祉、文化活動及び移住者の受入等を村全体で推進するうえで、より多くの村民の主体的な参加を促し、「オール片品」としての体制を築くことが必要です。

(2) 基本方針

総合計画の実現に向けて、広報紙やホームページを通じた情報発信の充実、分かりやすい紙面構成及び表現の工夫を実施し、村民への理解促進を図ります。未来構想委員会や未来共創ワークショップの成果を活かし、村民の意見が各種計画に反映される仕組みをさらに発展させます。また、むらづくりグループ活動や地区活動への支援、地区リーダーや企業従事者の研修機会の拡充を通じて、子どもや若者・女性を含む多様な村民が参画できる環境を整備し、地域団体・NPO・企業・行政が一体となった「オール片品」のむらづくりを推進します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
村民による地域活動の 活性化に対する村民満足度	%	63.2	70%	むらづくり観光課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①行政情報の提供

主な事業（取組）	主担当課	関係課
行政情報の積極的な提供 冊子・窓口	むらづくり観光課	－
行政情報の積極的な提供（ホームページ）	むらづくり観光課	総務課
行政情報公開の推進	総務課	－

②各種計画づくりへの村民の参画

主な事業（取組）	主担当課	関係課
村民の公平な意見・提案の反映 (アンケートの実施や各種審議会等への、女性や若者の 参加促進と、こどもたちや高齢者の意見・提案機会等)	むらづくり観光課	－
意欲的な村民の意見・提案の反映 (地区懇談会、ワークショップ及びインタビュー調査等)	むらづくり観光課	－

③むらづくりへの村民の参画

主な事業（取組）	主担当課	関係課
多様なパートナーシップ（協働）によるむらづくり	むらづくり観光課	－
こども、若者、女性及び高齢者の活躍機会の充実	むらづくり観光課	－
「オール片品」の村民意識の熟成と取組の強化	むらづくり観光課	－

1-1-2 地域活動

(1) 現状と課題

職業・地域産業の多様化や就学・就業・交流の広域化、夜間や休日の就業の増加及びライフスタイルの多様化に加え、子どもや若者の孤立傾向や人口減少に伴う若者流出と高齢化の進行により、地域活動の担い手不足は深刻化しています。その一方で、コロナ禍を経て新たな行事を立ち上げる地区が現れ、祭りの再開や猿追い祭りの復活、児童と消防活動の連携といった新たな動きも見られるようになりました。しかし、クラブ活動や育成会行事は高齢化や縮小傾向にあり、施設の老朽化や統合・閉園による地域利用の減少も問題となっています。

本村には8つの地区があり、従来からの祭りや地域行事、清掃活動及び花のむらづくりに加え、体操教室、チャレンジ事業（スポーツ・アート・英語）、ウォークラリー大会及び景観形成助成金を活用した活動等が進められてきました。さらに、地域での避難訓練の実施や尾瀬かたしなゼロカーボンパーク実行委員会によるイベント計画も始まっています。今後は、各地域が主体的にできることは地域で担いつつ、スキー場連絡協議会との連携等、産業・観光とも結びつけながら、相互に補完し合う「オール片品」の体制で个性的かつ持続可能なむらづくりを進めていくことが必要です。

(2) 基本方針

各地区の伝統行事や祭りの継承・再生を支援し、新たな地域行事やチャレンジ事業を活かしながら、地域の魅力を高めます。併せて、児童・若者の参加機会を広げ、消防活動やスポーツ・文化活動との連携を進めることで、世代を超えた地域づくりを推進します。

また、老朽化施設や遊具の更新・修繕、景観形成助成金による美しい地域環境づくり、体操教室や健康づくり活動及び高齢者の助け合いの充実を図ります。さらに、地域防災活動や避難訓練の継続、ゼロカーボンパークの推進等、安心・安全で環境にやさしい地域社会を目指します。

これらの取組を相互に連携させ、スキー場連絡協議会等、関係団体との協働による産業・観光との連動を強め、情報発信を充実させることで、「オール片品」として一体的に魅力あるむらづくりを推進します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
地域の活動に今後参加したいと考えている村民の割合	%	43.2	50.0	むらづくり観光課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①地域活動の推進体制

主な事業（取組）	主担当課	関係課
各地区の将来像、重点的な取組の推進と定期的な見直し	総務課	－
地域活動に対する情報提供・情報交換・交流機会の充実と連携強化	むらづくり観光課	－
リーダーの研修・交流機会の充実	むらづくり観光課	－
組織活動との連携 （子ども会、女性会、老人クラブ、生活研究グループ、社会福祉協議会、民生委員及び消防団等）	むらづくり観光課	教育委員会 総務課 保健福祉課 農林建設課
こどもや若者、女性等の参加の促進	むらづくり観光課	－
職員による的確な情報提供と支援の実施	むらづくり観光課	－

②地域づくり活動の促進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
伝統行事や祭り、文化財等の保存と活用	教育委員会	－
各地区での地域クラブ活動の推進	総務課	保健福祉課
地域の子育て支援や、遊びや冒険・体験活動の推進	保健福祉課	教育委員会
健康づくり活動や地域福祉活動の推進	保健福祉課	－
花いっぱい運動、生活環境整備、環境保全・美化及び自主防災・防犯活動等の推進	むらづくり観光課	農林建設課 総務課
コミュニティ施設の維持管理・整備と学校施設等の活用	総務課	教育委員会
こどもや若者が参加しやすい新しい魅力あるイベントの開催	教育委員会	むらづくり観光課
移住者の受入支援と若い世代の負担軽減の検討	むらづくり観光課	－

1-1-3 男女共同参画

(1) 現状と課題

平成 11 (1999) 年の男女共同参画社会基本法、育児・介護休業法の施行、男女雇用機会均等法及び労働基準法の改正により、男女が能力を十分に発揮しながら家庭生活と両立できるような雇用環境の整備が進められてきました。また、平成 28 (2016) 年の女性活躍推進法の施行により、女性の活躍推進は一層求められています。

本村においては、観光と農業を主産業とする中で、結婚後も働き続ける女性は多いものの、依然として家事・育児・介護等を女性が担う割合が高く、社会通念や習慣の影響が残っています。一方で、役場職員採用における性別区別の撤廃、会計年度任用職員での女性採用の促進及び女性農業委員の登用等、一定の前進も見られます。また、県や関係機関のリーフレット配布、村人権教育総合推進会議、学校での人権集中学習の実施、女性会による講座や他団体との交流及び男性の育児休業取得といった取組も進みつつあります。

しかし、案件数の少なさから啓発活動が限定的であることや、具体的な取組の進捗に問題があること、託児サービスの未整備及び支援対象者の把握不足等の問題が残っています。また、村全体で男女共同参画を推進していくためには、村民の理解と参加を広げ、利用促進につなげる仕組みづくりが必要です。

(2) 基本方針

男女が主体的に生き方を選択し、互いを尊重しながら能力を発揮できる社会を実現するため、啓発と学習の機会を広げ、村民全体で意識の醸成を図ります。女性会や各種団体の活動を支援し、他団体との連携や交流を通じて女性の社会参画を促進します。

併せて、育児・介護の負担軽減を目指し、託児や生活支援体制の検討を進め、男性の育児休業取得を含めた働き方改革を推進します。採用・登用における性別不問の原則を徹底し、女性の意見や視点が村政や地域活動に反映される体制を整備します。また、支援対象者の把握を進め、必要な人に必要な支援が届く仕組みを構築します。

これらの取組を通じて、村全体で男女共同参画を実践する「住民参加型」の体制を確立し、誰もが安心して暮らし、学び、働き、地域で活躍できる環境づくりを推進します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和 2 年)	目標値 (令和 12 年)	担当課
【女性】村内常住の村内従業者の割合	%	45.6	50.0	保健福祉課

出典元及び概算根拠等：国勢調査

(4) 主な施策

①男女共同参画に向けた意識改革

主な事業（取組）	主担当課	関係課
男女の固定的な役割分担意識の是正	保健福祉課	－
男女平等教育の推進	教育委員会	－
配偶者等の暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）及びストーカー（つきまとい）行為の防止に向けた啓発の充実	保健福祉課	総務課

②男女共同参画の条件整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
男女均等な雇用機会と女性の労働条件や職場での地位向上の促進	総務課	保健福祉課 むらづくり観光課
育児休業制度や介護休業制度等の周知と活用促進	総務課	保健福祉課 むらづくり観光課
女性の就業支援	むらづくり観光課	総務課 保健福祉課
農家における家族経営協定の締結の促進	農林建設課	－
活力ある農山村の実現に向けた男女共同参画の確立	保健福祉課	農林建設課
男女の社会参加に向けた育児や高齢者介護への支援体制の充実	保健福祉課	－
生涯学習講座、イベント及び地域行事等での託児スペースと託児サービスの確保	教育委員会	保健福祉課
男女の多様な生き方を制約する社会制度・慣行の見直しの促進	保健福祉課	むらづくり観光課
ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメント及びストーカー行為の防止に向けた関係機関との連携強化と相談・保護体制の整備	保健福祉課	総務課

③社会活動への参加の促進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
重要な政策・方針決定の場（審議会等）への女性の積極的な参画の促進	保健福祉課	－
女性の学習機会の拡大と内容の充実	教育委員会	むらづくり観光課
女性の活動や起業等に向けた、情報、講習・講座及び活動場所の提供等の充実	むらづくり観光課	教育委員会
女性団体の交流と連携の促進	教育委員会	農林建設課

1-1-4 国際交流・地域間交流

(1) 現状と課題

国際的な人・もの・情報の交流が進み、海外旅行や外国人観光客の増加が続いています。円安の影響や世界的な和食・アニメブーム等もあり、令和6（2024）年には訪日外国人が年間3,600万人を突破する等、交流は急速に拡大しています。

本村では、ALT（外国語指導助手）による語学教育の充実や、小中学生の英語検定受検料補助事業の開始を進めており、こどもの国際理解教育を支援しています。また、尾瀬がラムサール条約湿地（平成17（2005）年）、尾瀬国立公園指定（平成19（2007）年）及び近隣の世界遺産登録（日光・富岡製糸場）等により、国際的な環境・観光資源を活かした取組が進められてきました。さらに、藤沢市等の交流自治体との相互イベント参加や、村内外の大会・スポーツ交流や、文化活動を通じた交流も行われています。

しかし、村として体系的な国際交流施策や外国人受入体制の整備は十分とはいえず、国や県の作成したリーフレット・チラシを窓口で配布する対応にとどまっています。外国語パンフレットも英語のみで、多言語対応には至っていません。観光や国際交流の需要が高まる一方で、村としての対応力や情報発信力の不足、多文化共生に向けた住民の理解促進が必要です。

(2) 基本方針

国際交流や地域間交流を推進し、国際的な視野を持つ人材を育成します。ALT派遣や英語検定受検料補助事業を継続し、こどもたちの語学力と国際理解を高める教育を充実させます。

また、外国人観光客への対応力を高めるため、英語に加え、多言語による情報発信の検討を進め、受入体制の整備を図ります。さらに、尾瀬をはじめとした国際的な自然・文化資源を活かし、観光や環境保全を両立した施策を展開します。

蕨市や上尾市等の交流自治体とのイベント参加やスポーツ・文化活動を通じて、地域間交流を継続・拡大し、相互理解と連携を深めます。これらを通じて、多文化共生の意識を村民に広げ、国際観光と地域間交流の活発なむらづくりを推進します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
交流拠点利用者数	万人	19	22	むらづくり観光課

出典元及び概算根拠等：道の駅尾瀬かたしな

(4) 主な施策

①多文化共生のむらづくり（総合戦略1-1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
村内外国人や就業者が暮らしやすいむらづくりの推進	むらづくり観光課	—

主な事業（取組）	主担当課	関係課
村内外国人との交流機会の充実	むらづくり観光課	－
学校教育、社会教育及び職業教育での外国語や外国文化の学習機会の充実	教育委員会	むらづくり観光課
祭りや伝統行事等、村の文化を外国人に伝えられる学習機会の充実と情報発信	むらづくり観光課	教育委員会
国際交流組織の立ち上げの検討	むらづくり観光課	－

②国際観光の推進（総合戦略1－1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
観光資源の発掘とPR等を通じた国際観光の推進	むらづくり観光課	－
国際観光推進組織の充実とPR・営業活動の促進	むらづくり観光課	－
外国語標識、パンフレット及びインターネット等、情報提供の充実と公衆無線LAN（Wi-Fi等）の整備	むらづくり観光課	総務課
外国の都市と友好都市提携の検討	むらづくり観光課	－

③地域間交流の促進（総合戦略2－1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
スキー関係者の派遣を通じた地域間交流の推進	むらづくり観光課	総務課
県の小中学生の「尾瀬ネイチャラーニング」等、尾瀬自然体験交流の推進	むらづくり観光課	教育委員会
蕨市、上尾市、日光市、南相馬市及び大洗町等との交流・連携の推進	むらづくり観光課	教育委員会
交流のある銚子市、藤沢市及び練馬区等との関係の強化	むらづくり観光課	－
農業体験等、新たな取組に対する推進体制の構築	農林建設課	むらづくり観光課

1-1-5 移住定住

(1) 現状と課題

本村では少子高齢化が加速しており、若年層の人口流出が続いていることで、人口減少が進んでいます。進学や就職を機に村外に移り住む若者が多く、地域の担い手不足が深刻化しています。また、農林業や観光業といった基幹産業に従事する後継者も減少しており、地域経済や文化の持続が危ぶまれています。

一方で、豊かな自然環境や四季を感じられる生活、都市部にはない落ち着いた暮らしを求めて移住を希望する人も一定数は存在します。しかし、空き家の有効活用や、生活基盤となる就業や子育て環境が十分には整備しきれてはいないという問題があります。こうした状況を踏まえ、移住者の受入体制や定住に向けた支援策のより一層の充実が必要です。

(2) 基本方針

移住希望者が安心して生活を始められる環境を整備し、定住につながる仕組みを強化します。空き家バンクや就業支援の充実、子育て・教育環境の強化を進め、多様なライフスタイルに対応した定住支援を推進します。地域住民との交流を通じて移住者が地域に溶け込みやすい環境を整えて、持続可能な人口構造を形成していくことを目指します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
空き家バンク取扱物件数	件	10	15	むらづくり観光課
空き家バンク契約件数	件	2	3	むらづくり観光課

出典元及び概算根拠等：空き家バンク台帳

(4) 主な施策

①若者の移住定住を促進するための環境づくり

主な事業（取組）	主担当課	関係課
移住促進イベント等での積極的な情報提供	むらづくり観光課	—
村内就業者等に対する就学資金の返済支援	むらづくり観光課	教育委員会
移住者に対する情報提供等による生活支援	むらづくり観光課	—

②若者の定住環境の整備（総合戦略3-2）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
若者の定住やU・Iターンのための、住宅の整備と宅地・賃貸住宅等の情報提供	むらづくり観光課	—
空き家情報の収集提供と相談業務	むらづくり観光課	—

1-2 行財政

1-2-1 行政運営

(1) 現状と課題

地方圏の第1次・第2次産業の衰退と大都市圏への人口流出は依然として続いており、行財政改革の影響等も相まって、若者の流出と地域活力の低下が問題となっています。本村は平成17(2005)年度から職員数の削減による組織のスリム化や効率化を進め、むらづくり観光課を中心に戦略的な施策を展開してきましたが、歳入増につながる産業振興は十分には実現できていません。

一方で、転入者への住宅家賃補助や住宅改修補助を実施し、定住促進策を進めています。また、村民参加による未来構想委員会や未来共創ワークショップを立ち上げ、将来の事業を検討する新たな体制づくりを進めています。施設については、道の駅・花の駅・温泉施設等を指定管理者に委ね、旧小学校跡地の体育館やグラウンドは地区に管理を委託する等、外部委託を進めています。利用されていない施設の除却も積極的に実施し、蛍光灯の製造終了問題への対応を検討しています。

行財政運営面では、県からの研修機会を活用して職員の資質向上に努めているものの、行財政改革(集中改革プラン)の具体的な計画策定や事務フロー見直しは十分ではありません。DX推進においては、電子申請システムの導入、ロゴフォーム活用の推進、税証明申請の簡素化、マイナンバーカード交付支援及び電子地域通貨「おぜだっペイ」による手数料納付等が進められています。

今後は、人口減少・労働力減少時代に対応し、村民とともに将来像を描く体制を活かしながら、デジタル技術を用いた業務効率化、産業振興と雇用創出を一体的に進め、活力ある地域社会を築くことが必要です。

(2) 基本方針

自主・自立の魅力と活力あるむらづくりに向けて、「片品村総合戦略」に基づき、村民参加を重視した政策形成を進めます。未来構想委員会や未来共創ワークショップを通じて村民とともに将来の方向性を検討し、観光・農業・商工業等の強化による若者の雇用創造と定住促進を図ります。

また、集中改革プランに基づく施策・事業の選択と集中を進め、指定管理や民間委託の活用、不要施設の除却・統廃合を通じて効率的な行政運営を実現します。職員については、県の研修等の機会を活かし資質向上を図って、政策形成能力や村民との連携力を高める人材育成に取り組みます。

さらに、DXを推進し、ロゴフォーム、電子申請の導入、住民票・戸籍、税証明のコンビニ交付(多機能端末)の推進、電子地域通貨「おぜだっペイ」を活用した利便性の高い行政サービスを展開します。これにより、村民一人一人が時間や場所を問わず最適なサービスを受けられる環境を整え、持続可能で活力ある本村の実現を目指します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
村役場職員の対応・行動が「満足」と感じている人の割合	%	15.3	50.0	総務課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①自立に向けた計画行政の推進（重点施策）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
「片品村総合戦略」に基づく、歳入増につながる産業振興と若者の雇用創造と定住の戦略的な推進と重要業績評価指標 KPI (Key Performance Indicator) の PDCA サイクルによる目標の達成	むらづくり観光課	総務課
こどもや若者の自立・定住に重点を置いた施策・事業の戦略的な推進	むらづくり観光課	総務課
地方交付税等の歳入削減に対応する、数値目標を掲げた第8次行政改革大綱（集中改革プラン）の実行	総務課	—
関係各課の企画担当者が連携し、総合計画に基づき策定する個別分野の計画の推進	むらづくり観光課	—
数値目標の設定（目標管理制度）と行政評価制度の導入、外部評価制度の導入による実施計画の毎年の見直し及び事務・事業の改善・改革・変革の推進	総務課	—
職員の政策立案能力、村民とともに進めるむらづくり推進能力、専門技術能力及び問題解決能力の向上に向けた人材育成の充実（人事評価制度の実行）	総務課	—

②行政組織の適正化（重点施策）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
地域経営能力の向上と素早い意思決定に向けた、トップマネジメントの強化（経営会議の設置、住民・専門家による政策提案組織の設置、課長会議の充実、トップ直属のプロジェクトチームによる戦略的な事業の推進及び政策研究の充実等）	総務課	むらづくり観光課
行政職員をはじめ、村民公募等による専門委員会による緊急性・総合性を求められる事業の推進	総務課	むらづくり観光課
指定管理者制度による外部委託や地域での各種施設の管理・運営等、村民と行政・事業者の役割分担による行政組織の簡素合理化	総務課	むらづくり観光課 教育委員会
住民ニーズの多様化・高度化への対応に向けた職員全員の戦力化と組織力（戦略能力×問題解決能力×連携能力）強化、職員の適正配置及び業務の繁忙期の相互応援強化	総務課	むらづくり観光課
事業者や村民とともに進めるむらづくり、国際化及び情報化等に対応した専門性や政策能力を持つ職員の養成	総務課	むらづくり観光課

③効果的・効率的な行政運営（重点施策）（総合戦略4－1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
民間が行うべき事業、重複事業や効果の薄い事業の見直し（選択と集中）	総務課	むらづくり観光課
事業効果（雇用創造と村民サービスの向上）と事業効率を考えた改善・改革の徹底	総務課	むらづくり観光課
村民サービス向上、行政事務の効率化及び政策立案への情報の有効活用を図るための行政情報共有化の推進	総務課	－
個人情報の保護、行政情報公開及び行政事務の効率化に向けた文書管理システムの導入	総務課	－
インターネット等による申請予約サービスの検討	総務課	住民課
ペーパーレス化等、事務・事業のさらなる経費削減	総務課	教育委員会
公共施設の統廃合や複合化、一体的・効率的な管理・運営、及び施設整備	総務課	教育委員会

④協働のむらづくり（重点施策）（総合戦略4－1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
むらづくりに関する情報提供の充実と意見交換・交流機会の充実	むらづくり観光課	－
意欲的な村民や民間の専門家等、人材のネットワーク化による調査・計画の充実と効果的・効率的な事業の推進	むらづくり観光課	－
若者の雇用創造と定住に向けた意欲的な村民・企業活動へのリーディング事業（重点的モデル事業）への支援の充実	むらづくり観光課	－
県と連携した「若者雇用創造中核企業」への重点的な支援	むらづくり観光課	－
時代に対応していない必要以上の規制や基準、村民の負担となる手続きやシステム等の改善の促進	総務課	－

1-2-2 財政運営

(1) 現状と課題

本村の財政運営に大きな影響を与える地方交付税は、平成 11（1999）年度の 24.3 億円をピークに減少傾向が続き、平成 16（2004）年度に 17 億 7 千万円まで減少した後、令和 6（2024）年度には 23.3 億円となっています。観光や農業の後継者不足、人口減少・少子高齢化の進行により、自主財源の減少と社会保障費等の歳出増加が続き、財政は一層厳しい状況にあります。

その中で、共通納税（電子納税）の開始やコンビニ納付、口座振替及びキャッシュレス決済（PayPay やクレジットカード決済）等、納税手段の拡大が進み、収納率向上や納税者の利便性向上につながっています。また、過疎債や緊防債等の交付税措置の高い地方債を計画的に活用し、必要な財源確保に努めています。さらに、補助金については村民負担を求める形に見直す等、経費抑制の取組も全庁的に進めています。

一方で、中長期財政計画の策定には至っておらず、DX 化の推進は始まっているものの、直ちに経費削減には結びついていません。村有財産は概ね適正管理されていますが、空き施設の積極的な活用は進んでいません。また、村内観光地が点在しているため「歩く観光地」を目指すことは困難であり、むしろ交通利便性の向上を重視した施策が必要です。

(2) 基本方針

第 7 次行政改革大綱・集中改革プランに基づき、戦略的かつ計画的な財政運営を進めます。特に、中長期的な財政計画の検討を進め、将来を見据えた持続可能な財政基盤を構築します。

自主財源の確保に向けては、共通納税やキャッシュレス決済等の多様な納税手段を推進し、収納率の向上と住民サービスの利便性を高めます。地方債については、交付税措置の高い過疎債等を計画的に活用し、必要な財源を確保します。

歳出面では、物件費等の経費抑制や補助金の見直しを継続し、村民負担とのバランスを考慮した効率的な財政運営を図ります。また、施設については指定管理や統廃合、不要施設の除却を進めながら、積極的な活用の可能性を検討します。

さらに、DX を活用した業務効率化と、住民サービスの質向上を両立させます。観光振興に当たっては、点在する観光地を結ぶ交通の利便性向上を検討することで、幅広い観光客の需要に応えられるような取組を目指します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和 7 年)	目標値 (令和 12 年)	担当課
効果的・効率的な行財政運営に対する村民満足度	%	52.6	70.0	総務課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①戦略的・計画的な財政運営

主な事業（取組）	主担当課	関係課
社会情勢の変化に対応した中長期財政計画の策定と効率的な財政運営	総務課	—
財源確保につながる事業への重点的な投資、新規ハード事業の抑制及び効率的な配分等、戦略的な財政運営の推進	総務課	—

②財源の確保

主な事業（取組）	主担当課	関係課
村民税等の自主財源の安定確保	住民課	—
地方交付税の充実や国庫補助制度の改善等の要望、村債の計画的活用及び受益者負担の適正化等による財源の確保	総務課	—
財政支援措置（交付税算入）の高い有利な地方債の計画的活用と、補助率の高い国・県の補助事業の積極的な活用	総務課	—
納期内納税の推進、電子納税等の導入の検討	住民課	出納室 総務課
村有財産の適正管理と処分	総務課	—
地方分権に対応した権限と財源の適正な委譲を国へ要望	総務課	—

③財政改革の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
組織の簡素合理化と、適正な定員管理による経常経費の抑制	総務課	—
民間委託の推進、住民参加型サービスの推進、周辺市町村との共同・連携事業の推進及び情報化等による経費の節減	総務課	—
指定管理者制度を活用した公有施設の有効活用・健全な運営を推進	総務課	—
建設費等の経費削減、施設の転用や複合利用及び管理運営の統合と民間委託・地域住民による管理運営	総務課	—
公共工事のコスト削減、起債の抑制及び物品費の抑制	総務課	—
補助金交付基準の策定による補助金の見直しと、国・県・広域行政等に対する負担金の縮減	総務課	—
使用料、手数料及び公共料金等の税外負担の受益者負担の原則に基づく公平で適正な負担	総務課	—

1-2-3 広域行政

(1) 現状と課題

村民の生活圏の拡大、過疎化の進行及び市町村財政の厳しさを背景に、広域的な連携による効率的で質の高い行政運営が求められています。利根沼田地域は、昭和44(1969)年の広域圏設定以降、医療・介護・消防・廃棄物処理等を広域で対応し、令和2(2020)年には5市町村による定住自立圏形成協定を締結しました。

これまでに、巡回診療・休日夜間診療・周産期医療・介護保険認定業務等を広域で実施し、災害時の相互応援態勢も強化されています。一方で、情報システムの共同開発や観光分野での相乗効果の発揮は、改善の余地があります。観光イベントでは尾瀬ブランド認定商品の販売や、本村のPRを進めてはいるものの、広域連携による波及効果は限定的です。文化協会や図書室を通じた読書週間事業等、文化・教育面での連携は芽生えてはいるものの、市町村間の交流は十分に進展していません。

今後は、圏域を一つの単位として位置付けた持続的な広域連携の在り方を検討しながら、本村が目指すべき広域連携の方向性を改めて整理することが必要となっています。

(2) 基本方針

利根沼田地域定住自立圏の形成協定に基づき、医療・福祉・防災等の生活基盤に関する広域連携を引き続き推進します。巡回診療や急患診療等の体制を強化し、村民が安心して暮らせる医療・介護サービスを確保し、災害時の応援体制を実効性のあるものとしします。

観光分野においては、尾瀬ブランドをはじめとした地域資源を活かし、広域でのイベント連携やプロモーションを強化して相乗効果を高めます。また、文化協会や図書室事業等を通じて、教育・文化面での広域的な交流を拡大します。

併せて、情報システムや事務の効率化に向けた共同化の可能性についても、引き続き検討を進め、村民サービスの向上を図ります。本村にふさわしい広域連携の在り方を村民と考え、将来に向けた持続可能な圏域づくりを進めます。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年)	担当課
協定自治体・企業等との連携事業数	事業	18	20	むらづくり観光課

出典元及び概算根拠等：利根沼田地域定住自立圏連携事業等

(4) 主な施策

①共同事業の充実（重点施策）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
医療、介護保険、広域消防、ごみ処理及びし尿処理等、事務組合の事業の一体化と効率化の推進	総務課	保健福祉課
情報ソフトの共同開発・導入、情報処理専門技術者等の人材育成及び汚泥処理のリサイクル施設の整備等、新たな共同事業の検討	総務課	農林建設課
ブランド商品の共同販売等、共同事業の検討	むらづくり観光課	－

②連携事業の充実（重点施策）（総合戦略2-1・4-1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
観光、イベント、起業化及び企業誘致等、地域振興事業の連携・ネットワーク化による相乗効果の追求	むらづくり観光課	－
図書館等の文化施設やスポーツ施設のネットワーク化と、相互利用体制の検討	教育委員会	－
広域交通ネットワークの維持・確保と、強化に向けた連携	むらづくり観光課	－
流域での河川環境の回復に向けた連携と、シンボルロードに沿った景観形成の連携	むらづくり観光課	農林建設課
文化団体やボランティア団体等の住民活動の交流・ネットワーク化による活性化の促進	教育委員会	－
学校・文化団体の地域間交流と、人材育成の共同の取組の推進	教育委員会	－
防犯・防災・消費者情報のネットワークと、災害時の相互応援体制の強化	総務課	－
市町村間の人事交流の促進と、プロジェクトチームによるネットワーク事業等の促進	総務課	－
協定自治体との連携・協力を強化	むらづくり観光課	－

第2章 保健・福祉：誰もが安心して暮らせるために

こどもから高齢者まで、誰もが健康で生きがいを持ち、地域で共に支え合いながら安心して暮らせるむらづくりを進めます。そのために、子育てや教育の支援、生活習慣病予防や介護予防等の健康づくり及び高齢者や要支援者を地域全体で見守り支える仕組みを充実させ、人口減少や高齢化が進む中でも安心して暮らし続けられる地域社会を目指します。

【関連する SDGs】



2-1 保健

2-1-1 健康づくり

(1) 現状と課題

本村では、脳卒中・心疾患・がん等の生活習慣病、精神疾患及び認知症の増加や高齢化に伴う医療費の増大が問題となっています。長期入院や高額な薬剤・医療材料の使用や、受診機会の増加により、健康保険制度への負担は一層大きくなっています。

こうした状況に対応するため、健康増進計画、食育計画及び自殺対策計画を策定し、保健事業、各種健診、健康教育及び介護予防事業を実施しています。子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター及び保健系の連携による切れ目のない支援体制が整えられつつあり、乳幼児健診、母親学級、不妊不育治療費助成及び学校保健委員会での啓発活動等も継続しています。さらに、歯科指導、フッ素塗布及び成人の歯周病健診等、ライフステージ毎の健康支援も行っています。

また、介護予防や認知症予防に向けた住民主体の活動支援、介護予防サポーター研修、こころの健康づくり講演会（ゲートキーパー研修）及び特定疾患患者への支援事業等、多様な取組が展開されています。保健師の新規採用や知識習得の取組も進め、体制強化が図られています。

一方で、運動環境は整備されてはいるものの、村民自身の意識や行動変容には改善の余地があります。健康情報システムの導入により健診・予防接種の管理は効率化していますが、疾病予防の成果をさらに高めるためには、村民の主体的な健康づくり意識を喚起し、継続的な取組につなげる工夫が必要です。

(2) 基本方針

村民が生涯を通じて健やかに暮らせるよう、生活習慣病予防、介護予防及び心の健康づくりに重点的に取り組んでいきます。特定健診やがん検診等を着実に実施し、早期発見・早期治療につなげる体制を強化します。

乳幼児から高齢者までを対象とした健診、健康教育、歯科保健及び予防接種を継続的に実施し、世代を通じた健康支援を推進します。不妊不育治療費助成や子育て講座等の取組を継続し、安心して子育てができる環境を整備します。

介護予防や認知症予防の取組を拡充し、住民主体の自主グループ活動や介護予防サポーター育成を支援します。心の健康づくりについては、講演会や研修会を継続し、医療機関との連携による相談体制を整備します。

また、電子申請や健康情報システムの活用を進め、保健・福祉分野の効率的な運営を図ります。住民にとって親しみやすく参加しやすい環境を整備し、健康づくりに主体的に取り組める社会の実現を目指します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	担当課
乳児健診受診率 ・ 4か月児、7か月児、12か月児	%	100.0	100.0	保健福祉課
幼児法定健診受診率 ・ 1歳6か月児 ・ 3歳児	%	100.0 100.0	100.0 100.0	保健福祉課
特定健康診査受診率	%	61.5	70.0	保健福祉課
後期高齢者健康診査受診率	%	37.2	50.0	保健福祉課

出典元及び概算根拠等：健康診査結果

(4) 主な施策

①健康づくりの推進（総合戦略3-1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
「片品村保健・福祉総合計画」等の策定と村を挙げての健康づくり運動の推進	保健福祉課	—
妊娠・出産から乳幼児・児童・生徒の健康、青年期・壮年期・老年期の年齢及び健康レベル別に対応した健康づくり	保健福祉課	—
関係行政部門・関係機関・団体との連携による、健康教育・健康相談・訪問指導・健康診査・健康診断等の体系的な機会と場の提供	保健福祉課	—
不妊不育治療と、乳幼児健康診査・健康相談・子育てサークル等を通しての継続的、総合的な子育て支援	保健福祉課	教育委員会
生活習慣病予防に向けた、小児期からの生活リズム、食事、運動、休養、歯の健康、禁煙及び禁酒等の情報提供と健康学習の推進	保健福祉課	—
ウォーキング、軽スポーツ、エアロビクス及びヨガ等、毎日行う有酸素運動（※）の習慣を普及啓発	保健福祉課	—
保健・医療・福祉・介護の連携による、認知症やフレイル等の介護予防対策と、介護に携わる家族等の健康管理の支援	保健福祉課	—
幼児からの歯磨き、フッ素塗布、フッ素洗口、糖分摂取量の減少及び中高年に向けての歯周疾患の予防の推進	保健福祉課	—

主な事業（取組）	主担当課	関係課
健康広報の充実	保健福祉課	—

※低負荷で長時間運動することにより脂肪を燃焼させる、ウォーキングやサイクリング、スイミング等の運動です。

②推進体制の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
村の保健、福祉、教育、保健推進員、食生活改善推進員及び事業所等との連携推進	保健福祉課	—
保健師、栄養士及び乳幼児健診の小児科医等の人材確保と、資質の向上	保健福祉課	—
健康活動グループや健康づくりリーダー等の育成	保健福祉課	—
健康づくりの拠点である健康管理センターの有効な活用と、充実のための整備・修繕	保健福祉課	—
公園、運動広場、学校の体育館及び運動場等、身近な運動の場の確保	教育委員会	—
保健・福祉実務者会議の充実	保健福祉課	—
要保護児童対策地域協議会の充実	保健福祉課	—

③疾病の予防と早期発見・早期治療

主な事業（取組）	主担当課	関係課
未就学児童健診の充実、総合健診の充実と受診率の向上、受診後の事後指導・相談の充実及び予防接種等による疾病の予防と早期発見・早期治療	保健福祉課	—
健康診査等の個人の健康データを適正に管理	保健福祉課	—
心の健康づくり、疾病に対する啓発及び医療機関との連携による施策の展開	保健福祉課	—
保健・医療・福祉等、関係機関との連携と、心の健康相談及び訪問指導等の保健サービスの充実、並びに作業所の検討	保健福祉課	—
難病患者の生活の質の向上、自立と社会参加の促進に向けた県や福祉との連携による在宅介護サービスの提供及び保健サービスの充実	保健福祉課	—

2-1-2 地域医療

(1) 現状と課題

令和2（2020）年の本村の医師数は3人であり、診療所・病院数は片品診療所、星野医院及びかまた歯科医院の3か所です。休日医療は沼田利根医師会休日夜間急患診療所が担っています。新型コロナウイルス感染症の影響により、同診療所は日曜・祝日・年末年始の午前のみにとどまり、現在も午後や夜間診療の再開が見通せない状況です。

全国的には医師数が増加傾向にはあるものの、群馬県では25～34歳の若手医師数が減少しており、将来の医療提供体制の維持が危がまれています。本村では村内医療機関との情報共有を継続的に行い、医療連携の強化に努めていますが、診療科目や医師の数が十分とはいえ、特に救急、周産期及び小児医療の体制整備が急務です。北毛地区における小児・周産期医療の確保に関しては、県立小児医療センターの移転を受けて要望活動を行いました。広域的な体制整備は途上にあります。

(2) 基本方針

村民が必要な医療を昼夜を問わず安心して受けられる体制を確保するため、片品診療所、星野医院及びかまた歯科医院を中心に、外来診療、予防医療及び在宅医療の充実を推進します。若手医師や周産期医療関係医師の確保を目指し、広域での補助や要望活動を継続して展開します。

休日・夜間診療については、利根沼田地域全体での機能回復と拡充を働きかけ、救急医療や高次専門医療へのアクセス改善を図ります。ドクターヘリを含む広域的な救急搬送体制の活用を検討し、医療機関間の情報共有を一層強化することで、迅速で切れ目のない医療提供体制を実現します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
医療機関が充実していると考える 村民割合	%	18.7	25.0	保健福祉課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①地域医療体制の充実

主な事業（取組）	主担当課	関係課
村の医療施設の充実と、医療機関と保健・福祉との連携による、地域医療体制の充実促進	保健福祉課	—
高齢者等、通院手段の限られている村民のための補助	保健福祉課	—
国保運営協議会等を通じた行政、医療機関及び村民の交流	保健福祉課	—
広域での医師不足の解消と、高度専門医療との連携強化	保健福祉課	—

②救急医療体制の確立

主な事業（取組）	主担当課	関係課
沼田利根医師会の協力のもとに、広域圏で行っている休日急患診療の充実	保健福祉課	—
防災ヘリ・ドクターヘリの活用	保健福祉課	総務課
夜間医療、二次救急医療（※1）及び三次救急医療（※2）を担う広域医療体制の整備	保健福祉課	—
AED 自動体外式除細動器の幅広い設置と、普及活用の推進	保健福祉課	—

※1 入院治療が必要な重症救急患者の医療で、概ね 24 時間体制で救急医療を提供していて、病院郡輪番制病院等の医療機関で実施しています。

※2 二次医療で対応できない重篤な救急患者に対して行う高度な医療で、救命救急センター等で実施しています。

2-2 福祉

2-2-1 地域福祉

(1) 現状と課題

少子高齢社会を迎え、「あらゆる人々が暮らしやすいノーマライゼーション社会」の実現を目指し、本村では「片品村地域福祉計画・地域福祉活動計画」を継続的に策定し、本村と社会福祉協議会が連携して各種取組を進めてきました。民生委員や福祉委員による見守り活動、安心安全マップづくり及び地区別福祉会議等、地域に根ざした活動が展開されています。

特に、安心安全マップづくりは災害時における地域防災体制づくりであり、避難行動要支援者を支える個別避難計画の策定と協力体制強化に役立っています。

近年は、小学生が車いす体験を行うシニア体験学習や、村民運動会に代わって開催されたウォークラリー大会や地域交流スポーツ大会等、こどもから高齢者まで幅広い世代の交流の機会となっています。また、有償運送、タクシー補助及びバス路線の高齢者割引助成等、高齢者の移動支援も進められています。

一方で、地域の担い手不足やボランティア活動の広がりやの停滞が問題となっており、世代間の理解促進や多様な住民が参加できる仕組みづくりが必要です。今後は、子育て世代、高齢者及び障がい者が地域で自立し、安心して暮らせる福祉コミュニティを構築することが必要です。本村では認知症や知的障がい等、精神に障がいがある方の権利を擁護し、地域で安心して暮らせるために令和6（2024）年4月に成年後見制度の利用促進にかかる中核機関を設置しました。

(2) 基本方針

「片品村地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、保健福祉課と社会福祉協議会が連携して、福祉意識の向上とボランティア活動の活性化を推進します。小学生のシニア体験学習や世代を超えた交流イベントを通じて、地域での支え合いと相互理解を深めます。

高齢者の移動手段を確保するため、有償運送や交通費助成を継続し、生活の利便性を維持します。さらに、子育て世代、高齢者及び知的・精神障害等により判断能力の低下がある方が自立して暮らせるよう、地域の見守り体制や支援サービスを強化し、村民誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティの実現を目指します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
同じ地区の人が困っていたら手助けをする村民の割合	%	70.4	75.0	保健福祉課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①地域福祉活動の充実（重点施策）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
「片品村地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の見直しを図りながら、総合的・体系的な地域福祉事業・地域防災事業と、地域福祉活動、個別避難計画の策定による地域支援づくりや協定福祉避難所との協力体制づくりを推進	保健福祉課	—
学校教育、社会教育、地域における地域福祉活動及び福祉ボランティア活動等の体験学習、福祉イベント及び感動を伝える福祉広報等を通した福祉意識の高揚	保健福祉課	教育委員会
民生委員、社会福祉協議会及び区の連携強化による地域福祉推進体制（地区社協、区の福祉委員会、ボランティア等）の整備と、各集会所での健康づくりやサロン活動の推進	保健福祉課	—

②福祉のむらづくりの推進（重点施策）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）と、県の人にやさしい福祉のまちづくり条例等に基づく、高齢者や障がい者等、誰もが利用しやすい公共施設への改修と民間施設への普及啓発	保健福祉課	—
高齢者や障害者の移動手段の確保	保健福祉課	—
高齢者・障がい者を対象にしたパソコン教室の実施と、文化活動・体育交流活動事業等の推進	保健福祉課	教育委員会
ひとり暮らし高齢者や障がい者の急病や、災害等の緊急時の通信・連絡体制の整備	保健福祉課	—

2-2-2 次世代育成

(1) 現状と課題

全国的に少子化が進行しており、令和6（2024）年の出生数は過去最少を更新しました。本村においても出生数の減少傾向が続いており、若者の雇用不安定化や未婚化・晩婚化・晩産化の影響から、人口減少と地域活力の低下が懸念されています。

本村では、結婚相談所の会費補助、中学生の職場体験学習及び各種子育て支援事業を実施してきました。保育所と教育委員会の連携、保育所統合に向けた会議の開催、令和6（2024）年度からの園バス運行開始及び放課後児童クラブや「かたしな子ども学校」の継続的な実施等、子育て環境整備に取り組んでいます。さらに、子育てブックの更新、広報や回覧による情報提供、両親学級や子育て講座の開催及び就学時健診での保護者向け支援等、家庭教育や保護者支援の充実を進めています。

一方で、地域行事がコロナ禍で中断された影響もあり、こどもを中心とした世代間交流や縦のつながりが弱まっている点が問題です。また、保育所の在り方や利用環境の変化に対応した検討を引き続き行い、安心して子育てができる体制をより強固にすることが必要です。

(2) 基本方針

次世代育成支援に向けて、若者が結婚・出産・子育てに希望を持てる環境づくりを推進します。結婚相談所支援や就業機会の確保を通じて若者の定住を後押しします。

保育所については統合や運営の効率化を検討し、園バス運行や園庭開放の実施等、利用しやすい環境を整備します。放課後児童クラブや「かたしな子ども学校」の継続や、子ども会活動の充実を通じて、こどもが安心して学び・遊ぶ場を提供します。

子育て支援では、子育てブックや広報による情報提供、両親学級や子育て講座の開催及び医療費助成の拡充等を通じて、子育て世代を幅広く支援します。母子・父子家庭を含め、全ての家庭が地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

児童虐待防止については、要保護児童対策地域協議会や実務者会議を中心に関係機関との連携を強化し、情報共有と支援を徹底します。安全な通学環境の確保や除雪の実施を含め、こどもが健やかに育つ地域づくりを推進します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
子育て支援・補助が手厚いと感じる村民の割合	%	34.2	40.0	保健福祉課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①若者の自立・定住の支援（総合戦略3-1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
雇用創造中核企業の育成や農業観光複業体制の整備等、若者の新たな雇用の場の創出と紹介	むらづくり観光課	農林建設課
若者向けの定住住宅の整備と、空き家の紹介	むらづくり観光課	—
若者の多様な交流・交際・結婚機会の場づくりの支援	むらづくり観光課	—
こどもの職業体験機会の充実、若者や女性の職業意識・職業能力の向上再就業及び起業の支援	教育委員会	むらづくり観光課

②保育の充実（総合戦略3-1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
延長保育、休日保育、障害児保育及びアレルギー児への対応等の保育の充実	保健福祉課	—
保育職員の資質の向上と、乳児期から学童期までの連携による保育内容の充実	保健福祉課	教育委員会
保護者の保育所への協力による、自然体験、農林業体験及び高齢者や異年齢児とのふれあい活動等、保育内容の充実	保健福祉課	—

③家庭・地域における子育て支援（総合戦略3-1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
地域の子育て支援の拠点となる保育所の地域子育て支援センター機能の強化、保育所の園庭や雨天時の遊戯室の開放及び育児サークルの育成・支援	保健福祉課	—
子育て世代包括支援センターでの乳児相談や育児相談、母子保健講演会及び子育てサークル等の充実	保健福祉課	—
広報、ホームページ及び SNS 等を利用した子育て情報の提供や、交流の充実	保健福祉課	教育委員会
子ども手当や乳幼児医療費助成等の支援制度の活用による、子育ての経済的負担を軽減	保健福祉課	—
育児休業法の普及啓発と、男女が子育てに参加しやすい職場づくり	保健福祉課	—
男性の家庭での育児・教育への参加による、家庭の教育力の向上促進	保健福祉課	教育委員会
尾瀬じどうかんにおいて、共働き家庭等の児童を対象とした「尾瀬放課後児童クラブ」の実施	保健福祉課	教育委員会
学校の放課後開放等による、ちびっこ広場の確保と保護者等の参加による児童の創造力を育む安全な遊び場づくり	教育委員会	—
三世代交流、異年齢交流、自然体験及び職業体験等、地域ぐるみでの、児童の健全育成	教育委員会	—
子育て講座の実施と、子育て中の親への支援	教育委員会	—
こども自身による子ども会の自発的な活動の促進と支援	教育委員会	—

主な事業（取組）	主担当課	関係課
犯罪防止の見守り体制の整備等による、こどもが安全に楽しく遊べる場の確保や、街灯設置・防犯カメラ・ガードレール設置・除雪等、通学の安全確保	教育委員会	総務課 農林建設課
関係機関と民生委員等の連携による、児童虐待の防止と児童の保護	保健福祉課	教育委員会

④母子・父子家庭の支援の充実（総合戦略3－1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
福祉資金貸付や医療費助成等の周知による生活の安定の支援	保健福祉課	－
村営住宅の優先利用等、住宅費の負担軽減	保健福祉課	農林建設課
公共職業安定所と連携した雇用促進等、経済的自立の促進	保健福祉課	むらづくり観光課
どちらかが障がいを持っている母子・父子家庭や、家庭を失った児童に対する適切な支援及び経済的負担軽減措置	教育委員会	保健福祉課
民生委員や、関係機関との連携強化による生活相談活動や相談窓口の充実	保健福祉課	－
母子・父子家庭のこどもが多様な地域活動に参加しやすい地域づくりの向上促進	保健福祉課	教育委員会

2－2－3 高齢者福祉

（1）現状と課題

令和2（2020）年の本村の高齢者（65歳以上）は1,639人で、村全体の41.0%を占めています。高齢者数は、今後は減少していくと予想されていますが、高齢化率は上昇し、要介護高齢者の増加が予想されます。

社会福祉協議会では居宅介護支援、訪問介護及び介護保険外高齢者福祉サービス等を展開し、尾瀬長寿会「桜花苑」では居宅介護支援、訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護を実施しています。施設入所者の多くは「桜花苑」と、令和6（2024）年に開所した「けあビジョンホーム片品」を利用し、利根沼田圏域内の施設も活用されています。

介護保険制度は平成12（2000）年度に施行され、国では増大する介護費用への対応として平成26（2014）年に介護保険法を改正し、「医療から介護へ」「施設から在宅へ」の流れのもと、「自助・互助・共助・公助」を基本とする地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

近年は、保健指導、広報への記事掲載、講演会の開催等による周知、公共施設を活用した尾瀬太鼓・フラダンス・各種スポーツの定期実施、スタイルアップ教室や健康づくり講演会、認知症カフェ「ひだまりカフェ」及び「とうもろこし体操教室」等の取組が進められています。また、家族の介護者教室、地域での自主体操教室立ち上げ支援、ケアマネ会議（毎月）及び自立支援型地域ケア個別会議（年3回）の実施等、介護予防・負担軽減の取組が定着しつつあります。

一方で、重症化予防効果の評価は未実施であり、収益性を伴う事業展開や新規事業者の参入は困難な状況にあります。また、公民館等の地域活動拠点は老朽化が進行しており、長期利用に向けた保守・修繕が必要です。

(2) 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、安心して元気に暮らせるよう、生活習慣病、認知症及び寝たきり等の予防に重点を置いた介護予防を推進します。各種健診、保健指導、健康づくり教室、体操教室及び講演会等を継続的に実施し、周知活動を強化します。

介護保険サービスの充実、地域包括支援センター事業の円滑な運営、ケアマネ会議及び個別ケア会議を通じた支援体制の適正化を図って、認知症カフェや介護者教室等により、家族の負担軽減と地域全体での支え合いを推進します。

また、尾瀬太鼓・フラダンス・グラウンドゴルフ等、スポーツ・文化・交流活動を通じて高齢者が生きがいを持って活躍できる場を広げ、就労や生涯学習の機会づくりを支援します。さらに、公民館等の地域拠点については、保守・修繕を計画的に進め、長く活用できる体制を整えます。

加えて、地域住民の理解を深めるため、認知症サポーターの養成等を含めた人材育成を進め、幅広い支援体制を構築します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
介護・福祉施設のサービスに対する村民満足度	%	30.6	35.0	保健福祉課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①生活習慣病予防等の健康づくりの推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
禁煙、野菜摂取、運動、禁酒及びストレス解消等、がんリスク軽減運動の推進	保健福祉課	—
保健福祉課と教育委員会の連携による健康づくりグループ活動の促進（ウォーキング・エアロビクス・ヨガ・ストレッチ等）	保健福祉課	教育委員会
検診による病気の早期発見と早期治療、検診後の個別指導や病態別の健康教育・健康相談及び食事・運動指導等による生活習慣改善の促進	保健福祉課	—
「心の健康」に関する相談体制等の充実と老年期の精神活動を高める啓発活動による認知症・引きこもり・閉じこもり・老年期うつ病等の予防	保健福祉課	—
介護予防等の支援を要する者の把握と早期支援体制の推進	保健福祉課	—
広報やホームページを活用した新規サービスのPRの充実	保健福祉課	—

②介護サービスの充実（総合戦略2－1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられるよう地域包括支援センターの充実（介護相談・権利擁護・虐待防止・介護予防ケアマネジメント・ケアマネジメント支援）と重度化予防効果の評価	保健福祉課	－
一般高齢者・特定高齢者等の介護予防事業の充実	保健福祉課	－
介護保険総合事業の提供体制の整備	保健福祉課	－
地域密着型サービス提供体制の検討	保健福祉課	－
介護度の維持・改善を目指すケアプランと介護サービスの利用の促進、認知症ケアの充実	保健福祉課	－
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設及びケアハウス等の利根沼田圏域での整備・充実の促進	保健福祉課	－
介護サービス情報の公表、権利擁護事業の推進、ケアマネジャーへの支援及びサービス事業者への指導・助言による介護サービスの質の向上等による利用者本位のサービス供給	保健福祉課	－
利根沼田広域市町村圏振興整備組合（沼田市・片品村・川場村・みなかみ町・昭和村）の介護認定審査会による適切な要介護認定と介護給付適正化等による保険料の適正化	保健福祉課	－
虐待防止・早期発見	保健福祉課	－

③自立生活や介護家族の支援

主な事業（取組）	主担当課	関係課
見守りや災害時の安否確認体制の整備	保健福祉課	－
高齢者や障がい者が利用しやすい移動手段の確保の検討	保健福祉課	－
家族介護教室や家族介護者の交流の推進と、福祉用具の貸し出し、介護家族の支援	保健福祉課	－

④生きがい対策の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
老人クラブの充実による、相互の交流、三世交代及び生きがい活動等の支援	保健福祉課	－
高齢者の多様な学習・文化・スポーツ活動等、地域クラブ活動の充実	保健福祉課	教育委員会
高齢者の地域コミュニティ活動やボランティア活動の促進	保健福祉課	－
集会場や社会教育施設等を活用した高齢者の地域活動の推進	保健福祉課	－
特産物の開発・生産・販売、観光ガイド等、高齢者の生きがい就業の機会や場づくりの推進	保健福祉課	農林建設課

2-2-4 障がい者（児）福祉

（１）現状と課題

平成 15（2003）年の支援費制度、平成 18（2006）年の「障害者自立支援法」、平成 23（2011）年の「障害者虐待防止法」及び平成 25（2013）年の「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」等の施行により、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

本村における身体障害者手帳保有者は 217 人、療育手帳保有者は 41 人及び精神障害者保健福祉手帳保有者は 18 人（令和 6（2024）年度末）であり、「片品村障害福祉計画」（第 7 期：令和 6 年度～令和 8 年度）に基づき、ホームヘルパー派遣や七転び八起き会による生活訓練、社会参加事業及び文化センターや健康管理センターのバリアフリー化等を進めてきました。

近年の実績としては、妊娠届出時や母親学級における情報提供、乳幼児健診における心理士相談、障がい福祉サービスの窓口対応、片品村障害福祉計画の策定、地域生活支援拠点コーディネーターの配置、医療的ケア児への支援研修、保育所・学校・教育委員会との連携強化及び人権週間に合わせた福祉教育の実施等が挙げられます。また、外出支援体制の整備や重度障害者住宅改造費・日常生活用具費補助、手話派遣体制の確保及び成年後見制度利用促進のための中核機関も令和 6（2024）年 4 月に開設しました。

一方で、障がいの発生予防や早期発見・療育の体制整備は十分ではなく、障がい者が地域で安心して暮らすための交流機会の拡充や就労場所の安定的な確保が引き続き必要です。災害時の対応についても検討が進められていますが、個別計画や個別支援カードの活用をさらに徹底する必要があります。

（２）基本方針

心身に障がいのある人が地域で生きがいを持って自立した生活を送れるよう、地域社会全体で支援体制を充実させます。

妊娠期からの障害発生予防・早期発見・早期療育を進め、乳幼児健診や心理相談を充実させ、障がい福祉サービスや地域生活支援事業を確実に届ける体制を維持し、地域生活支援拠点コーディネーターや自立支援協議会を中心に、医療的ケア児や重度障がい者への支援を強化します。

また、保育所・学校・教育委員会と家庭が連携して情報共有を行い、福祉教育や交流の機会を拡大します。就労の場については、圏域内の事業所や作業所と連携し、送迎体制のある事業所の活用を進めます。

さらに、住宅改造や日常生活用具の補助、手話派遣体制及び成年後見制度の啓発を進め、災害時に備えた個別支援カードの作成等による安全対策を推進します。社会参加やボランティア活動等を支援し、障がいの有無にかかわらず誰もが地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
障がい者福祉の充実に対する村民満足度	%	44.0	50.0	保健福祉課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①障がいの発生予防と早期治療・相談体制の確立

主な事業（取組）	主担当課	関係課
妊娠前・妊娠中からの 健全な妊娠生活と健やかな子育ての普及啓発	保健福祉課	—
各種健診の充実による障がいの早期発見、早期療育相談及び早期治療の促進	保健福祉課	—
広域との連携等による、機能回復訓練と職業訓練体制の整備	保健福祉課	—
重度心身障がい者医療費助成制度の周知	保健福祉課	—

②保健・福祉・生活支援サービスの充実

主な事業（取組）	主担当課	関係課
障がい種別毎に提供されてきた福祉サービスや地域生活支援事業等の一元的な提供体制の確保に向けた「障害福祉計画」を含む「片品村保健・福祉総合計画」の策定	保健福祉課	—
障害者総合支援法等の情報提供や相談体制の強化、ホームヘルパー派遣やデイサービス及び短期入所等の在宅サービスの充実	保健福祉課	—
個々の対象者に応じたサービスの調整を行うケアマネジメント体制の整備	保健福祉課	—
常時介護が必要な障がいのある人の日常生活の安定を確保するため、広域の調整のもとにサービスの整備・充実	保健福祉課	—
障がい福祉サービス、補装具の交付・修理及び日常生活用具の給付等、福祉制度の周知と活用の促進	保健福祉課	—

③自立と社会参加の促進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
発達障がいを含めた、障がい児の進路相談体制の充実と保育所・学校の連携強化、施設のバリアフリー化及び特別支援教育の充実	保健福祉課	教育委員会
学校における福祉教育や地域での研修・啓発、地域社会との交流機会の拡充による、障がいのある人に対する村民の理解の促進	保健福祉課	教育委員会

主な事業（取組）	主担当課	関係課
広域的な連携による福祉作業所や村内外の事業所等、雇用の場の確保、就労相談体制の整備及び職業訓練機会の充実	保健福祉課	—
障がい者仕様の住宅の改築に関する相談、情報提供及び住宅改善のための費用助成等、安心して暮らせる住まいづくりの支援	保健福祉課	—
点訳や手話等の意思疎通支援者の養成とコミュニケーションや外出支援等のボランティア活動の促進	保健福祉課	—
災害時や急病時に緊急対応が必要な障がい者（児）名簿の作成、地域福祉体制の整備及び民生委員・児童委員等との連携強化と緊急通報システムの導入の検討	保健福祉課	—
障がい者同士の交流やスポーツ・レクリエーション活動、地域社会との交流及びボランティア活動等への参加機会の充実	保健福祉課	—
移送サービスの整備と公共交通機関の割引制度等の周知・普及等、障がい者（児）が外出しやすいむらづくり	保健福祉課	—
福祉施設入所者の地域生活への移行支援と利根沼田圏域での地域生活支援拠点の整備	保健福祉課	—
障がい者の権利擁護と福祉サービスの適正な利用等を保証する日常生活自立支援事業や、地域移行支援事業と成年後見制度の周知	保健福祉課	—
身体障がい者の会と、知的障がい者や精神障がい者の親の会等、障がい者関係団体との連携とその支援	保健福祉課	—

2-2-5 低所得者福祉

(1) 現状と課題

令和7(2025)年10月現在、本村の生活保護適用世帯は9世帯であり、受給者の高齢化や障がい・傷病による世帯の減少により、被保護世帯は減少傾向にあります。一方で、高齢者の増加や、格差の拡大及び離婚等により生活困窮者は増加傾向にあり、相談件数も増えています。しかし、新規での認定には非常に厳しい要件があるため、保護の適用にはなかなかつなげていない状況です。

また、相談内容の多様化に伴い、専門的知識を持った職員の養成が必要とされています。実績として、群馬県や公共職業安定所から送付される関係書類を村内に掲示し、情報提供の充実を図ってきました。さらに、社会的弱者を見落とさないよう、民生委員や福祉委員による見守りを行っています。

今後は、民生委員や関係機関との連携を一層強化し、雇用機会の確保や相談・指導体制の拡充を通じて経済的自立を促進することが必要です。

(2) 基本方針

病気や高齢化、離婚等により経済的に困難な状況に置かれた村民に対して、生活保護の適正な運用を図ります。併せて、生活困窮者への支援を充実させるため、関係機関との連携強化、関係書類の周知や情報提供及び相談・指導体制の整備を進めます。

また、就労支援の充実を図り、生活困窮からの自立を支援します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
低所得者福祉の充実に対する村民満足度	%	39.3	45.0	保健福祉課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

① 援護サービスの充実

主な事業(取組)	主担当課	関係課
民生委員や関係機関と連携した、援護を必要とする世帯の実態とニーズの的確な把握による生活保護制度の適正な運用	保健福祉課	—
生活福祉資金貸付等、各種制度資金の周知徹底と更生・就学・住宅等における有効活用の促進	保健福祉課	—
共同募金・歳末たすけあい運動等の支援	保健福祉課	—

②自立の支援

主な事業（取組）	主担当課	関係課
公共職業安定所等との連携による、就業の指導・能力開発、求人情報の提供及び雇用の場の創造・確保	保健福祉課	むらづくり観光課
民生委員や地域住民、ボランティアの協力による、相談・指導活動の充実	保健福祉課	—
多様化する相談・指導内容に対応できる専門的知識を持った職員の養成と相談体制の充実	保健福祉課	—

2-2-6 勤労者福祉

(1) 現状と課題

製造業の海外移転や派遣労働の拡大等により、若者が安定的な職に就きにくくなり、いったん離職した中高年や女性の再就職も困難な状況が続いています。このままでは、少子化の加速や社会保険制度、税収等に重大な影響を与えることが懸念されます。また、長時間労働が常態化する等、労働環境の厳しさも深刻です。

本村は観光と農業が主要産業ですが、観光客数は平成4（1992）年以降減少し、宿泊者数も平成9（1997）年以降減少傾向にあります。農業については平成12（2000）年以降、売上額が微増している状況です。

近年の取組として、役場入口や公共施設において公共職業安定所や群馬県、関係団体から送付される仕事紹介や就労関連の書類を掲示し、村民への情報提供を行っています。

一方で、若者、女性、退職者及び高齢者の職業能力開発や再就職支援は依然として注力する必要があり、安定的な雇用確保と同時に、勤労者福祉の充実や働きやすい環境整備が必要です。

(2) 基本方針

勤労者の村内での定住促進に向けて、企業・事業者と連携し、安定的な雇用の確保や労働条件の改善、福利厚生の実施を図ります。

併せて、公共職業安定所や群馬県、関係団体からの情報を積極的に活用し、就労関連情報を適切に周知することで、村民が利用しやすい就労支援体制を整えます。また、若者、女性及び高齢者の職業能力開発や再就職支援を推進し、誰もが安心して働ける環境を目指します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
公共職業安定所を利用した就職件数	件	83	100	むらづくり観光課

出典元及び概算根拠等：ハローワーク事業月報（令和7年8月分）

(4) 主な施策

①勤労者の雇用の促進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
公共職業安定所との連携による求人情報提供や労働相談・雇用相談の充実	むらづくり観光課	—
県の職業訓練施設、民間企業との連携による就業体験機会の充実	むらづくり観光課	—

②勤労者の福祉の向上

主な事業（取組）	主担当課	関係課
労働者保護に関する法定基準や各種制度の周知	むらづくり観光課	—

2-3 社会保険

2-3-1 健康保険・介護保険・国民年金

(1) 現状と課題

令和6（2024）年度末の本村における国民健康保険の加入世帯は725件、加入率32.4%、収納率96.0%及び総費用額約6.2億円です。生活習慣病や高齢化に伴い医療費は増大しており、平成20（2008）年度からは75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が導入されました。医療費が増加する一方で、低所得者の加入率も増加しており、国民健康保険財政の健全化と制度の円滑な運営が必要です。

また、高齢者介護を社会全体で支えるため、平成12（2000）年から始まった介護保険制度は、利用者増加に対応して平成18（2006）年度に介護予防重視へと改正され、平成26（2014）年には介護保険法改正により「自助・互助・共助・公助」を基本とした地域包括ケアシステムの構築が進められています。本村でも令和5（2023）年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始しました。

国民年金制度は、自営業者やその家族等の生活を保障するために確立されてきましたが、高齢化による受給世代の増加と生産年齢人口の減少により制度は厳しい状況にあります。実質的な納付率は13年連続で上昇しているものの78.6%にとどまっており、加入促進と納付率向上は依然として必要です。

近年の取組として、加入漏れ防止のため、70歳や75歳到達時に制度説明会や健康教育を実施しています。また、情報提供ネットワークシステムを用いた所得把握、他市町村への所得照会による適正な賦課、未納者への実態把握や早期接触及び分納誓約等を通じて収納率向上を図っています。年金制度については、広報紙での制度説明、申請方法等を周知するほか、窓口でチラシやパンフレットを配布する等、周知と加入促進を進めています。

(2) 基本方針

国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度の安定的な運営を図るため、生活習慣病予防や介護予防を推進し、医療費や介護費用の適正化に努めます。

加入漏れを防ぐための説明会、健康教育、情報提供ネットワークシステムを活用した所得把握及び他市町村への照会等を適切に行い、正確な賦課を徹底します。未納者については実態把握や早期接触、分納誓約及び必要に応じた財産調査等により収納率向上を図ります。

また、広報紙や窓口資料の活用による制度周知を継続し、国民年金制度への加入促進を進めます。これらの取組を通じて、村民が安心して生活できる医療・介護・年金制度の維持と安定化を目指します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
社会保険（健康保険・介護保険、国民年金等）の整備に対する村民満足度	%	59.1	65.0	保健福祉課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の啓発と収納確保

主な事業（取組）	主担当課	関係課
国民健康保険制度・介護保険制度・後期高齢者医療制度への啓発と加入の促進	保健福祉課	—
正確な被保険者の所得把握と適正な保険税の賦課	住民課	保健福祉課
未納者の実態把握、相談業務の充実及び収納体制の強化による収納率の向上	保健福祉課	住民課
生活習慣病改善のための保健予防の強化（高齢者の集いの場の増加とフレイル（虚弱）予防等）	保健福祉課	—

②国民年金制度のPRの強化

主な事業（取組）	主担当課	関係課
村広報紙、回覧、パンフレット及びホームページ等による年齢層に応じた年金制度のPRと加入促進対策の強化	住民課	—
公的年金制度の取組状況についての情報提供	住民課	—

第3章 教育・文化：豊かな心を育むために

次代の本村を担うこどもたちが、豊かな自然や地域の文化に根ざし、たくましく生きる力を育む教育の充実を図ります。また、少子化が進む中でも地域全体で子育てや学びを支え、生涯にわたり学びと交流を深められる機会を広げます。感動や楽しみにあふれ、心豊かで元気なむらづくりを進めていきます。

【関連する SDGs】



3-1 生涯学習

3-1-1 学校教育

(1) 現状と課題

「新・群馬県総合計画ビジョン」（令和2年12月策定）では、令和22（2040）年に新たな教育で育った「始動人」が行政や産業の中核を担う姿を目標に掲げ、教育の革新とデジタルを活用した学びの拡充が重視されています。

本村は豊かな自然と歴史文化に恵まれ、地域に根ざした体験を通じて学ぶ環境が整っています。小中学校はそれぞれ1校体制となり、片品小学校は学級数8、児童数103人、中学校は学級数5、生徒数69人（令和7年度学校基本調査）で運営されています。教育環境面では、新校舎の建設、空調整備、全児童生徒へのタブレット配布及びスクールバスの運行等を整備し、現代的な学習環境の実現に取り組んできました。

実績としては、国や県が主催する学習機会の周知、子育て講座の実施、小学校と保育園の連携、中学生の職場体験や校外学習、児童生徒の特性に応じた学習支援、マイタウンティーチャーや支援員、ALTの配置、尾瀬高校との交流事業及び地元食材を活用した「かたしなの日」給食提供等が進められています。また、不登校児童生徒への家庭訪問、通常学級での学習機会提供及び学校運営協議会や地域文化行事での住民参画等、学校・家庭・地域が連携した教育活動が展開されています。

さらに、「かたしな子ども学校」や就学時健診に合わせた保護者向け子育て講座、安全教育、防災教育、防災拠点の耐震化や非常用発電機の整備及び教育ローン利子補給制度等の取組も行われています。一方で、限られた人員で多岐にわたる業務を担うため、ヒューマンエラーを防ぎながら着実に進める体制づくりが必要です。

(2) 基本方針

本村の豊かな自然や文化を活かし、児童生徒が地域に誇りを持ち、学ぶ意欲や確かな学力、創造力、コミュニケーション能力及び国際理解等を身につけられる小中の連携教育を充実させます。

教育環境の整備として、一人一台のタブレットや教育支援ソフトを活用した学習を推進し、児童生徒の特性に応じた支援体制を整えます。ALT の配置や尾瀬高校との交流、職場体験や地域体験学習等を通じて、幅広い学びと進路意識の醸成を図ります。

また、保育園との連携や子育て講座の実施、かたしな子ども学校の運営を継続し、子育て支援と地域教育力の向上を進めます。学校運営協議会や文化行事、ボランティア活動を通じて地域と学校の協働を深めます。

施設面では、耐震化をはじめとする安全対策や計画的修繕を進め、安心して学べる環境を確保します。限られた人員体制を踏まえ、業務を慎重かつ効率的に進め、ヒューマンエラーを防止する仕組みを整えます。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
学校教育に対する村民満足度	%	55.0	60.0	教育委員会

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

① 幼児教育の推進（総合戦略3-1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
親への学習機会の提供による家庭教育の充実と子育てグループ活動の促進・支援	保健福祉課	教育委員会
小学校と連携した保育所での就学前教育の充実と幼保一元化の検討	教育委員会	保健福祉課

② 教育内容の充実（総合戦略3-1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
知的な興味や学ぶ意欲を高める授業、将来の生活や仕事につながる授業、読書活動の充実及び尾瀬ネイチャーリング等、「知ることを学ぶ」「為すことを学ぶ」授業の推進	教育委員会	—
一人一人の多面的な能力や個性を認め、ほめて伸ばす自尊・自立教育の推進	教育委員会	—
地域の歴史、伝統文化、スポーツ、自然及び産業等を活かした次代のむらづくりを担う郷土理解教育や人権教育等、「共に生きることを学ぶ」体験教育の推進	教育委員会	—
情報機器の活用、意見発表及び議論の機会の充実等、情報収集・編集・発信・コミュニケーション能力の向上	教育委員会	—
国際観光時代に向けたALT（外国語指導助手）による語学教育、国際理解教育及び国際交流機会の推進と充実	教育委員会	—
障がいのあるこどもへの多様な就学の場の提供と環境の整備	教育委員会	—

主な事業（取組）	主担当課	関係課
教育研究会の自主研究活動及び研修等、教職員の資質と指導力の向上	教育委員会	—
環境教育、職業体験及びスポーツ等への民間講師の導入（マイタウンティーチャーや学校支援センター等）	教育委員会	—
中高一貫教育の充実のため、尾瀬高校との交流事業や自然観察会等の開催と支援	教育委員会	—

③健康・体力の増進と心の教育、安全教育（総合戦略3－1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
家庭における「早寝・早起き・朝ごはん」の徹底	給食センター	教育委員会
片品の伝統食等を学校給食へ採り入れることや、農業体験等による食育・食農教育の推進	給食センター	農林建設課 教育委員会
体を動かす楽しさや多様な運動の体験による、スポーツ習慣の確立と体力づくり	教育委員会	—
挨拶の徹底、クラスづくり、クラブ活動や部活動及び学校行事での異年齢交流等による仲間づくりを通し共に生きる力の向上	教育委員会	—
「いじめ」や「不登校」等のないクラスづくりや相談・指導体制の充実	教育委員会	—
インクルーシブ教育の推進	教育委員会	保健福祉課
地域福祉活動への参加や環境問題への取組等、ボランティア教育の推進	教育委員会	保健福祉課
学校での災害や登下校時等の交通事故・犯罪から、自らの安全を自らが守る教育の推進	教育委員会	—
放課後や夏季休業中等におけるこどもたちの居場所づくりの「かたしな子ども学校」の充実	教育委員会	—

④教育環境の整備（重点施策）（総合戦略3－1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
地域の防災拠点となる体育館や校舎等の防災設備の充実	教育委員会	総務課
校舎、体育館、プール、学校給食センター及びパソコンやソフト等、教育施設・教育機器の計画的な修繕と整備	教育委員会	—
障がい児の受入れや、地域の高齢者・障がい者の利用に対応した、学校のバリアフリー化の推進	教育委員会	—
学校図書室の充実と各クラスへの情報機器・ソフトの充実	教育委員会	—
スクールバスの活用	教育委員会	—
就学費援助の充実	教育委員会	—
人口減少・少子化に対応した小中学校の在り方の検討	教育委員会	—

⑤学校と地域との連携（総合戦略3－1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
悩みを持つ児童・生徒や保護者への相談・指導の充実	教育委員会	－
学校行事への協力や研修会等の参加を通じた、学校と家庭・地域の教育力の向上	教育委員会	－
放課後や休日の児童・生徒の遊び場・居場所、生涯学習の拠点として、学校を積極的に地域に開放	教育委員会	保健福祉課
学校情報提供の充実と学校運営協議会・地域学校協働本部との連携・協力	教育委員会	－
片品村総合産業文化展や文化センターでの映画会等への児童・生徒の参加	教育委員会	－
学校教育ネットワークの構築・運用	教育委員会	－

3－1－2 社会教育

（1）現状と課題

国際的な観光や交流の時代、高度情報化の進展に対応し、オンリーワンの観光資源、新しい商品・サービスの開発、若者の安定した雇用確保及び村民によるむらづくり活動の活性化等が必要です。また、子育て世代の不安に対応する学習機会、こども同士の遊びや交流及び自然体験や生産体験等を通じた教育の充実も必要です。

本村では、公民館や文化センターを拠点に講座、自主グループ活動、文化祭及びコンサート等を開催し、生涯学習の発表の場として総合産業文化展や芸能発表会を実施してきました。尾瀬高校との交流事業、子育て講座の実施、子ども会活動や「かたしな子ども学校」の運営及び中学生対象の国際交流事業の再開等、幅広い活動が行われています。また、図書室においては古い蔵書を整理し新しい本を購入する等、利用環境の改善を進めています。

一方で、研修に参加してもボランティア活動にまで至らない事例や、近隣市町村の情報を村民に伝える機会の不足、直接的に地域産業活性化につながる学習講座の不足及び青少年健全育成に関する各団体間の連携不足等の問題があります。また、学校施設の防犯上の制約から校舎開放が難しいこと、限られた人員で業務を担っているためヒューマンエラー防止に留意しながら慎重に事業を進める必要もあります。

（2）基本方針

だれでも、いつでも、どこでも学べる生涯学習社会の実現を目指し、若者や女性の職業能力の向上や語学学習の支援を進めて、地域に根ざした多様な学習機会を提供します。

総合産業文化展や芸能発表会等の発表機会を活用し、学習成果を地域に広めながら、子育て講座や地域ボランティアによる授業支援を充実させます。尾瀬高校との交流事業や中学生対象の国際交流事業を継続し、国際理解と地域連携を深めます。

施設面では、公民館や文化センター、体育館等の既存施設を有効に活用し、利用者が学びやすい環境を整えます。ボランティアや地域活動の活性化を促し、青少年健全育成を推進するため、各団体間の連携や情報共有を強化します。

また、近隣市町村の情報提供の拡充を図り、村民の学習・活動の幅を広げます。限られた人員で事業を進める中で、業務の正確性と効率性を確保し、ヒューマンエラー防止に配慮した体制を整えます。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
生涯学習・生涯スポーツの充実に対する村民満足度	%	52.8	58.0	教育委員会

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①生涯学習推進体制の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
生涯学習推進協議会の活性化と教育委員会を中心に各課が連携した、こどもから高齢者まで、学校、家庭及び地域の相互協力による、総合的な生涯学習推進体制の整備	教育委員会	—
趣味やスポーツ・レクリエーション活動の自主的な地域クラブ活動への移行や、こどもや若者の自立に向けた人づくりと国際観光や特産品づくり等、産業活性化に向けた学習活動の推進	教育委員会	—
指導者研修事業の拡充による生涯学習指導者の育成と生涯学習ボランティアの促進	教育委員会	—
県や近隣市町村と連携した、幅広い学習情報の収集・提供と生涯学習相談体制の充実	教育委員会	—
小中学校や尾瀬高校等、地域と学校の協働による取組の推進	教育委員会	—
利根沼田文化会館・視聴覚ライブラリーとの連携	教育委員会	—
生涯学習施設として学校施設（校庭や体育館等）の開放と利用促進	教育委員会	—
個人・少人数の夜間の利用等、公民館や各地区の集会所等、生涯学習施設の利用機能の拡充	教育委員会	—
生涯学習の拠点となる生涯学習施設の整備推進	教育委員会	—

②社会教育の充実

主な事業（取組）	主担当課	関係課
こどもの体験活動や若者・女性の職業能力向上・起業に向けた学習・研究活動の支援	教育委員会	むらづくり観光課
関係各課との連携による住民のむらづくり活動に向けた学習・研究活動の支援（健康、介護、人権、男女共同参画、環境、生涯学習、新生活及びボランティア活動等）	教育委員会	むらづくり観光課
関係各課との連携による地域産業活性化に向けた学習・研究活動（国際理解及び語学学習等）の支援	教育委員会	—
生涯学習の成果、豊かな知識、技術及び知恵を活かせるボランティア活動や発表・展示のための環境整備	教育委員会	—
学習機会、団体・グループ（サークルやクラブ）、施設、指導者及び広域や県生涯学習センターでのイベント等の情報収集とホームページやSNSでの広報の充実	教育委員会	—
電子図書館も視野に入れた図書室蔵書の充実や、ボランティアによる図書館活動等の充実	教育委員会	—

③家庭や地域の教育力の向上と子どもや若者の自立支援

主な事業（取組）	主担当課	関係課
家庭の教育力の充実に向けた支援（家庭行事、遊び、生活習慣、しつけ、健康等の子育て講座及び読書習慣の促進等）	教育委員会	—
地域の教育力の充実に向けた支援（子ども会活動、スポーツ少年団及び地域での多様な体験活動等）	教育委員会	—
「かたしな子ども学校」事業によるこどもの安全な居場所づくりの支援及び地域ボランティアによる学校の教育活動への支援充実	教育委員会	—
交通事故や犯罪被害等の防止に向けた各地域で子どもを見守る取組の促進	教育委員会	—
各地域での子どもたちの自立に向けた職業体験等の機会づくりの支援	教育委員会	—
若者の自主的な交流やイベント、学習活動、むらづくり活動、ボランティア活動、祭りや地域行事及び研修や国際交流等の支援	教育委員会	—
片品村 PTA 連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会、青少年健全育成中央会議及び青少年育成推進員連絡協議会との連携による青少年健全育成の推進	教育委員会	—
青少年の活動をアドバイスする指導者の育成	教育委員会	—
青少年や家庭に対する情報提供と相談体制の整備	教育委員会	—

3-2 文化・スポーツ

3-2-1 文化・芸術

(1) 現状と課題

本村には、猿追い祭り、つめっこ祭り（花咲）、にぎりっくら祭り（越本）、金精信仰（東小川）、十二講及び祇園祭等の神祭りのほか、花火大会、盆踊り大会及び尾瀬太鼓発表会等、多様な文化イベントがあります。また、文化財としては、国指定の特別天然記念物「尾瀬」、日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」、重要無形文化財「猿追い祭り」及び重要文化財「丸沼ダム」をはじめ、県指定や村指定の文化財が多数存在しています。

村民による片品村文化協会や生涯学習グループも活発に活動し、片品村文化センター等を利用したコンサート、映画祭、総合産業文化展及び講演会等が開催されています。近年は工芸家や芸術家のU・Iターンも見られ、文化活動の多様性が広がっています。

実績としては、芸能発表会やかたしな音楽祭が4年ぶりに開催され、文化センターが発表の場や活動の拠点として提供されました。また、武尊街道で「村巡り」を実施し、その様子を総合産業文化展で展示する等、村民の交流や地域資源の再認識につながっています。尾瀬太鼓愛好会は幅広い世代が活動し、郷土芸能の継承に尽力しています。

一方で、文化資源を国際観光資源として位置付ける取組には至っておらず、ボランティア育成事業も円滑には進んでいません。展示作品への興味関心が来場者任せとなっている点や、本村としての文化人材育成の仕組みが未整備である点が問題です。

(2) 基本方針

村民が日常的に歴史や文化に親しみ、心豊かに暮らせる環境を整備するため、伝統行事、郷土芸能、生活・産業文化及び史跡・文化財等の掘り起こしと保存・継承・活用を進めます。

文化センターや総合産業文化展等を活用して、芸能発表会や音楽祭等の発表の場を確保し、交流都市との作品展示やボランティア参加の機会を広げます。尾瀬太鼓愛好会等の郷土芸能団体の活動を支援し、世代を超えた継承を促進します。

今後は、文化イベントや歴史資源を観光資源として活かし、時代に即した方法での情報発信を強化して、ボランティアや文化人材の育成に取り組みます。限られた施設や資源を効果的に活用し、村民の交流と誇りを育む文化活動を展開し、交流人口の拡大につなげます。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
伝統文化の継承・発展、文化財の保護・活用に対する村民満足度	%	53.0	58.0	教育委員会

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①祭りや伝統行事、文化財等の保存と継承

主な事業（取組）	主担当課	関係課
猿追い祭り、つめっこ祭り、にぎりっくら祭り、金精信仰、十二講、祇園祭及び禹王の碑等の保存・伝承、世代間交流や郷土教育等への活用、地域間交流の推進及び国際観光資源としての活用	むらづくり観光課	—
盆踊り大会、花火大会、越本御神火祭及び尾瀬かたしなまつり等の行事への協力	むらづくり観光課	—
尾瀬太鼓愛好会等、新しい本村の郷土芸能の発掘と継承・発展	むらづくり観光課	—
村内に点在する重要文化財や天然記念物の保存と史跡めぐりイベントや、「歴史散歩道」整備等による活用	教育委員会	—
文化財・史跡に対する村民の意識向上と、文化財調査委員等による調査、発掘、保存及び整備の推進	教育委員会	—
国際観光や歴史文化探訪観光に対応したガイドボランティアの育成	むらづくり観光課	教育委員会

②文化・芸術活動への支援

主な事業（取組）	主担当課	関係課
多様な地域クラブ活動（自主サークル）の活発化と、文化・芸術を楽しみ、創造するむらづくり	教育委員会	—
文化協会等、文化団体活動の支援、活動の広報や成果発表の場の提供及び他市町村や外国との文化交流の支援	教育委員会	—
住民団体や村主催の講演会、コンサート、映画会、演劇公演及び総合産業文化展等の充実と、片品村文化センターの活用促進への支援	教育委員会	農林建設課
小暮真望ギャラリー（花の駅片品）や戸倉の「尾瀬ぷらり館」の活用	むらづくり観光課	—
ボランティアの協力による片品村文化センターの活動内容の充実	教育委員会	—

3-2-2 スポーツ・レクリエーション

(1) 現状と課題

健康志向の高まりにより、スポーツやレクリエーション活動への関心は一層高まっています。一方で、子どもや若者の野外遊びやスポーツ離れが進み、生活習慣病や体力低下が懸念されています。

本村には、スキー場、テニスコート、体育館及びサッカーグラウンド等の民間スポーツ観光施設に加え、土出人工芝グラウンド、体育館及び広場等、豊富な施設が整備されています。スポーツ団体も体育協会を中心に活動しており、種目別団体やスポーツ少年団等の組織的活動が展開されています。

近年の実績として、「はつらつ体操教室」や令和5（2023）年度から開始した「とうもろこし体操教室」、片品村ウォークラリー大会及び「地域交流スポーツ大会」等の新たなイベントの開催により、村民の健康づくりとスポーツ参加の機会が広がっています。また、体育協会各団体による子ども向けの教室（陸上・サッカー・ソフトテニス等）が充実し、片品テニスクラブ等の活動も活発化しています。

さらに、宿泊施設と連携してバスケットボールやサッカーの大会を誘致し、スポーツ観光の展開が進んでいます。一方で、コロナ禍の影響により区対抗行事の開催は困難となり、新たな形のスポーツ行事の検討が必要です。

施設については、利用者からの意見を踏まえて優先順位を付けて修繕を行っています。施設利用に関しては登録制により誰でも利用可能とし、書類手続きの簡素化や電子化に向けた取組も進められています。

(2) 基本方針

誰もが生涯を通じてスポーツやレクリエーション活動を楽しめる環境を整備し、健康増進につなげます。そのため、「はつらつ体操教室」「とうもろこし体操教室」等の健康プログラムを継続・拡充し、ウォーキングコースの整備を進め、身近で取り組みやすい有酸素運動の機会を広げます。

片品村ウォークラリー大会や「地域交流スポーツ大会」等のイベントを充実させ、子どもや若者のスポーツ参加を促進します。体育協会や各競技団体の活動を支援し、指導者の育成やスポーツ少年団活動を推進します。

施設については、利用者の声を反映した計画的な修繕を進め、総合運動場の整備に取り組み、登録制度や電子化による利用促進を進め、利便性を高めます。

また、高地環境を活かして、各種スポーツ合宿や大会を積極的に受入れ、スポーツ観光を推進し、地域の活性化につなげます。コロナ禍以降の状況を踏まえ、区対抗行事の代替となる新しい形のスポーツ交流事業も検討します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	担当課
社会体育施設利用回数	回	1,376	1,450	教育委員会

出典元及び概算根拠等：教育委員会（成果報告書）

(4) 主な施策

①健康スポーツの振興

主な事業（取組）	主担当課	関係課
生活習慣病の予防や高齢者の寝たきり・認知症予防に向けた、ウォーキング等の有酸素運動の推進	保健福祉課	—
健康づくりスポーツ活動の指導者の育成とウォーキング・イベント等の推進	保健福祉課	教育委員会
放課後の学校の利用等による、運動不足のこどもが身体を動かす外遊びの機会の充実	教育委員会	保健福祉課
生涯スポーツの普及・定着に向けた、誰でも気軽に参加できるニュースポーツ等の、各種のスポーツ教室やイベントの開催と情報の提供、指導者・スポーツボランティアの確保・育成	教育委員会	—
各種スポーツ施設を活用したスポーツ合宿やイベント等の受入れ	むらづくり観光課	—

②競技スポーツ活動への支援

主な事業（取組）	主担当課	関係課
体育協会各競技団体、スポーツ推進委員、スポーツ少年団及び公共体育施設開放運営委員会等の活動の支援	教育委員会	—
スポーツ大会の誘致と支援	教育委員会	—

③スポーツ・レクリエーション施設の維持・整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
既存の体育館等、スポーツ施設の維持・修繕と施設の整理、総合運動場整備の検討	教育委員会	—
学校施設（グラウンドや体育館等）の地域開放と村民の利用促進	教育委員会	—
学校体育施設を含む公共体育施設の管理体制、利用手続きの見直し等、村民等の有効活用に向けた運営面での改善	教育委員会	—
身近なウォーキングコースの整備と観光客を含めた利用の促進	むらづくり観光課	教育委員会
レクリエーション施設の維持・修繕と施設利用の有料化の検討	教育委員会	—

第4章 環境・安全：快適で安全な生活のために

尾瀬をはじめとする四季折々の花々に彩られた豊かな自然を守りながら、その恵みを観光や暮らしに活かし、持続的な発展が可能なむらづくりを進めます。高齢化や人口減少が進む中でも、快適で安全・安心で利便性の高い生活環境を整え、誰もが安心して住み続けられる本村を目指します。

【関連する SDGs】



4-1 生活環境

4-1-1 自然環境

(1) 現状と課題

本村は尾瀬国立公園と日光国立公園の二つの国立公園を有し、尾瀬国立公園 37,200ha はラムサール条約の湿地に登録されています。世界的にも貴重な自然環境を有する本村では、美しい自然の保護と外国人観光客への対応体制の整備が必要です。森林や河川の保全については、これまで森林整備、治山工事及び公共下水道・農業集落排水の整備に加え、合併処理浄化槽の普及等が補助金制度等により推進されています。

環境学習の一環として森林学習を実施し、児童生徒に自然環境の大切さを伝える取組が行われています。また、地元高等学校と連携した事業、ゴミ持ち帰り運動及び尾瀬美化愛護協会の活動等、住民・団体による実践も広がっています。マイカー規制や地区内行為の届出制度は実施されているものの、十分に活用されていない面もあります。さらに、大清水湿原や水芭蕉の森では鳥獣害防護柵の修繕・管理や、車椅子に対応した木道の設置等の取組が進んでいます。

近年は激甚化する水災害が全国で頻発しており、河川の流域治水対策の重要性が増しています。観光客増加に伴う環境負荷や利用ルールの徹底、自然資源を維持しながら活用するための持続可能な仕組みづくりが必要です。

(2) 基本方針

環境学習や森林学習の充実を通じて児童生徒に自然環境の重要性を伝える教育を推進します。清掃美化活動やゴミ持ち帰り運動等の環境ボランティア活動を継続・強化し、尾瀬や水芭蕉群落地、大清水湿原等の貴重な自然資源の保全を図ります。

排水対策では、下水道や農業集落排水の適正運用に加え、合併処理浄化槽の設置促進を補助制度により推進します。マイカー規制や行為届出制度の実効性を高め、観光利用と環境保全の両立を図ります。また、鳥獣害防護柵の修繕・管理やバリアフリー対応施設の整備等、利用者に配慮した環境整備を進めます。

河川の流域治水対策については戸倉ダム建設の調査・研究を推進し、洪水被害の軽減に取り組みます。今後も尾瀬をはじめとする自然資源の保護と活用を進め、全国に先駆ける環境先進地域としての取組を展開します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
下水道処理人口	%	71.5	80.0	農林建設課

出典元及び概算根拠等：農林建設課調べ

(4) 主な施策

①自然環境の保全と活用

主な事業（取組）	主担当課	関係課
学校教育や社会教育での自然環境保全意識の啓発	教育委員会	—
尾瀬国立公園と日光国立公園に指定されている特別保護地区、特別地域及び普通地区それぞれの、法の遵守による開発の規制と貴重な自然（動植物）の保全と活用	むらづくり観光課	—
白根山・武尊山でのごみの持ち帰り運動、登山道の維持修繕・整備の継続、シラネアオイ等の高山植物の植生回復と植生保護及びブナ林やレンゲツツジ等の美しい自然の保全等の継続	むらづくり観光課	—
関係機関との連携による尾瀬でのごみの持ち帰り運動、女性会による尾瀬清掃、湿原の植生回復事業、尾瀬の富栄養化の防止及び尾瀬交通対策連絡協議会・尾瀬美化愛護協会等による尾瀬の自然保護活動の継続	むらづくり観光課	—
森林の公益的機能を高めるため、森林整備と開発規制等による自然林の保全	農林建設課	—
国土利用計画に基づく適正な土地利用の誘導と、農業委員会による適正な農地利用の促進	むらづくり観光課	農林建設課
生活排水の適正処理、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の整備による排水対策の推進、農薬・肥料の適正使用、ごみの不法投棄防止及び温泉利用の適正化等による片品川等の汚染防止と水質保全	農林建設課	—
河川清掃や道路清掃等、村民活動の推進	農林建設課	—
戸倉ダムの建設推進のための調査・研究	農林建設課	—

②自然とのふれあいの促進（総合戦略2－1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
森林や河川、名水百選の湧水等とふれあう自然体験学習の推進	むらづくり観光課	農林建設課
自然体験の指導者の育成と受入体制の整備	むらづくり観光課	－
水辺のバーベキュー、キャンプ、カヌー及び溪流釣り等の川遊びのできる、親水レクリエーション環境整備の推進	むらづくり観光課	農林建設課
散策、森林浴、自然学習、自然体験及びキャンプ等のできる森林の整備	農林建設課	むらづくり観光課
水芭蕉の保護と利用の促進	むらづくり観光課	－
新・尾瀬ビジョン『『あなた』と創る『みんな』の尾瀬』に基づく身障者等の利用の促進	むらづくり観光課	－

4－1－2 景観

（1）現状と課題

本村は片品川、小川及び塗川等の河川沿いに集落が形成され、尾瀬や丸沼、武尊山等の自然景勝地やスキー場と、温泉等を活かした観光が展開されています。村内では片品川をはじめとする河川整備が進められ、尾瀬地域を中心としたゴミ持ち帰り運動が定着し、村民主体の清掃活動も根付いてきました。また、「片品村景観計画」に基づき、各地区で花苗の植栽や看板整備が行われ、道路や集落の景観が改善されています。

近年は、各地区において「花の谷づくり活動」が推進され、景観形成助成金の交付を通じて地域の主体的な取組が進められています。さらに、景観審議会が各地区からの委員により組織され、必要に応じて会議を開催し、景観計画に基づく対応が業者等の問い合わせにも適切に行われています。また、景観写真コンテストを毎年実施し、住民の意識向上や景観保全の機運醸成につながっています。

一方で、再生可能エネルギー施設の設置に伴う景観への影響、花の谷づくり活動の未実施地区の存在、違法投棄及び道路沿いの景観悪化等の問題も残されています。今後は、景観計画の実効性をさらに高め、未実施地区への取組の拡大や地域全体での活動推進が必要です。

（2）基本方針

「片品村景観計画」に基づき、自然景観や集落景観の保全、道路や公共空間の景観整備を一層推進します。各地区における花の谷づくり活動を継続的に支援し、景観形成助成金の活用を通じて地域主体の活動を促進します。屋外広告物や建造物の適正な規制を進めて、農村景観や重要建造物の保全を図ります。

景観審議会の機能を活かし、景観計画に基づいた判断と適切な対応を徹底し、業者等からの問い合わせにも適正に対応します。また、景観写真コンテスト等を通じて村民の意識向上を図り、美しいむらづくりの機運を高めます。再生可能エネルギーの導入に際しては、景観を損なわない設置を指導し、自然と調和した持続可能な地域づくりを推進します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
自然景観に対する村民満足度	%	71.8	73.3	むらづくり観光課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①花の谷づくりの推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
国際観光時代に対応した花の谷づくりを目指し、花の谷づくり活動の継続と地元に自生している花等、地域の特徴を活かした取組	むらづくり観光課	—
花の種取りや球根・宿根草・花木を村民どうしで譲り合う等、創意工夫による花の谷づくり活動の推進	むらづくり観光課	—
景観に対する情報提供や、交流体制整備の支援等、「景観計画」・「片品村の美しい景観を守り育てる条例」に基づく景観づくりの推進	むらづくり観光課	—
各地区で景観を考え、実行できる専門組織の創設の促進	むらづくり観光課	—
景観法に基づく景観規制と誘導の検討	むらづくり観光課	—

②自然景観の保全

主な事業（取組）	主担当課	関係課
尾瀬・丸沼・武尊等の本村を代表する自然景観の保全	むらづくり観光課	—
沿道の人工林の景観間伐と遊休農地の有効活用等、田園景観の保全・創造	むらづくり観光課	—

③家並み景観の保全と創造

主な事業（取組）	主担当課	関係課
自然景観に溶け込んだ伝統的な集落景観の保全と創造	むらづくり観光課	—
屋外広告物の規制や看板、照明等の撤去及び更新による、美観に配慮した建築物等の推進	むらづくり観光課	—
公共・公益施設の緑化と、集落の一斉清掃や整理整頓・不物の廃棄等の促進	むらづくり観光課	農林建設課
優れた山村景観を顕彰し、「今、残したい片品の景観」写真コンテストの開催と片品景観百選の検討	むらづくり観光課	—

4-1-3 住宅・住宅地

(1) 現状と課題

本村には、村営住宅が10世帯あり、一定の住宅需要には対応できています。一方で、鎌田地区では民間アパートが建設されており、賃貸住宅へのニーズは依然として存在しています。若者の定住や団塊世代等のU・Iターンを促進するうえで、住宅の供給と環境整備が必要となっています。

空き家対策については、空き家バンクを活用し、広報「かたしな」による掲載依頼を行っていますが、登録物件数は少なく、十分な供給には至っていません。空き家の有効活用や登録促進は喫緊の課題といえます。また、下水道の整備は進んでおり、合併浄化槽の設置については補助金により推進されています。加えて、地区防災計画の策定に伴い、地区説明会を通じた危険箇所の周知が進められていますが、引き続き住宅の安全性や防災面での対応力強化が必要です。

(2) 基本方針

若者の定住や団塊世代等のU・Iターンを促進するため、住宅や宅地の供給を計画的に進めます。尾瀬ハイツを含む既存住宅の活用を図り、空き家バンクの周知を強化し、登録件数を増やす取組を進めます。

また、高齢者が安心して暮らせる住宅の整備やバリアフリー化を推進し、生活の安全性・快適性を高めます。住宅整備に当たっては、まち並みや集落景観への配慮を重視し、地域の魅力を維持・向上させます。さらに、下水道や合併浄化槽の適正運用を進めつつ、地区防災計画の活用により防災面での住宅環境の安全性を確保します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
住宅・住宅地に対する村民満足度	%	40.7	45.0	むらづくり観光課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①若者の定住環境の整備（総合戦略3-2）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
若者の定住やU・Iターンのための、住宅の整備と宅地・賃貸住宅等の情報提供【再掲】	むらづくり観光課	—
空き家情報の収集、情報提供と相談業務【再掲】	むらづくり観光課	—
村営・村有住宅の建設	総務課 農林建設課	—

②良好な住宅・住環境の整備（総合戦略3－2）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
生活道路、下水道（公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽）等、住環境の整備	農林建設課	－
土砂災害、地震災害及び白根山火山災害（降雪・豪雨との複合災害を含む）等に安全な住宅・住環境の整備	総務課	農林建設課
情報提供や相談窓口の設置等による高齢者仕様の住宅の普及促進	保健福祉課	－
介護保険制度の住宅改修費、老人居室整備資金貸付事業及び障がい者住宅整備資金貸付事業等の活用による誰もが住みやすいユニバーサルデザインの家づくりの促進	保健福祉課	－
危険廃屋解体への補助等、支援の検討	農林建設課	－

4－1－4 公園・広場・緑地

（1）現状と課題

本村は自然豊かな環境を有しており、こどもの遊び場、若者やファミリーの交流、中高年の憩いや健康づくり、スポーツ・レクリエーション活動及び観光客の休憩等、多様な機能を備えた公園・広場・緑地の整備が必要です。本村の中心地には寄居山公園や尾瀬大橋公園、越本地区には運動広場・水芭蕉の森、花咲地区には背嶺ポケットパークが存在しています。

維持管理については、片品村シルバー人材センター等に清掃作業を委託し、遊具の定期点検も専門業者により実施されており、安全性の確保は一定程度図られています。一方で、公園の有効活用においては、例年と異なる形式のイベント開催や新規事業の展開を進める必要があります。また、河川沿いの親水空間や新しい観光名所の創出については、候補地の選定を含めた検討を進める必要があります。

（2）基本方針

既存の公園や広場・緑地については、シルバー人材センターや専門業者の協力による清掃・点検等の維持管理を継続し、安全で快適な利用環境を確保します。そのうえで、公園をより多目的に活用できるよう、新規イベントや新しい利用形態の導入を検討し、村民や観光客の利便性向上を図ります。

また、河川や里山を活かした親子向けの遊び場整備や地域資源を活用した新名所づくりに向けて、候補地の選定や調査・研究を進めます。これらの取組により、公園や広場を、交流、憩い、健康増進及び観光振興の拠点として機能させ、地域全体の魅力を高めていきます。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
公園・広場・緑地に対する村民満足度	%	46.1	80.0	農林建設課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①公園・広場・緑地の維持・活用

主な事業（取組）	主担当課	関係課
村民の身近な遊び・憩い・交流・運動の場となる公園の遊具増大や計画的な維持・整備	農林建設課	－
村民による公園・広場・緑地や身近な里山や河川等を活用したこどもの集団遊び等の機会づくりの促進と公園管理・活用の促進	農林建設課	－

②親水公園や里山緑地の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
河川整備と並行した、若者、ファミリー及び観光客等の交流の場となるバーベキュー広場や親水公園の整備促進	むらづくり観光課	農林建設課
景観間伐と併せた里山の有効活用の検討	農林建設課	むらづくり観光課
水芭蕉の森の有効活用	むらづくり観光課	－
道の駅周辺において観光客にも魅力あるこどもの遊び場を整備	むらづくり観光課	－
新名所づくりのための調査・研究	農林建設課 むらづくり観光課	－

4-1-5 水道

(1) 現状と課題

本村は清涼な湧水に恵まれ、平成 20（2008）年には環境省より「尾瀬の郷片品湧水群」が平成の名水百選に認定されました。本村の水道は、昭和 12（1937）年の簡易水道整備以降、段階的に発展し、現在は中央、南部、栗生、針山、北部及び戸倉の 6 簡易水道により水の供給を行っています。施設整備により年末年始等の水需要期の断水は解消され、水道普及率は令和 7（2025）年 4 月時点で 94.9%に達しています。

一方で、施設の老朽化が進んでいるため、固定資産台帳を活用しながら古い管路の計画的な更新を進める必要があります。フェンスの更新は随時実施されていますが、水源改修は今後検討する必要があります。毎年漏水調査を実施しているものの、人口減少による収入の減少もあって、維持管理の負担は増加傾向にあります。水源水質検査は年 3 回行われていますが、専門職が不在であり、一般行政職員による対応となっています。

また、滞納対策として誓約書や給水停止措置を行っていますが、徴収業務の負担が残ります。村民等の節水意識は依然として低く、パンフレット等による啓発活動が続けられてはいるものの、効果には限界があります。広域化については県のプランを参考に検討中であり、災害時には給水タンク 1 基を確保し、県主導の訓練に参加しています。加えて、下水道は概成しているものの加入率が低く、利用促進が必要です。

(2) 基本方針

豊かな湧水を維持・活用しながら、老朽施設や管路の計画的な更新を進め、施設管理の適正化を図ります。水源改修については検討を進めて、水質検査や漏水調査を継続し、安全で安定的な給水を確保します。

広域化については県のプランを参考に検討を進め、効率的な運営体制の構築を目指します。災害時の給水体制強化として、給水タンク等の確保と訓練参加を継続します。また、節水意識向上に向け、パンフレット等による啓発活動を強化し、村民の協力を促します。

滞納対策については、誓約書や給水停止措置等を適切に運用しつつ、徴収業務の効率化を図ります。加えて、専門職の不在については人材育成や外部支援の活用を検討し、安定した水道管理体制を構築していきます。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和 7 年)	目標値 (令和 12 年)	担当課
水道に対する村民満足度	%	73.1	80.0	農林建設課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①水資源の確保と供給体制の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
水源地の水質の汚染防止と維持管理（老朽化している水源の改修と防護フェンスの更新と整備）	農林建設課	—
老朽施設等の更新（水道管更新も含む）、耐震化及び災害時給水体制整備の推進	農林建設課	—
計画的かつ効率的な簡易水道間の統合の検討と推進	農林建設課	—
調査等による漏水箇所の特定による安全・安心な給水と徴収率の向上	農林建設課	—
系統連絡管の検討と整備	農林建設課	—
管路更新の計画策定（アセットマネジメント計画策定）	農林建設課	—
AI等先端技術導入による、漏水箇所の早期特定	農林建設課	—
緊急時対策として近隣市町村（沼田市）と水道管をつなぐための施策	農林建設課	—

②水の有効利用と水道事業の効率化

主な事業（取組）	主担当課	関係課
村民と事業所等への節水への協力依頼と不要水等の有効利用	農林建設課	—
豊かな湧水の活用	農林建設課	むらづくり観光課
現地確認と調査等による管路情報管理システムの正確性の向上	農林建設課	—
使用料の滞納対策の検討と実施	農林建設課	—
水道技術管理者となりうる人材の育成	農林建設課	—

4-1-6 下水道

(1) 現状と課題

生活雑排水による河川水質の汚濁は生活環境の改善に向けた重要な課題です。本村では「片品村生活排水処理計画（平成23年度～令和2年度）」に基づき、「公共下水道事業（越本・土出・戸倉）」「農業集落排水事業（花咲・菅沼）」「合併浄化槽設置整備事業（区域外）」の3事業を実施してきました。汚水処理人口普及率は令和6（2024）年度に71.5%となり、一定の進展を見せています。

各排水処理区域は既に確定しており、計画の見直しは不要とされていますが、整備済地区の加入は年間数件程度にとどまり、加入率の向上を進める必要があります。また、農業集落排水から合併処理浄化槽への転換は年間5基程度は進んでいますが、普及には時間を要しています。汚泥の資源化については、施設までの距離が遠く運搬コストが高いため、過疎地域である本村において実施は困難な状況です。さらに、一部の水源では著しく水量が減少しており、湧水を水源とする場合には対応が難しいこと、人口減少や加入率の低下による収入減、下水道加入にかかる工事費の増加等、今後の運営を取り巻く環境は一層厳しくなっています。

(2) 基本方針

片品川源流の村として清流の維持・回復を目指し、生活排水処理計画に基づく事業を継続的に推進します。公共下水道や農業集落排水施設の適正な維持管理を行い、合併処理浄化槽の整備を計画的に進めます。

整備済地区では加入促進に力を入れ、広報や説明等を通じて村民の理解を深めます。資源化については運搬コスト等の問題があるため、実施可能性を引き続き検討しつつ、効率的な処理と管理を重視します。また、水源の水量減少に対応するため、状況を把握しながら持続的に水を確保できる体制を検討し、安定的な生活排水処理と水資源保全を両立させていきます。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
下水道に対する村民満足度	%	62.7	70.0	農林建設課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①生活排水処理事業の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
整備済み5地区での下水道加入の促進	農林建設課	—
合併処理浄化槽の整備と単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進	農林建設課	—
下水道加入に係わる工事費の補助	農林建設課	—

4-1-7 環境衛生

(1) 現状と課題

国では循環型社会形成推進基本法等に基づき、ごみの減量化・資源化が進められています。本村においても令和3（2021）年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、令和8（2026）年度の更新を予定しています。令和6（2024）年度のごみ排出量は一人一日あたり1,457gで、可燃ごみが大半を占めていますが、総排出量は減少傾向にあります。資源ごみについては毎月定期回収を実施し、本村ホームページやチラシによる啓発を進めています。また、尾瀬クリーンセンターの見学等を通じて環境教育にも取り組んでいます。

一方で、処理施設の老朽化や維持管理には継続的な費用がかかり、処理施設の現状や国が推進する広域化の観点から利根沼田地域の5市町村では群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープランに基づき、広域処理に向けた取組が本格的に始まりました。

し尿処理は施設改修が終わり令和6（2024）年度から北部浄化センターでの処理が稼働となりました。

また、滞納額の大きい世帯への対応や徴収業務が問題となっており、給水区域外での簡易水道加入要望にも対応が求められています。下水道加入については個人負担が発生するため、本村独自の補助制度を整備していますが、周知方法が十分ではなく加入促進に改善の余地があります。新型コロナウイルス感染症対策では予防接種や周知を行いました。今後も新興感染症への備えが必要です。

(2) 基本方針

一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化・再利用を推進し、処理施設の維持管理と更新を計画的に行いながら、広域処理に向けて利根沼田5市町村で協議しながら進めていきます。

資源ごみ回収や啓発活動を継続し、生ごみ処理機助成制度等の導入を検討することで、さらなる排出抑制を図ります。滞納への対応については適切な徴収体制を維持し、公平性を確保します。下水道加入に関しては補助制度を活用し、効果的な周知を強化して加入率向上を目指します。

また、環境美化活動の強化に加え、し尿処理の安定運営を継続し、片品川源流の村として清流の維持を重視します。さらに、新興感染症対策を継続し、住民の安心・安全な生活環境を守ります。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
村民一人一日当たりのごみ排出量	g	1,413	1,212	農林建設課

出典元及び概算根拠等：環境省一般廃棄物処理実態調査

(4) 主な施策

①ごみの減量化・再利用・再生利用の促進（重点施策）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
ごみの減量化・適正処理等に向けた「一般廃棄物処理基本計画」の定期的な見直し	農林建設課	—
学校教育・社会教育でのごみに関する学習の推進と広報活動の充実等による循環型社会の意識の確立	教育委員会	—
環境への負荷の低い製品の利用（グリーン購入・グリーン調達）の促進	農林建設課	—
生ごみ処理機、コンポスター及びEM菌等の普及促進	農林建設課	—
地球にやさしい店舗づくりの推進による過剰包装の抑制やレジ袋の廃止	農林建設課	—
ごみの分別収集（資源、可燃、不燃、大型及び有害等）の徹底と分別収集品目拡大の検討	農林建設課	—
家電製品や自動車等、リサイクルを義務付けられている個別物品の法に基づいた廃棄処理の徹底	農林建設課	—
大規模事業所に対する資源化計画等の策定の指導等、事業系ごみの減量化と資源化の推進	農林建設課	—
尾瀬クリーンセンター・リサイクルプラザのリサイクル事業・ごみの減量化・資源化に取り組むための拠点施設化	農林建設課	—
家庭ごみの有料化の検討	農林建設課	—

②ごみ・し尿の処理体制の整備（重点施策）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
ごみの収集及び処理作業の安全性の確保	農林建設課	—
カン・ガラスびん・ペットボトル・紙パック・段ボール・新聞・雑誌類に加えて、その他プラスチック容器包装類（白色トレイ等）の分別収集と処理方法についての検討と推進	農林建設課	—
北部浄化槽処理センターのし尿・浄化槽汚泥の処理体制の維持に向けての検討	農林建設課	—

③ごみの不法投棄の防止

主な事業（取組）	主担当課	関係課
不法投棄パトロール等、河川、空き地及び山林等へのごみの不法投棄防止	農林建設課	—
環境美化運動の促進（散乱ごみ・廃タイヤ・バッテリー・スキー用具等の回収）	農林建設課	—

④新たな衛生課題への対応

主な事業（取組）	主担当課	関係課
新興感染症の情報収集・広報と被害予防・拡大対策の推進	保健福祉課	－
院内感染や環境ホルモン（※1）、シックハウス症候群（※2）、石綿被害及び鳥インフルエンザ等、新たな環境衛生の課題の情報収集・広報と、被害予防・拡大対策の推進	保健福祉課	－

※1 環境ホルモン：ダイオキシンや DDT 等、内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の通称で、生殖異常やがん等を引き起こす可能性がある物質。

※2 シックハウス症候群：建材から出るホルムアルデヒドやダニ・細菌等、室内の空気汚染が原因で引き起こされる健康障がい。

4-1-8 環境保全

（1）現状と課題

地球温暖化に伴う異常気象の増加や環境破壊は、国際的な問題であり、本村においても生活環境や自然環境の保全が重要となっています。省エネルギー推進の一環として、節電、再生紙の利用、ごみの分別及びペットボトルの資源回収等が進められています。また、尾瀬かたしなゼロカーボンパーク実行委員会や尾瀬かたしな未来構想委員会を中心に、脱炭素社会の実現に向けた議論と実践的な取組が行われています。

広域ごみ処理施設は令和 14（2032）年度の稼働開始を目標としており、それまでの間の安定的な処理体制の維持が必要です。また、し尿や浄化槽汚泥の処理についても継続的な対応が求められており、財政的・技術的な負担が残されています。人為的活動による自然環境への影響を最小限に抑えつつ、持続可能な仕組みを構築することが必要です。

（2）基本方針

温室効果ガスの排出抑制や省エネルギーを推進し、再生可能資源の利用や資源ごみの徹底回収を進めます。尾瀬かたしなゼロカーボンパーク実行委員会や尾瀬かたしな未来構想委員会等を通じて、脱炭素に向けた地域の具体的取組を深化させます。

放射能汚染対策としては、食品放射能検査やモニタリングポストによる監視を継続し、村民の安全・安心を確保します。また、広域ごみ処理施設の稼働開始に向けて準備を進め、それまでの安定的な処理体制を維持し、し尿や浄化槽汚泥の適切な処理を確実に進めます。

地域環境と地球環境の双方を守るため、省エネルギーの徹底、廃棄物処理体制の確立及び公害防止策を強化し、持続可能なむらづくりを進めます。

（3）目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
温室効果ガスの排出量	千 t-CO ₂	27	22	農林建設課

出典元及び概算根拠等：環境省 自治体排出量カルテ

(4) 主な施策

①地球環境の保全

主な事業（取組）	主担当課	関係課
村が行う事務・事業で排出される温室効果ガスの削減	農林建設課	－
温室効果ガス削減に向けた村民・事業者・行政が連携した組織づくりと地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動や地域の環境情報の収集	農林建設課	むらづくり観光課
省エネ及び環境にやさしい商品の利用等、温室効果ガス排出の削減や二酸化炭素を固定する人工林の保全の促進	農林建設課	－

②地域環境の保全

主な事業（取組）	主担当課	関係課
公害防止協定等による、公害の発生予防	農林建設課	－
公害の監視体制の充実等による公害の発生予防	農林建設課	－
国・県と連携し、放射線量の測定と、農産物や野生生物・茸・山菜等、食品への影響の監視と安全性についての啓発	農林建設課	－

③省エネルギーの促進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
省エネ自動車の導入と LED 等省エネ機器の利用、照明や冷暖房温度の適正管理、施設の複合化及び高断熱仕様化等、村の省エネルギーの推進	農林建設課	むらづくり観光課
村の省エネルギー推進成果の PR により、村民・事業者の省エネルギーへの取組と促進	農林建設課	むらづくり観光課
尾瀬国立公園の知名度を活かした地域新エネルギーの導入推進	むらづくり観光課	農林建設課

4-1-9 斎場・墓地

(1) 現状と課題

本村では、利根沼田広域市町村圏整備組合により整備された沼田聖苑を主に利用しており、村民の火葬の大半は同施設で行われています。届出時には火葬の予約確認や火葬許可証の発行、利用案内の配布を行い、実務的には葬儀業者が予約の仲介を担っているため、本村としては利用促進よりも案内・支援業務を行っています。

また、村営共同墓地は寄居山公園近くにあり、既存の集落墓地と併せて利用されています。本村では維持管理費を負担し、お盆前の清掃を毎年実施して、墓地の環境整備に努めています。今後は、人口動向や需要の変化を踏まえ、村営墓地の整備計画を検討する必要があります。沼田聖苑の維持管理を安定的に行いながら、将来的な需給に対応できる体制の構築が必要です。

(2) 基本方針

沼田聖苑の安定的な利用を支援し、届出・予約確認・利用案内等の業務を適切に行います。維持管理費の負担を継続し、村民が円滑に施設を利用できる体制を確保します。

また、村営共同墓地や既存集落墓地については、清掃活動等を継続し、環境整備を進めます。今後の需給動向を把握しながら、村営墓地の整備や管理体制を検討し、持続的に利用できる葬祭環境を整えていきます。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
斎場・墓地に対する村民満足度	%	46.1	50.0	保健福祉課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

① 沼田聖苑の利用促進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
利根沼田広域市町村圏整備組合により整備された沼田聖苑の村民利用の促進	住民課	—
沼田聖苑の維持	保健福祉課	—

② 村営墓地の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
既存村営墓地の清掃等、整備と管理の徹底	保健福祉課	—

4-2 生活安全

4-2-1 消防・救急

(1) 現状と課題

本村の消防体制は、利根沼田広域消防東消防署の常備消防と片品村消防団8分団による非常備消防で構成され、消火・救急活動を担っています。消防署の機能は現状維持されており、消防団員数も定数を満たし、機能別団員の運用により初期消火等の体制が充実しています。また、防火施設や消防機材についても計画的に修繕が行われ、良好な状態が維持されています。

防災教育の面では、小学生への防災教室や保育園児のちびっ子消防団活動、地区防災計画の策定に基づく住民参加型の取組等が進められ、防災意識の高揚につながっています。また、公共施設や宿泊施設におけるAED設置も進み、緊急対応環境が充実してきています。さらに、尾瀬地域では有償ボランティアによる独自救助団体が構築され、防災ヘリを活用した緊急救助体制も整っています。

一方で、外国人観光客を対象とした避難誘導や救急対応の整備・訓練は改善の余地があり、観光立地に即した体制づくりが必要です。また、周辺市町村との広域連携は維持されていますが、防災・救急体制の新たな強化策については推進していくことが必要です。

(2) 基本方針

利根沼田広域消防東消防署と連携した広域消防・救急体制を堅持し、片品村消防団の機能別団員を含めた体制の維持・強化を図ります。消防施設や機材の修繕・更新を計画的に行い、安定した活動環境を確保します。

また、地区防災計画や防災教育、防災マップ等を活用し、村民の防災意識と地域協力体制をさらに強化します。公共施設や宿泊施設におけるAED設置の充実を進めながら、外国人観光客を含む避難誘導・救急対応体制の構築に取り組みます。広域的な防災連携を維持しつつ、観光地としての特色に対応した新たな安全・安心の確保を目指します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
火災発生件数	件	0	0	総務課

出典元及び概算根拠等：消防年報

(4) 主な施策

① 消防体制の強化（重点施策）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
利根沼田広域消防東消防署の整備・充実	総務課	—

主な事業（取組）	主担当課	関係課
団員の確保等、片品村消防団の強化と住民・事業所の初期消火体制の強化	総務課	—
利用者や経営者の高齢化に対応した、旅館・民宿・ペンション・ホテル等の宿泊施設の防火・初期消火・避難・救助体制の強化	総務課	—
防火水槽や消火栓等の消防水利の補修や更新・整備	総務課	—

②防火意識の高揚（重点施策）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
広報活動や防火訓練等による村民の防火意識の高揚と自主防火・防災体制の強化	総務課	—
観光宿泊客・外国人観光客等への防火思想の啓発と避難誘導體制の充実	むらづくり観光課	—

③救急体制の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
村民・事業所への応急手当等。救急処置法の周知・拡大と公共施設や観光施設等への AED の配置	総務課	むらづくり観光課
単身高齢者や夫婦のみ高齢者世帯への火災報知器・緊急通報装置等による地域ぐるみの救助・協力体制の確立	保健福祉課	総務課
登山者への緊急時のヘリコプター搬送の救助訓練実施と外国人観光客・登山者への救急・救命体制の整備	むらづくり観光課	—
周辺市町村との連携による二次、三次救急医療の救急医療体制の強化促進	総務課	—

4-2-2 防災

(1) 現状と課題

近年の異常気象により集中豪雨や豪雪が頻発し、地震や火山活動も活発化しており、本村は自然災害のリスクが高い状況にあります。本村の約9割は森林で、急傾斜地が多いため、台風・集中豪雨・積雪による土砂災害の危険性が大きいことに加え、片品川左岸には活断層が存在し、地震と土砂災害が複合的に発生する可能性も指摘されています。日光白根山の火山活動についても、気象庁による火砕流の到達予測があり、広域的な防災対応が必要とされています。

公共施設については耐震性強化が適宜実施され、避難所の活用体制も整備されています。自主防災組織は全地区で設立済みであり、地区防災計画を基盤とした避難誘導體制が構築されており、個別避難計画策定による避難行動要支援者の避難誘導體制の構築も推進されています。また、各地区で防災訓練を実施し、防災意識の向上につながっています。さらに、防災行政無線や戸別受信機による情報伝達も現状維持されています。しかし、砂防ダムや流路工等のハード対策は十分に進んでおらず、土砂災害防止や火山災害対策に向けた事業実施は今後検討していく必要があります。

(2) 基本方針

地域防災計画に基づき、公共施設の耐震化や治山・治水・防雪・地震・火山対策を段階的に推進します。全地区における自主防災組織の活動を基盤とし、地区防災計画の活用や住民説明会の継続により、防災意識のさらなる醸成を図ります。

防災訓練の充実や情報伝達体制の強化を進め、砂防ダムや流路工等のハード整備について計画的に検討・実施し、災害リスクの軽減を図ります。加えて、蕨市や上尾市、日光市等と締結している災害応援協定に基づき広域連携を強化し、観光地を含めた地域全体の防災体制を総合的に整備していきます。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
防災・減災対策に対する村民満足度	%	42.7	70.0	総務課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

① 治山・治水・防雪対策の推進（重点施策）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
水源かん養保安林の保全と森林の保全・育成による森林の保水力の向上による災害の未然防止	農林建設課	—
土砂流出を防止するための治山事業と砂防対策事業の促進	農林建設課	—

主な事業（取組）	主担当課	関係課
急傾斜・雪崩・土石流危険地区に対する対策事業の促進と監視体制の確立、開発の規制	総務課	農林建設課
流路工・床固め工等、河川整備の促進と河川管理体制の強化、雨水対策事業の推進	農林建設課	—
治山・治水・防雪対策等に当たっての多自然型工法の採用等による自然環境・景観への配慮	農林建設課	—

②地震・火山対策の推進（重点施策）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
公共・公益建物の耐震診断の実施・耐震性の向上と、道路、橋及び上下水道施設の耐震性の強化	総務課	教育委員会 農林建設課
日光白根山の火砕流対策の推進	総務課	—

③地域防災体制の強化（重点施策）（総合戦略3-2・4-1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
災害時の初期消火・避難誘導等を展開する各地区自主防災組織の普及・促進	総務課	—
各地区における防災訓練の実施	総務課	—
情報連絡体制の整備（個別防災無線、災害メール配信及び防災ホームページ等）	総務課	—
沼田広域、日光市、蕨市、上尾市及び南相馬市等、広域や遠隔地等との相互災害応援体制の強化	総務課	—
土砂災害防止法に基づき、警戒区域の指定について各区で住民説明会を実施	総務課	—
役場庁舎施設に自家発電設備導入の調査・研究	総務課	—

災害危険区域の指定

区域		箇所	
(1)	砂防指定地	76	
(2)	土石流危険渓流	71	
(3)	地すべり防止区域	0	
(4)	地すべり危険箇所（土木関係）	63.0 (ha)	
(5)	急傾斜地崩壊危険区域	①急傾斜地崩壊危険区域	22
		②急傾斜地崩壊危険箇所	70
(6)	雪崩危険箇所	56	
(7)	山地災害危険地区	①山腹崩壊危険地区	109
		②地すべり危険地区	1
		③崩壊土砂流出危険地区	72
		④なだれ危険箇所	4
(8)	土砂災害警戒区域	①土石流	53
		②急傾斜地の崩壊	132
		③地すべり	2
(9)	土砂災害特別警戒区域	①土石流	51
		②急傾斜地の崩壊	131
		③地すべり	0

出典：片品村地域防災計画（令和5年3月）

4-2-3 交通安全・防犯

(1) 現状と課題

県内の交通事故は全体として減少傾向にありますが、高齢者が関わる死亡事故の割合は増加しており、歩行中や自転車走行中、特に夜間の事故が多い状況です。本村における交通事故発生件数が減少している一方で、通学路の安全確保や村道における歩車道分離の困難さが問題となっています。通学路には標識を設置し、地区要望に応じた整備を進めていますが、村道の構造上の制約から十分な対策が難しい箇所もあります。

また、幼児・児童に向けた交通安全教室や交通安全運動期間中の街頭指導、啓発物品の配布等を継続して行っており、村民の意識向上に一定の効果をあげています。しかし、スクールバスの利用が大半であることや居住地の立地から、防犯パトロールが行われていない地域もあり、地域ぐるみでの防犯体制には限界があります。

犯罪については全体的に減少傾向にあるものの、振り込め詐欺や児童虐待、DV等、多様化・巧妙化する事案への対応が問題となっています。防災無線による柔軟な啓発活動や地域連携の呼びかけ、関係機関と連携した児童虐待・DV対応が進められています。今後は交通事故防止に加え、子どもや高齢者を狙った犯罪の未然防止と地域連携強化が必要です。

(2) 基本方針

交通安全については、通学路標識の設置や危険箇所の改善、地区要望に応じた道路整備を継続し、交通安全施設の充実を図ります。幼児・児童への交通安全教室や交通安全運動期間中の広報・街頭指導を継続し、特に高齢者の安全確保を重視した取組を推進します。

防犯については、防災無線を活用した柔軟な啓発や地域での会議を通じた協力体制を維持しつつ、関係機関との連携を強化し、児童虐待やDV等の対応に万全を期します。地域住民一人一人の意識向上を促進し、交通安全と防犯を両輪とする安心・安全な地域社会の実現を目指します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
歩道や信号が整備されていて安心であると感じる村民の割合	%	25.2	40.0	総務課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①道路交通環境の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
交通事故の原因調査に基づく、歩車道の分離、交通危険箇所の改良及び通学道や自転車専用道路の整備	総務課	農林建設課 教育委員会
ガードレール・カーブミラーと道路表示の設置や、凍結による事故多発場所の手前に注意を促す看板等の、交通安全施設の整備	総務課	農林建設課

②交通安全意識の高揚と被害者対策の充実

主な事業（取組）	主担当課	関係課
交通指導員による交通指導等、幼児と高齢者を中心に、幅広い年齢層を対象にした交通安全教育の推進	総務課	—
シートベルト、ヘルメット及び夜光反射材の着用や、飲酒運転の防止等、運転者に対する交通安全意識の徹底	総務課	—
高齢者への夜光反射材グッズの配布と夜間歩行時の着用の促進	総務課	—
心配毎相談所での交通事故相談業務の充実	総務課	—

③防犯体制の強化

主な事業（取組）	主担当課	関係課
被害事例や犯罪の手口等、各種啓発資料の配布、防犯教育、防犯講座、防犯相談及び防犯指導による防犯意識の高揚	総務課	—
地域防犯活動の促進と、学校・家庭・地域・行政・警察等の相互協力による地域ぐるみの防犯体制の強化	総務課	教育委員会
防犯パトロールの実施等、家庭や地域との連携による学校・通学路等でのこどもの安全確保	教育委員会	—
夜間の犯罪防止に向けて、危険箇所等への人感センサー付の防犯灯・街路灯の設置と適切な維持管理	総務課	—
家庭や地域との連携による、青少年の非行の防止と薬物乱用の防止	総務課	—
関係機関・各課・地域の連携による、ストーカーや家庭内暴力、児童・高齢者虐待や、ドメスティック・バイオレンスの被害防止	総務課	保健福祉課

4-2-4 消費生活

(1) 現状と課題

インターネット販売や通信販売、訪問販売の拡大等、次々と登場する新製品・新サービスや外国製品の輸入増加、キャッシュレス決済の普及により、消費生活は大きく変化しています。利便性が向上する一方で、契約トラブルや詐欺的取引等の新たな問題も生じています。また、製造物責任法や消費者契約法といった法整備が進められているものの、村民の理解や活用は十分とはいえ、引き続き消費者被害の発生が懸念されます。

本村では、沼田市消費生活センターと連携した相談対応を行い、一定の相談体制を確保しています。また、コロナ禍で中止されていた消費生活展を令和4（2022）年度から再開し、村民への啓発活動を強化しています。しかし、消費者意識の向上やトラブル防止に向けた周知はまだ十分ではなく、特に高齢者や若年層を中心に被害防止に向けた効果的な取組が必要です。

(2) 基本方針

消費生活の多様化・高度化・複雑化に伴う問題に対応するため、沼田市消費生活センターとの連携を強化し、相談体制をより充実させます。また、消費生活展の継続的な開催や広報活動により、契約トラブルや詐欺防止等の情報提供を進め、村民の消費者意識の向上を図ります。特に高齢者や若年層に重点を置いた啓発活動を展開し、安全で安心できる消費生活の実現に努めます。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
消費相談斡旋人数	人	0	5	むらづくり観光課

出典元及び概算根拠等：むらづくり観光課

(4) 主な施策

①情報提供と相談体制の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
消費者トラブル、悪徳商法、カード破産及び便利な新製品・新サービス等に関する情報の収集と提供	むらづくり観光課	—
県消費生活センターや沼田広域の沼田市消費生活センターの苦情相談体制周知と相談しやすい体制づくり	むらづくり観光課	—

②消費者活動の促進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
消費生活展等の支援	むらづくり観光課	－
食品の安全性やリサイクル活動等の支援	むらづくり観光課	－
村内で買い物をしてもらえるような工夫	むらづくり観光課	－
地域通貨（おぜだっパイ）キャンペーン実施による村内消費の促進	総務課	むらづくり観光課
移動販売車による支援	保健福祉課	－

4-3 地域基盤

4-3-1 土地利用

(1) 現状と課題

本村の総面積は 39,201ha であり、そのうち森林が 9 割以上を占め、農用地は 2.2%にとどまっています。尾瀬国立公園を含む豊かな自然環境は保全対象として重要である一方、昭和 30 年代以降に進められてきたスキー場や温泉、民宿村等の観光開発は、平成 4（1992）年をピークに来訪者数が減少傾向にあります。平成 11（1999）年に国土利用計画を策定し、計画的な土地利用を推進していますが、若者定住を促す住宅地整備や遊休農地の有効活用は依然として課題です。

実績としては、村有地の賃貸活用や交付金等を用いた取組が進められつつあり、徐々に土地利用の有効化が図られています。また、イベント実施に際しては関係団体からの届出を国へ提出する等、適正な管理体制を維持しています。一方で、景観計画や土地利用に基づく業者対応は行われているものの、観光客減少や農地の遊休化といった根本的な課題解決には至っておらず、自然保全と経済活用のバランスをいかに実現するかが必要です。

(2) 基本方針

国土利用計画や景観計画に基づき、森林や優良農用地の保全を図りながら、防災や景観に配慮した土地利用を推進します。村有地や交付金等を活用し、遊休地の有効利用や若者定住につながる住宅地整備を進めます。また、観光資源としての自然環境を適切に保全しながら、持続可能な観光利用を促進し、地域経済と住民生活の両立を目指します

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和 7 年)	目標値 (令和 12 年)	担当課
土地の利活用事業箇所	箇所	0	1	むらづくり観光課

出典元及び概算根拠等：国土利用計画法

(4) 主な施策

① 自然的な土地利用の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
自然公園法に基づく、尾瀬、丸沼及び菅沼等の自然の保全・再生と、自然への負荷を再生可能なレベルにした観光・レクリエーション利用の推進	むらづくり観光課	—
森林の保全と育林の推進	農林建設課	—
水田等の環境・景観の保全と遊休農地の有効活用	農林建設課	—

②土地の有効利用の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
「総合計画」「国土利用計画」「農業振興地域整備計画」等に基づく計画的な土地利用の推進	むらづくり観光課	総務課 農林建設課
自然環境・景観や防災等、安全性を重視した、関係法令や「片品村景観計画・景観条例」に基づく適切な開発誘導と開発指導	むらづくり観光課	－
「道の駅周辺エリア」の活性化に向けた空き店舗活用と土地利用の誘導	むらづくり観光課	－
企業立地と観光振興に当たっての土地利用の支援	むらづくり観光課	－
優良農用地の保全・整備と遊休農地の有効活用	農林建設課	－
村有地の有効活用	総務課	－
危険廃屋解体による土地の有効利用への支援検討	農林建設課	－

4-3-2 道路

(1) 現状と課題

本村内には国道120号線、国道401号線、主要地方道水上・片品線、平川・横塚線が通じており、平成25年に椎坂トンネル（椎坂バイパス）が完成したことで、沼田ICまでの所要時間が約10分短縮され、冬季スキー客による混雑も緩和されました。幹線道路の整備は一定の進展を見せていますが、引き続き国道の拡幅改良や金精峠の年間開通の整備が必要です。

幹線道路の整備が進んだことに伴い、今後は生活道路の維持管理や質的向上が必要となると考えられます。ユニバーサルデザインを取り入れた安全な道づくり、災害時の孤立防止機能、交通安全機能の充実及び農道や林道を含む地域道路の適切な改良が必要です。また、フラワーロードやウォーキング路線等の整備に関する検討、美観と健康づくりを兼ねた整備も十分に検討されていません。道路整備のハード面が進展する一方で、利用環境や住民ニーズに即したソフト面での対応を進めていくことが必要です。

(2) 基本方針

国道120号線・401号線、主要地方道水上・片品線・平川・横塚線の拡幅改良、金精峠の年間開通及び道の駅周辺エリアやビューポイントの整備について、国や県に対して要望を行います。また、村道・農道・林道の総合的かつ計画的な整備を進め、ユニバーサルデザインを取り入れた安全で美しい道路環境を整備します。さらに、災害時の孤立防止や交通安全の機能を強化し、フラワーロード整備や健康ウォーキング路線の形成等、生活道路の利便性と快適性を高める取組を推進します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
道路改良率	%	41.5	60.0	農林建設課

出典元及び概算根拠等：農林建設課

(4) 主な施策

① 幹線道路の整備促進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
村道・農道・林道等、村内道路の長期的・総合的な計画に基づく整備	農林建設課	—
災害時の孤立防止と冬期の渋滞解消に向けた国道120号線の金精峠年間開通と、国道・県道の拡幅化の関係機関への要請	農林建設課	—
通行客の休憩と情報提供の場となる道の駅周辺エリアとビューポイント（眺望拠点）の整備	むらづくり観光課	農林建設課
国道401号線の道幅の拡張	農林建設課	—

② 生活道路網の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
集落内への緊急車両や除雪車の通行に向けた幹線村道の拡幅や未改良路線の改良の計画的な推進	農林建設課	—
生活道路としての役割も持つ農道と、林道の系統的な整備・改良	農林建設課	—
村民の健康増進と歩く観光地づくりに向けたウォーキングコースと、歩くスキーコースの整備	むらづくり観光課	—
村民との協働による村道の整備・維持管理の推進	農林建設課	—

③ 道路環境の向上

主な事業（取組）	主担当課	関係課
道路の拡幅、急カーブ等、交通事故危険箇所の解消、交通安全施設の設置及び冬季凍結道路の改良等、安全な道路づくり	農林建設課	—
計画的な補修や、すみやかな災害復旧等、道路の適切な維持管理	農林建設課	—
高能率な除雪機械の整備・充実等、村道の効率的な除雪	農林建設課	—
ごみの不法投棄の解消と清掃活動の推進	農林建設課	—
道路の陥没（穴）、支障木及び歩道や路肩の除草等の早期対応	農林建設課	—

4-3-3 公共交通

(1) 現状と課題

本村では、マイカーの普及により公共交通の維持が難しくなっていますが、高齢化の進行や団塊世代のマイカーリタイア、大都市の若者のマイカー離れ等の状況を背景に、公共交通の役割は一層重要性を増しています。現在、民間のバス路線も運行されていますが、廃止路線代替として鎌田～花咲間での村営のバス運行が行われています。また、村民利用者には運賃補助が実施され、尾瀬高校前停留所までの通勤・通学・生活交通に対しても運賃助成を行っています。さらに、あらかじめ指定された時間を予約して運行するバスが導入されており、村民の移動手段を支えています。

一方で、観光客向けの交通手段については十分に検討が進んでおらず、利便性の確保が課題となっています。また、夜間や早朝の運行が不足しており、高齢者や観光客が利用しやすい持続可能な交通手段の整備が必要です。公共交通を生活交通と観光交通の両面から強化し、利用者の多様なニーズに応じた仕組みを整えることが必要です。

(2) 基本方針

高齢者や通学児童生徒、通勤者に加え、観光客等も安心して利用できる公共交通の確保に取り組みます。既存の路線バスについては、利便性の向上を図りながら、予約制バスの運行を拡充し、夜間や早朝の運行体制についても検討します。

また、観光需要に対応した交通手段や運行方法を模索し、生活と観光の双方を支える持続可能な交通体系の実現を進めます。さらに、高齢運転者の免許返納を促進し、免許がなくても安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年)	担当課
直通高速バス年間利用客数	人	19,474	23,000	むらづくり観光課

出典元及び概算根拠等：片品村観光協会

(4) 主な施策

①バス交通の維持・充実と利用促進（重点施策）（総合戦略2-1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
通勤・通学・買い物・通院・観光等のバス利用の促進と運行の確保	むらづくり観光課	—
村民や観光客に便利な運行ダイヤの見直し、路線網の充実及びフリー乗降の導入検討等によるバス利用の促進	むらづくり観光課	—
スクールバス等を利用した交通手法の検討	むらづくり観光課	教育委員会
国際観光の推進や鎌田中心地エリア整備に伴う鎌田～日光間の観光バスの整備	むらづくり観光課	—

主な事業（取組）	主担当課	関係課
成田空港・東京国際空港・東京駅等からの直通高速バスの検討	むらづくり観光課	－
協定自治体とのシャトルバス運行、実験及び検討	むらづくり観光課	－
新たな村内公共交通の検討	むらづくり観光課	－

4-4 情報・エネルギー

4-4-1 地域情報網

(1) 現状と課題

本村では、携帯電話・スマートフォンやタブレット、パソコンの普及により、インターネットを活用した情報発信や販売、行政手続の電子化が進展しています。「片品村情報化推進計画」に基づき、庁内ネットワークの整備、ホームページ開設、地上デジタル放送難視聴エリアの解消及びFTTHによる通信インフラ整備を行ってきました。

納税分野では全国統一の共通納税制度が開始され、金融機関やデジタル決済アプリ（PayPay、LINE Pay 等）を利用した電子納税が拡大しています。クレジットカード決済の導入も進み、納付件数が増加しています。また、市町村納税システム標準化の流れを受け、さらなる電子化が進むと見込まれることから、その準備が必要です。

教育分野では、一人一台端末を用いた学習や社会教育でのプログラミング教室の実施、校務支援システムによる学校事務の効率化が進んでいます。さらに、各課においてホームページへの掲載方法を検討する等、情報発信体制の改善も進められています。一方で、公衆無線 LAN の整備や国際観光地としての情報発信力の強化、情報通信技術に精通した人材育成に改善の余地があります。

(2) 基本方針

行政手続の電子化を進め、市町村納税システムの標準化や共通納税の拡大に対応できる体制を整備します。電子納税やキャッシュレス決済の活用を促進し、村民の利便性を高めます。教育分野では、一人一台端末を活用した学習やプログラミング教育、校務支援システムの活用を推進し、学習環境と学校運営の効率化を図ります。また、公衆無線 LAN の整備や情報発信力の強化を進め、観光振興や地域産業の発展に資する情報化を推進します。さらに、情報通信技術に精通した人材の育成に取り組み、住民サービスの向上と地域全体の活性化を実現します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
公式 LINE 登録者数	人	377	1,000	総務課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

①行政情報化の推進（重点施策）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
GIS を利用した災害情報システムの構築・運用	総務課	—

主な事業（取組）	主担当課	関係課
電子申請システムの構築・運用	総務課	－
電子納付システムの構築・運用	住民課	－
情報バリアフリーを取り入れた、各課によるホームページの充実	総務課	－

②地域情報化の推進（重点施策）（総合戦略4－2）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
村内全域への通信網の整備（地域間格差の解消）	総務課	－
国際観光時代に対応した公衆無線 LAN の整備	むらづくり観光課	－
国際化に対応した情報収集・編集・発信能力の向上等、学校教育や社会教育における情報・コミュニケーション教育の充実	教育委員会	－
LINE・Instagram等、SNSの活用推進	総務課	全課

4－4－2 地域新エネルギー

（1）現状と課題

石油や石炭等の化石燃料の大量消費により、地球温暖化の進行や異常気象が深刻化しています。我が国では、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比▲46.0%の温室効果ガス削減を目標として掲げ、エネルギーミックスとの整合を図りながら技術的制約やコスト面を踏まえた施策を進めています。本村においても、庁内での省エネルギーの取組や村民への省エネ啓発活動を実施してきました。

また、住宅向け太陽光発電や蓄電池システムの補助金を拡充し、再生可能エネルギーの導入支援を行っています。さらに、太陽光を併用できる蓄電池の導入が進み、災害時の電力確保やエネルギーの安定利用にも資する環境が整いつつあります。しかし、地域に適した新エネルギーの研究・開発には改善の余地があり、さらなる普及促進やコスト削減、村民への導入意識の向上が必要です。地域資源を活かした小規模水力発電やバイオマス活用等の検討も今後の重要な取組です。

（2）基本方針

省エネルギーの推進に加え、太陽光発電や太陽熱利用を含む住宅向け再生可能エネルギーの導入支援を継続・拡充します。また、蓄電池の普及を進め、災害時の電力確保や安定供給に対応できる体制を整備します。さらに、小規模水力発電、風力発電、バイオマスエネルギー及び雪エネルギー等、地域特性を活かした新エネルギーの研究と導入を促進し、持続可能なエネルギー利用を進めます。これにより、温室効果ガス削減と地域におけるエネルギー自給体制の強化を図ります。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
施設設置で検出可能と予測される 小水力発電量(年間量)	MWh	0	1,000	農林建設課

出典元及び概算根拠等：県有望地点調査

(4) 主な施策

①地域新エネルギーの活用

主な事業(取組)	主担当課	関係課
太陽熱利用、太陽光発電、農業用水及び小規模河川用水等 を利用した、小水力発電、風車、バイオマスエネルギー(※ 1)及び温度差エネルギー(※2)等、新地域エネルギー の調査・研究	農林建設課	—
ソーラーハウス(太陽光発電や太陽熱温水器等)、小規模 水力発電、木質バイオマス暖房(炭や薪、ペレットストー ブ、汚泥や生ごみ等のメタンガス利用及びコージェネレ ーション(※3))の導入等、地域新エネルギーの利用促 進	農林建設課	—
避難場所や公共施設等への電源(予備電源としても併用) として、太陽光発電システム導入の調査・研究(太陽光発 電+蓄電池)	総務課	—

※1 バイオマスエネルギー：木材、生ごみ、し尿及び汚泥等の生物資源の熱やメタンガスによるエネルギー。

※2 温度差エネルギー：冷水や雪等を使った、ヒートポンプや熱交換器によるエネルギー。

※3 コージェネレーション：内燃機関や外燃機関等の排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し、総合エネルギー効率を高める、新しいエネルギー供給システム(エコウィルやエネファーム等)。

第5章 産業・雇用：若者がいきいきと働くむらづくりのために

本村は、高原野菜や果物等の農産物、尾瀬国立公園、温泉及びスキー場といった豊かな自然資源に加え、歴史や文化等、多様な地域資源を有しています。現在、これらを活かしながら、登山、農業体験及びスノーアクティビティ等の体験型観光が展開され、国内外からの来訪者を受入れています。地域の魅力を発信し、交流やリピーターの獲得につなげることで、国際的な体験・滞在・反復型の観光地としての発展や、観光や農業を基盤とした多様な働き方を創出し、若者が魅力を感じる活気ある産業のむらづくりを推進します。

【関連する SDGs】



5-1 ものづくり

5-1-1 農業

(1) 現状と課題

本村では、冷涼な高地性気候を活かした高原野菜（トマト・トウモロコシ・レタス・大根等）や花豆等の在来種、りんご、舞茸及び花卉等の栽培が行われています。農業産出額は約 16.8 億円であり、高原野菜が中心となっています。一方で、兼業農家の高齢化や後継者不足が進む中、新規就農者は微増しており、随時相談や補助制度を活用した支援が行われていますが、リターン後継者の受入体制は十分には整っていません。また、認定農業者の認定や更新は定期的を実施され、営農計画の指導や農業者年金加入推進も行われています。

学校園や職場体験での教育的取組はあるものの、農業体験教育や観光農業の普及体制は未整備であり、受入れや情報発信には本村内や関係機関との連携が求められます。耕作放棄地の活用としてほ場整備や特産作物の導入が進む一方、農閑期の雇用確保が難しく、有害鳥獣被害は依然深刻です。また、有機農業やエコ農業はコストや労力、病害虫リスクから普及が十分ではありません。さらに、地域資源を活かした加工・観光・販売の一体的取組は改善の余地があります。

(2) 基本方針

冷涼な気候を活かしたブランド農産物の育成と普及を進め、直売やイベントによる販売促進を図ります。認定農業者の育成や新規就農者への支援、後継者の確保を進め、就農相談や計画策定支援を強化します。また、耕作放棄地の活用や基盤整備を進め、特産作物や加工品生産の拡大を推進します。さらに、有害鳥獣被害対策を猟友会や関係機関と連携して徹底し、農業経営の安定を支えます。

教育現場での農業体験や地域との連携を拡充し、グリーンツーリズムや観光農業の体制を構築し、ブランド加工品や地産地消の取組を広げ、農業・加工・観光が連携した高冷地農業の確立を

目指します。加えて、情報化やデジタル活用に取り組み、若手就農者を中心に農業経営力の強化を図ります。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
農業の振興に対する村民満足度	%	49.3	53.0	農林建設課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

① 農業の担い手の育成・確保（重点施策）（総合戦略1-2）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
農業への誇りを育てる農業体験教育の充実	教育委員会	農林建設課
Uターンの農業後継者の育成と、新規就農者や複業就業者の総合的・系統的な受入体制の整備	農林建設課	—
家族経営協定の締結の支援等、若い女性の就農支援	農林建設課	—
認定農業者の確保と農業生産法人化等の支援	農林建設課	—
省力化や農作業の受委託等、女性や退職者・高齢者の営農支援と、農業者年金制度等の農業者福祉の向上	農林建設課	—
消費者との提携、加工販売、観光農業及び体験農業等の多様な小規模経営農家の支援	農林建設課	むらづくり観光課

② 農地の保全・有効活用と土地基盤の整備（総合戦略1-2）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
無秩序な開発の抑制と優良農地の保全・確保	農林建設課	—
意欲ある担い手への農地の利用集積とほ場・農道・耕作道・農業用水・排水路等の基盤整備	農林建設課	—
そばや花豆等、花の谷景観作物栽培等、食の魅力づくりや特産加工品開発と連携した耕作放棄農地の有効活用の促進	農林建設課	むらづくり観光課
野生生物による鳥獣害対策の促進	農林建設課	—

③ 大規模農業の育成

主な事業（取組）	主担当課	関係課
農地利用の集積化と資金制度活用の促進	農林建設課	—
利根沼田農業協同組合と、利根沼田農業事務所普及指導課等との連携による、研究、開発、市場開拓、営農指導及び経営指導等の機能強化	農林建設課	—
緑肥作物や対策植物の活用、有機肥料の活用による土づくり及び輪作体制の確立等、連作障害対策の促進	農林建設課	—

主な事業（取組）	主担当課	関係課
経理・経営診断等のためのOA化の促進	農林建設課	—
作型・品種の改良や新作物の導入等による高収益化の促進	農林建設課	—
観光・製造業と連携した農業従事者の冬季の雇用確保	むらづくり観光課	農林建設課
無理のない農業経営・農業就労の確立による経営の健全化と農業後継者の確保	農林建設課	—

④高付加価値型農業の推進（重点施策）（総合戦略1-2）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
安全・安心な環境保全型農業の推進	農林建設課	—
関係機関との連携による、野菜・果物等の適応品種の開発と生産の促進	農林建設課	—
生産・加工・飲食・観光が一体となった高冷地農業（まめの谷とワインの谷等）の推進	農林建設課	—
地元特産の花豆や大納言小豆等の農畜産物を活用した加工食品や名物料理・名物土産の開発と流通・販売の促進	むらづくり観光課	農林建設課
道の駅エリア、花の駅及びとうもろこし街道等の直売所及びりんご・ブルーベリー・トウモロコシ等の観光農園や、オーナー制度、体験農園、農家レストラン及び観光農業の振興	農林建設課	むらづくり観光課
学校給食、宿泊・飲食施設及び道の駅エリア等と連携した地産地消の生産・販売活動の促進	農林建設課	むらづくり観光課
生産者や生産過程を透明化した「顔の見える」販売活動の促進	農林建設課	—

⑤魅力ある美しい農村づくり

主な事業（取組）	主担当課	関係課
景観作物育成による休耕地や耕作放棄農地の活用、美しい花の庭づくり及び一斉清掃等、尾瀬を有する村にふさわしい、魅力のある美しい花の谷づくり	農林建設課	むらづくり観光課
農業集落排水事業等、定住生活環境の整備	農林建設課	—

5-1-2 林業・内水面漁業

(1) 現状と課題

平成13(2001)年に「森林・林業基本法」に基づき、令和3(2021)年に新たな森林・林業基本計画が閣議決定されました。本村の森林面積は村の92%(36,202ha)を占め、内70%(27,313ha)が私有林です。私有林の内75%が広葉樹、17%が針葉樹となっています。森林・林業については、森林の木材生産機能や災害防止、水源のかん養、自然環境の保全、保養・観光・教育機能等の公益的機能を維持するとともに、茸や炭等の特養林産物産業をはじめとした森林・林業に関わる産業の振興が必要です。課題として、森林組合をはじめとした事業者が、育林を主とする事業を行っており、木材の村内循環利用は停滞しております。木材の運搬コストが高く材価が安いこと、少子高齢化に伴う人手不足、所有者不明・分散により集約化が困難であることがあります。

また、本村は湖水と溪流に恵まれ、多くの釣り客が訪れており、漁業組合では毎年、片品川等に稚魚を放流し、ニジマス・ヤマメ・イワナの養殖等も行われています。

(2) 基本方針

森林・林業については、本村の持つ森林資源を再認識するとともに、森林の有する多面的機能の持続的な発展を図るため、令和7(2025)年度に本村全体の森林・林業ビジョンである「尾瀬かたしな森林ビジョン」を策定し、本村や、林業従事者及び各産業関係者等の住民が参画し、本村の森づくりに関する施策や関連する取組とを計画的・総合的に策定・実施することで、森林の持つ多面的機能の発揮と次世代への引き継ぎ、森林による地域づくりを推進します。

内水面漁業については、溪流釣りを楽しめるよう、観光漁業の振興を図ります。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	担当課
林業従事者数	人	32	32	農林建設課

出典元：令和7年度林業従事者実態調査結果（令和6年度分）・群馬県林業振興課

(4) 主な施策

①生産の振興（重点施策）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
片品村森林組合の経営安定と山林作業の担い手の育成・確保	農林建設課	—
植林・保育・間伐等の計画的な推進による生産性の向上	農林建設課	—
茸類・木炭等の生産・販売促進	農林建設課	—
村独自の森林ビジョンの策定と運用	農林建設課	—
森林環境譲与税の効果的な利用	農林建設課	—

②森林の公益的機能の維持・増進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
森林の災害防止、水源かん養及び景観・環境機能等の公益的機能の維持・増進	農林建設課	－
学校教育や社会教育での森林や木についての学習機会の充実	教育委員会	－

③観光漁業の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
片品川等への稚魚の放流や釣り場の整備	農林建設課	－
ニジマス・ヤマメ・イワナの養殖と特産品化の促進	農林建設課	－

5-1-3 工業

(1) 現状と課題

本村の製造業は、国際化の進展に伴う生産拠点の海外移転や安価な海外製品の流入により、オンリーワンの競争力を持つ一部の分野を除き、厳しい経営環境に置かれています。一方で、平成19（2007）年には名水を活かした企業誘致に成功し、地域資源を強みとした産業振興の可能性も示されています。本村には「尾瀬」といった全国的に知られる観光イメージがあり、これを活かしたブランド価値の創出が求められます。今後は、既存企業の販路拡大の支援に加え、農業や観光と連携した新分野進出、U・Iターン者の起業促進、地域資源を基盤とした新しい企業づくりを進める必要があります。また、後継者不足や人材確保の困難さがあり、持続可能な産業基盤の形成も必要です。

(2) 基本方針

「尾瀬ブランド」や村の名水、農林水産物等の地域資源を活かした新しい企業づくりを推進し、観光や農業と連携した高付加価値産業の育成を図ります。既存企業については新商品・新技術の開発支援や販路拡大の後押しを行い、経営基盤の強化に努めます。さらに、U・Iターン者の起業支援や地域内外の人材活用を進め、起業環境の整備を行います。企業誘致については「尾瀬」の国際観光地としてのイメージを活かし、地域資源を活用できる企業の誘致を重点的に進めることで、地域産業全体の活力向上と持続的な発展を目指します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
企業誘致件数	件	0	1	むらづくり観光課

出典元及び概算根拠等：むらづくり観光課

(4) 主な施策

①新しい地域企業づくり

主な事業（取組）	主担当課	関係課
高冷地農業等と連携した「尾瀬ブランド」「片品ブランド」の食品加工業等、地域の資源を活かした企業づくりの促進	むらづくり観光課	農林建設課
U・I ターン者等の技術・知識を活かした企業づくりの支援	むらづくり観光課	—

②関係機関等との連携強化

主な事業（取組）	主担当課	関係課
国・県の制度資金の活用等による既存企業の経営革新の支援	むらづくり観光課	—
県と連携した、村内企業や利根沼田地域の企業や、大学等とのコラボレーションによる既存工業の新商品・新技術開発や販路開拓等の支援強化	むらづくり観光課	—

③地域資源を活かした企業誘致の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
国際観光地「尾瀬」のイメージアップによる、村の湧水や農林水産物等を活かした企業誘致の推進	むらづくり観光課	農林建設課
本村出身者や都市との交流を通じた企業誘致の推進	むらづくり観光課	—

5-2 にぎわいづくり

5-2-1 商業

(1) 現状と課題

本村の商業は、平成 11 (1999) 年以降、商店数・従業者数・年間商品販売額が減少傾向にあり、国道 120 号線沿いの鎌田に多く存在した商店も、人口減少や高齢化による購買力の低下、交通利便性の向上による村外での購買機会の増加及び観光客数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により減少が進み、空き店舗が増加している状況です。商工会による経営改善支援や本村の資金融資斡旋等、一定の支援は行われていますが、持続的な商業振興には至っていません。尾瀬ブランドの農林産物や加工品の提供は道の駅や花の駅で実施されているものの、店舗数の増加には結びついていません。新規事業者向けに片品村起業支援事業補助金を制定する等、環境整備を進めていますが、後継者不足や人材確保の困難さから、商業の担い手不足が深刻化しています。今後は、尾瀬かたしな未来プロジェクト等の地域資源を活用した観光商業の推進と、住民生活を支える地域商業の維持・再生を両立させる取組が必要です。

(2) 基本方針

商工会や関係機関と連携し、経営改善や資金融資支援を通じて地域商業の維持を図ります。尾瀬ブランドの農林産物や加工品の提供拡充、観光と連携した名物料理や土産品の開発を進め、道の駅や鎌田商店街等を拠点とした観光商業の振興を推進します。また、片品村起業支援事業補助金の活用により新規事業者の参入を促進し、地域の担い手育成につなげて、尾瀬かたしな未来プロジェクトを通じて人材発掘や情報発信を強化し、観光振興と生活利便の双方を支える持続可能な商業環境の形成を目指します。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和 7 年)	目標値 (令和 12 年)	担当課
住み続けたいと思えるむらづくり	%	57.6	60.0	むらづくり観光課

出典元及び概算根拠等：村民アンケート

(4) 主な施策

① 住民生活密着型の商業の充実

主な事業（取組）	主担当課	関係課
こどもや高齢者等の生活に密着した商店の維持・確保	むらづくり観光課	—
商工会の経営改善指導や、融資制度の充実による経営基盤の強化と、人材育成機能の充実の支援	むらづくり観光課	—

②観光商業の振興（総合戦略1-2）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
道の駅及び周辺施設の整備と名物料理・名物土産の開発	むらづくり観光課	—
道の駅及び周辺施設の整備に合わせた、「尾瀬ブランド」の農林産物・土産品・軽食・スイーツ・料理等を提供できる店づくりの促進	むらづくり観光課	—
観光客がぶらぶら歩きできる遊歩道、腕時計工房、画廊、尾瀬写真館、小さな美術館及びカフェ等のある商店街づくり	むらづくり観光課	—
若者、女性及び退職者等の新規開業の支援	むらづくり観光課	—
自家で採れたものを提供する「農家レストラン」づくりの促進	むらづくり観光課	農林建設課

③ふるさと納税の活用（総合戦略2-2）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
ふるさと納税の返礼品として「尾瀬の美味しい水」「舞茸」「スキーリフト券」等の特産品や、観光資源をPRすることで販路や関係人口の拡大に努め、商工会と連携して地域経済の活性化促進	総務課	—

5-2-2 観光

(1) 現状と課題

本村の観光は、尾瀬国立公園や日光国立公園といった豊かな自然環境、5つのスキー場や温泉地、伝統的な祭りや食文化等、多様な資源を有しています。一方で、観光客数や宿泊者数は平成4（1992）年度以降大幅に減少しており、施設の老朽化や担い手不足も深刻化しています。指定管理者や観光協会を中心に、情報発信、PR活動、トレッキングマップの更新、景観整備活動及びイベントでの販売促進等は継続的に行われていますが、広域連携による観光ルート整備や新規観光資源の創出、国際観光客の受入強化には至っていません。りんごをはじめとする農産物のPRイベント、道の駅での販売、スキー場連絡協議会での取組及び公共交通を活用したアクセス改善等、個別の取組は進んでいますが、観光全体を牽引する体制が十分には整っていません。

(2) 基本方針

尾瀬・丸沼・武尊等の自然環境、温泉、スキー場、伝統文化及び食等の地域資源を活用し、観光協会やスキー場連絡協議会、関係機関と連携して国際観光地化を推進します。観光資源の磨き上げに加えて、広域連携による観光ルートやPRの強化、イベントを活用した販売促進を進めます。農産物や加工品のブランド化と情報発信を強化し、道の駅やイベントを拠点とした観光商業を推進します。また、交通アクセスの利便性向上や体験型観光、こだわり観光・縁結び観光等、多様なニーズに対応した観光商品を展開し、持続可能な観光振興を進めていきます。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
村有観光施設利用者数	人	40万	44万	むらづくり観光課
村内イベント回数	回	12	15	むらづくり観光課

出典元及び概算根拠等：むらづくり観光課

(4) 主な施策

①総合的な観光の振興（重点施策）（総合戦略1-1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
観光基本計画の策定による総合的な国際観光の推進	むらづくり観光課	—
各観光施設からの情報発信	むらづくり観光課	—
本村の文化特色を生かしたイベントや、地域のお祭りから誘客につなげていく取組	むらづくり観光課	—

②縁結び観光の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
「尾瀬トレッキング」「尾瀬写生会」「尾瀬撮影会」「歩くスキートレッキング」「片品ランニング」「アウトドア料理教室」「バーベキューパーティ」「農業協働体験」等、趣味を通じた若者の交流・交際観光の推進	むらづくり観光課	—

③歴史・文化観光の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
片品の祭り等の歴史文化を活かした「国際観光」「こだわり観光」の受入体制の整備と情報発信	むらづくり観光課	—
地域連携による歴史的産業遺産「根羽沢鉱山」の保存・活用推進事業	むらづくり観光課	—

④ウォーキング観光の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
尾瀬や丸沼・武尊等の豊かな自然の中で、世界でも屈指の「木道ウォーキング」と「山歩き（トレッキング）」の推進	むらづくり観光課	—
花の谷づくり活動や集落景観の整備等、美しい花の郷づくりと「花の谷ウォーキング」の推進	むらづくり観光課	—
日光街道・会津街道等の歴史マップづくりと案内板設置による「歴史の道ウォーキング」の推進	むらづくり観光課	—
道の駅周辺でのウォーキング木道やフラワーロードづくり	むらづくり観光課	—

⑤花観光の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
水芭蕉の森と、武尊牧場レンゲツツジに続く花観光拠点の整備促進	むらづくり観光課	—
そば、ヒマワリ及び花豆等、遊休農地を活用した観光景観作物の栽培促進	むらづくり観光課	—

⑥温泉のブランド化

主な事業（取組）	主担当課	関係課
温泉郷毎に魅力をアピールする事業を支援	むらづくり観光課	—
日帰り入浴のできる宿づくりと共通入浴券等、何度も利用しやすい温泉地づくりの支援	むらづくり観光課	—
高齢者や障がい者が利用しやすい家族風呂等、バリアフリー化を促進	むらづくり観光課	—
温泉、名物料理、ウォーキング及び雪遊び等を組み合わせた温泉地のブランド化を促進	むらづくり観光課	—

⑦食の魅力づくり

主な事業（取組）	主担当課	関係課
山小屋料理店、農家レストラン、料理民宿、山菜・きのこ・尾瀬ジビエ料理店及びワイナリーレストラン等、個性的な食の魅力づくり	むらづくり観光課	農林建設課
花豆・トウモロコシ・ブルーベリー・トマト・りんご等の特産品を活かした食の魅力づくり	むらづくり観光課	農林建設課
尾瀬ブランドの名物土産開発による買い物の魅力づくり	むらづくり観光課	—

⑧尾瀬ブランドの名物土産開発による買い物の魅力づくり（総合戦略2-1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
観光果樹園、観光農園及びアクセサリー・木工房等、見学・加工体験施設の活用と整備促進	むらづくり観光課	農林建設課
自然体験、農業体験、工芸体験、文化・芸術体験、アルプホルン体験及びスポーツ体験等、様々な体験を提供する組織の整備	むらづくり観光課	—
観光客参加型イベントを組み込んだ祭りや伝統行事・伝統芸能の世界へ向けたPRと受入れ	むらづくり観光課	—
体験メニューを持った農家民宿や料理民宿等、グリーンツーリズムの充実	むらづくり観光課	農林建設課
尾瀬等での夜行性動物や星座鑑賞等ナイトウォーキング観光の推進	むらづくり観光課	—
外国人・子ども・女性向けの、動物（神使の猿、オコジョ及びホタル等）に触れ合える体験観光の推進	むらづくり観光課	—
道の駅等、地場産品販売拠点施設の整備・充実	むらづくり観光課	—
農協と観光協会と、本村との連携強化	むらづくり観光課	—

主な事業（取組）	主担当課	関係課
修学旅行の受入れに向けた「日光～尾瀬体験」「農業体験」の営業活動の推進	むらづくり観光課	－

⑨スポーツ観光の推進（総合戦略1－1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
家族連れスキーヤー、高齢者、スノーボーダー、こどもや外国人の雪遊び、体験修学旅行、スキー婚活及びアフタースキー等、多様なサービスのスキー観光の推進	むらづくり観光課	－
各種スポーツ大会やイベントの誘致	むらづくり観光課	－
スキー場連絡協議会と観光協会が連携した、新たなサービスの提供	むらづくり観光課	－
サッカー・野球・ソフトボール・テニス合宿等の利用者誘致促進	むらづくり観光課	－

⑩国際観光の推進（総合戦略1－1）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
様々なレベルでの国際理解・語学学習機会の充実	むらづくり観光課	教育委員会
外国人観光客接客セミナーの開催	むらづくり観光課	－
観光協会、片品村民宿旅館組合連合会及び本村の連携によるアジア各国や欧米等への誘致活動の推進	むらづくり観光課	－
「国際観光宿泊施設」の認定と施設整備への支援	むらづくり観光課	－
「国際雪遊びスキー場づくり」の推進	むらづくり観光課	－

⑪観光基盤の整備・充実（総合戦略2－1・2－2）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
本村中心地の活性化と若者雇用創造の拠点となる尾瀬の郷エリア整備	むらづくり観光課	農林建設課
国道120号線・401号線の整備促進と災害時の孤立防止に向けた、金精峠の年間開通と、国道の拡幅改良による日光～尾瀬観光ルートの強化	むらづくり観光課	農林建設課
広域的な連携による日本ロマンチック街道と、奥利根ゆけむり街道のイメージづくりの強化	むらづくり観光課	－
分かりやすい案内板、道路標識及び外国語案内板の整備	むらづくり観光課	－
尾瀬交通対策連絡協議会による、尾瀬の自然保護と交通安全を考えた鳩待峠の交通計画の確立	むらづくり観光課	－
環境にやさしい観光地づくりのシンボルとなるエコカーの導入	むらづくり観光課	－
村民との協働による、伝統的な建築物の保全と伝統的建築デザインを活かした統一性ある街並みづくり	むらづくり観光課	－
尾瀬ヶ原のアクセスフリー化と観光施設のバリアフリー化の促進	むらづくり観光課	－

5-2-3 雇用

(1) 現状と課題

本村の人口構成を見ると、15～64歳の生産年齢人口は、平成27(2015)年の2,436人から、令和2(2020)年は2,001人と、400人以上減少しました(総務省「国勢調査」)。アンケート調査でも20代・30代の「ずっと住み続けたい」と回答した割合はそれぞれ17%、20%であり、若年層の村外への流出が懸念されます。自分らしい生き方に関する調査では「やりたい仕事を見つけやすい」に対し、「あまりあてはまらない」が31.9%と最も高く、当人が望む仕事の就業機会の確保が必要となっています。これまでに仕事バンクを活用した求人情報の提供や、関係機関から送付される情報の掲示は行ってきましたが、複業新規就業者の受入体制や国際観光推進と連動した雇用創出には改善の余地があります。今後は、移住促進や若者定住に資する体制整備を進め、村内で働きがいのある雇用の場を増やしていくことが必要です。

(2) 基本方針

若者が働きたくなる就業環境の整備を目指し、村内中堅企業の経営支援や観光・農業分野を組み合わせた複業就業モデルの構築に取り組みます。仕事バンクや広報等を通じて求人情報の提供を強化し、若者の起業支援や就労相談体制を整えます。観光協会や関係機関と連携し、補助制度を活用した雇用の場づくりを推進し、労働環境や条件の改善を図ります。また、移住希望者や新規就業者を受入れる体制を整備し、安定した雇用確保と定住促進を両立させることで、持続可能な地域づくりを進めます。

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
新規就農者・後継者支援活ユーザー数	人/年	1	2	農林建設課
起業支援制度利用者数	人/年	1	2	むらづくり観光課

出典元及び概算根拠等：各担当課

(4) 主な施策

①新たな就業の場づくり(重点施策)(総合戦略1-3)

主な事業(取組)	主担当課	関係課
県と連携し、「雇用創造中堅企業」への重点的な支援	むらづくり観光課	-
鎌田中心エリア整備の第2ステップとして、空き店舗を活用した若者や女性の店づくりを重点的に支援	むらづくり観光課	-
鎌田中心エリア整備の第2ステップとして、名物料理・名物土産の取組による既存店舗の後継者育成の重点的な支援	むらづくり観光課	-
農業と観光の複業新規就業者の受入れに向けた、総合的な支援体制の整備	むらづくり観光課	農林建設課

②就業の安定と就業条件の向上（重点施策）（総合戦略1－3）

主な事業（取組）	主担当課	関係課
国際観光の推進による若者の就業の場拡大	むらづくり観光課	－
国際観光の推進に向け、「国際観光宿泊施設」の認定と既存の宿泊施設の維持・更新を支援	むらづくり観光課	－
田舎暮らし希望者への求人情報の提供	むらづくり観光課	－
労働環境・条件の整備促進	むらづくり観光課	－

5-3 しごとづくり

5-3-1 起業・雇用

(1) 現状と課題

本村における就業環境は限定的であり、本村内で安定した雇用を確保することは容易ではありません。特に第2次・第3次産業の就業先が少ないため、若者や女性を中心に村外へ働きに出るケースが多く、このことが定住人口の減少を加速させています。観光や農業といった伝統的な産業分野においても後継者不足が深刻であり、新しい人材の確保と育成が必要です。また、地域で起業を志す人材に対する支援制度や相談体制は十分に整っておらず、チャレンジできる環境が整っていないことも問題です。その結果、地域資源を生かした新たなビジネスの創出が十分ではなく、経済の活力低下につながっています。さらに、移住希望者や新規就業者に対しても、就業機会や安定した雇用を十分には提供できていないため、移住・定住の促進にも影響を及ぼしています。こうした状況を打開するためには、雇用の場を広げるとともに、安心して働き続けられる環境を整えることが必要です。

(2) 基本方針

若者が働きたいと思える就業環境を整備し、村内起業や観光・農業を組み合わせた複業モデルを推進します。仕事バンクや広報を通じて求人情報を発信し、起業支援や就労相談体制を強化します。また、観光協会等と連携し、補助制度を活用した新しい雇用創出を進めます。さらに、移住希望者や新規就業者を受入れる仕組みを整え、安定した雇用の確保と定住促進を両立させ、持続可能な地域経済の形成を目指します

(3) 目標指標

指標名	単位	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)	担当課
新規就農者・後継者（支援活用者） 【再掲】	人/年	1	2	農林建設課
起業支援制度利用者【再掲】	人/年	1	2	むらづくり観光課

出典元及び概算根拠等：各担当課

(4) 主な施策

①新たな起業と雇用の促進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
ハローワーク・仕事バンクのさらなる活用	むらづくり観光課	—
国際観光の推進による就業の拡大	むらづくり観光課	—
群馬県と連携した起業支援制度の促進	むらづくり観光課	—

第4部 第3期片品村

むら・ひと・しごと創生総合戦略

第1章 総合戦略の基本的な考え方

1 概要

我が国では急速な人口減少と少子高齢化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所が令和5（2023）年に公表した推計によれば、2070年には総人口が約8,700万人まで減少すると見込まれています。また、厚生労働省が発表した令和6（2024）年の出生数は72万988人と過去最少を更新し、少子化の流れは一層深刻さを増しています。

こうした中、国は「地域未来戦略」を推進し、地方の成長の可能性を活かして国民の暮らしと安全を守り、地方の活力回復を目指しています。そのため、「強い経済」の実現に重点を置き、成長分野や地域産業を核としたクラスター形成を進め、地方から日本全体を成長軌道へ導く方針としています。

本村では、平成27（2015）年12月に策定した「人口ビジョン」において、令和42（2060）年に1,800人以上の将来人口を維持することを目標に掲げ、これを実現するため「総合戦略」に基づく施策を展開してきました。しかし、少子高齢化の流れは変わることなく進展しており、依然として人口減少の流れを完全に食い止めることは難しいと予測されています。

今後は、少子化の抑制や人口減少の緩和に向けた取組を一層確実に進めるため、本村の最上位計画である片品村総合計画と歩調を合わせ、将来像の実現に直結する重点プロジェクトとして「第3期片品村むら・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとします。

2 戦略期間

「第3期片品村むら・ひと・しごと創生総合戦略」は、令和8（2026）年度を初年度とし、今後5か年の戦略とします。

総合戦略の取組期間：令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）／5か年

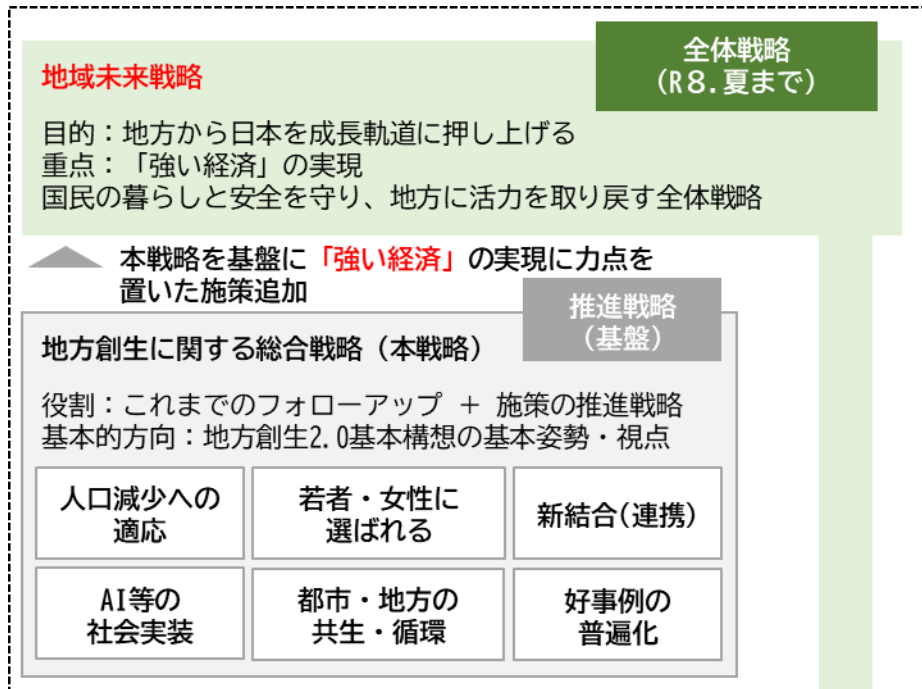
3 全体ビジョン（将来像）

本村における総合戦略は、地域創生の視点からむらづくりを推進し、本村が目指す将来像の実現を図るものです。そのため、基本構想に掲げた将来像「伝統と革新が融合する 永遠の輝きを放つ村 尾瀬の郷・かたしな」を将来像として継承し、施策の方向性を定めていきます。

4 総合戦略の方向性

(1) 国・県の方向性

① 国の総合戦略



「強い経済」のエンジン：大きく3類型のクラスターを推進

① 国家戦略主導型

主体：日本成長戦略（17戦略分野）主導
内容：企業の大規模投資中心
例：熊本TSMC、北海道ラピダス

② 都道府県知事主導型

主体：都道府県知事（プッシュ型提案）
内容：複数団体の連携、中堅企業支援策の活用
支援：政府施策の戦略的活用

③ 地場産業型

主体：地域既存産業
内容：付加価値向上、既存クラスター拡大
目的：地場のポテンシャル最大化

②群馬県デジタル田園都市構想総合戦略

県は、国の総合戦略を勘案し、県政の基本方針となる新・群馬県総合計画との整合を図る等、デジタルの力を活用した施策を盛り込んだ「群馬県デジタル田園都市構想総合戦略」を策定し、次のような「地域ビジョン（目指すべき理想像）」を掲げています。

□本県では、将来予想される社会課題の解決のために 2040 年の目指す姿を描いた「新・群馬県総合計画」を策定した。

□新・群馬県総合計画がニューノーマルの時代に目指すのは、「一人ひとりの幸福」、「社会全体の幸福」、「将来世代の幸福」という3つの幸福が調和しつつ、本県にしかない自然、産業、文化などの「土壌」をデジタル技術にのせて発信でき、人々を惹きつける求心力を持つ「快疎」な地域である。

□「群馬県デジタル田園都市構想総合戦略」においても、県政の基本方針となる新・群馬県総合計画と一体となった施策をより一層推進するという観点から同様に「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」を本県の目指すべき理想像とする。

出典：群馬県ホームページ

(2) 第3期片品村むら・ひと・しごと創生総合戦略の方向性

国や県の基本目標及び本村の現状を踏まえ、次の3つの戦略の柱（基本目標）と1つの横断的な目標を設定して取組を進めます。総合戦略の推進に当たっては、全体ビジョン（将来像）の実現に向けた数値目標である重要業績評価指標（KPI）を設定します。さらに、PDCA サイクルを活用して計画を随時見直し・改善し、確実な推進を図ります。

全体ビジョン（将来像）

伝統と革新が融合する 永遠の輝きを放つ村 尾瀬の郷・かたしな

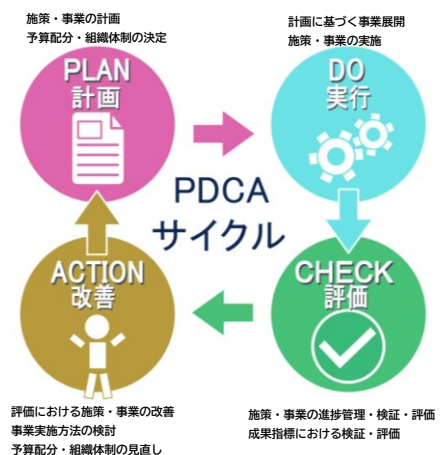
戦略の柱1 豊かな自然と観光、農業を育み、安心して働けるむら

戦略の柱2 つながり大切にしつつ、新しいひとの流れがあるむら

戦略の柱3 結婚・出産・子育てにやさしく、安心して暮らすことができるむら

横断的な目標 デジタル・新技術の徹底活用

各施策・事業の効果検証のうえ、PDCA サイクルに基づき施策・事業の見直しを行います。



第2章 総合戦略の方向と具体的施策

戦略の柱1 豊かな自然と観光、農業を育み、安心して働けるむら

(1) 基本的方向

本村に「住みたい人」や「住み続けたい人」を確保するためには、村民の生活基盤である「しごとづくり」が重要です。国や県の方針を踏まえ、基幹産業である農業や観光業の振興を図りつつ、地域資源を活かした新たな産業の展開や、デジタル技術の活用等を推進します。また、将来に向けた専門人材の確保や育成、担い手の確保への支援を行い、「稼ぐ地域の実現」と「安心して働ける環境の整備」を進めます。これらの取組により、若者を中心とした村民の雇用を確保し、移住者の定住を促進することで、人口減少の緩和と活力ある村の実現を目指します。

(2) 具体的な施策

次に記載する主な事業や取組内容の詳細は、「第3部 前期基本計画」を参照してください。

1-1 世界に誇る「尾瀬の郷」としての観光産業の振興

- 高付加価値型観光の推進（前期基本計画5-2-2①（重点施策））
- 二次交通の促進
- スポーツ観光の推進（前期基本計画5-2-2⑨）
- 国際観光の推進（前期基本計画1-1-4①②、5-2-2⑩）

1-2 農業を中心とした観光を支える関連産業の基盤強化

- 高付加価値型農業の推進（前期基本計画5-1-1④（重点施策））
- 農業の担い手の育成・確保（前期基本計画5-1-1①（重点施策））
- 農地の保全・有効活用（前期基本計画5-1-1②）
- 観光商業の振興（前期基本計画5-2-1②）

1-3 産業の専門人材や担い手の確保・育成

- 新たな就業の場づくり（前期基本計画5-2-3①（重点施策））
- 就業の安定と就業条件の向上（前期基本計画5-2-3②（重点施策））

(3) 数値目標

指標名	単位	現状値（令和5年）	目標値（令和12年）
農業産出額（※1）	千万円	168	175
観光入込客数（※2）	千人	1,522	1,700

※1 出典：e-stat（政府統計の総合窓口）

※2 出典：群馬県統計情報提供システム

(1) 基本的方向

本村では、埼玉県蕨市や上尾市、栃木県日光市、福島県南相馬市及び茨城県大洗町等、数多くの自治体と交流や連携を進めてきました。今後は、これらの自治体とのつながりをさらに深め、交流人口や関係人口を増加させることで、地域の持続的な発展につなげていきます。

また、新型コロナウイルス感染症を経て、新しい日常に対応した地域経済の構築や、東京圏への一極集中の是正が必要となっています。そのため、リモートワークやサテライトオフィスの導入が進み、地方移住への関心が高まっています。本村においても、こうした流れを捉え、企業や働き手にとって魅力ある拠点となることを目指します。

今後は、広域連携による観光やふるさと納税等を活用し、交流人口や関係人口の拡大を図ります。さらに、豊かな自然環境を活かした住環境や多様な魅力を積極的に情報発信することで、移住・定住へとつなげていきます。

(2) 具体的な施策

次に記載する主な事業や取組内容の詳細は、「第3部 前期基本計画」を参照してください。

2-1 交流人口、関係人口の拡大

- 体験学習・観光の推進（前期基本計画4-1-1②、5-2-2⑧）
- 観光等情報発信力の強化（前期基本計画5-2-2⑩）
- 観光・直通バス等の整備（前期基本計画4-3-3①（重点施策））
- 地域間交流の促進（前期基本計画1-1-4③、1-2-3②（重点施策））
- 特別養護老人施設の誘致（前期基本計画2-2-3②）

2-2 ふるさと納税の活用

- ふるさと納税の活用（前期基本計画5-2-1③）

(3) 数値目標

指標名	単位	現状値（令和7年）	目標値（令和12年）
転入者数（1月～12月）	人	123	135
ふるさと納税の寄附件数（1月～12月）	件	2,419	3,500

(1) 基本的方向

本村の合計特殊出生率は1.47（令和5年群馬県の人口動態統計概況）であり、国の平均（1.20（人口動態統計令和5年））を上回っています。しかし、本村の人口ビジョンで掲げる令和52年（2070年）に人口2,000人以上を維持するためには、さらなる出生率の向上が求められます。

そのため、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階において切れ目のない支援を一層充実させます。また、家庭や地域が連携した教育に加え、本村の豊かな自然を活かした体験的な学びを推進します。さらに、ICT等の先端技術を取り入れ、多様な学びを支える教育環境を整備することで、子育て世代から選ばれる魅力的な教育を実現します。

加えて、全国的に大規模自然災害や感染症が発生している状況を踏まえ、村民・事業者・行政が協働し、安全・安心して暮らすことができる生活環境の整備を進めます。地域全体でこどもと子育て世帯を支える体制を構築し、誰もが安心して結婚・出産・子育てに向き合える村を目指します。

(2) 具体的な施策

次に記載する主な事業や取組内容の詳細は、「第3部 前期基本計画」を参照してください。

3-1 結婚・出産・子育て支援

- 結婚・出産環境の充実（前期基本計画2-1-1①、2-2-2）
- 子育て環境の充実（前期基本計画2-2-2②③④）
- 教育環境の充実（前期基本計画3-1-1①②③④（重点施策）⑤）

3-2 安心して暮らすことができる生活環境の構築

- 地域防災体制の強化（前期基本計画4-2-2③（重点施策））
- 空き家の利活用（前期基本計画4-1-3①）
- 良好な住宅・住環境の整備（前期基本計画4-1-3②）

(3) 数値目標

指標名	単位	現状値（令和7年）	目標値（令和12年）
出生数（1月～12月）	人	11	12
本村に「住み続けたい」と思う村民の割合	%	57.6	60.0

(1) 基本的方向

本村では、人口減少や少子高齢化が進行し、村民ニーズの多様化や行政需要の増加に対して、限られた人員体制で効率的に対応していくことが必要です。また、広域かつ山間地域を有する地理的条件から、村民が役場窓口へ直接出向くことが難しい場合も多く、利便性向上のための仕組みづくりが急務となっています。こうした状況を踏まえ、デジタル技術やデータを積極的に活用し、オンライン手続きや、LINE・Instagram等のSNSを活用して情報発信の充実を進めることで、村民が自宅にいながら必要な行政サービスにアクセスできる環境を整備していきます。同時に、庁内業務においてもICTの導入やデータの一元管理を推進し、職員の事務負担軽減や迅速な意思決定を可能とする体制を整えます。これらにより、村民サービスの質を高めながら、限られた人員であっても持続可能な行政運営を実現し、村民の安心と満足につながる行政サービスのさらなる向上を図ります。

(2) 具体的な施策

次に記載する主な事業や取組内容の詳細は、「第3部 前期基本計画」を参照してください。

4-1 デジタル基盤の整備

- デジタル技術を活用した村民の利便性向上
(前期基本計画1-2-1③(重点施策)④(重点施策)、4-2-2③(重点施策))
- デジタル化によるペーパーレス化等の、効率的な行政運営
(前期基本計画1-2-3②(重点施策))

4-2 デジタル人材の育成・確保

- デジタル・デバインド対策(前期基本計画4-4-1②(重点施策))
- デジタル人材の育成(前期基本計画4-4-1②(重点施策))

(3) 数値目標

指標名	単位	現状値(令和7年)	目標値(令和12年)
電子地域通貨(おぜだっペイ)による決済件数	件	68,415	100,000
電子地域通貨(おぜだっペイ)による決済金額	円	184,910,117	270,000,000

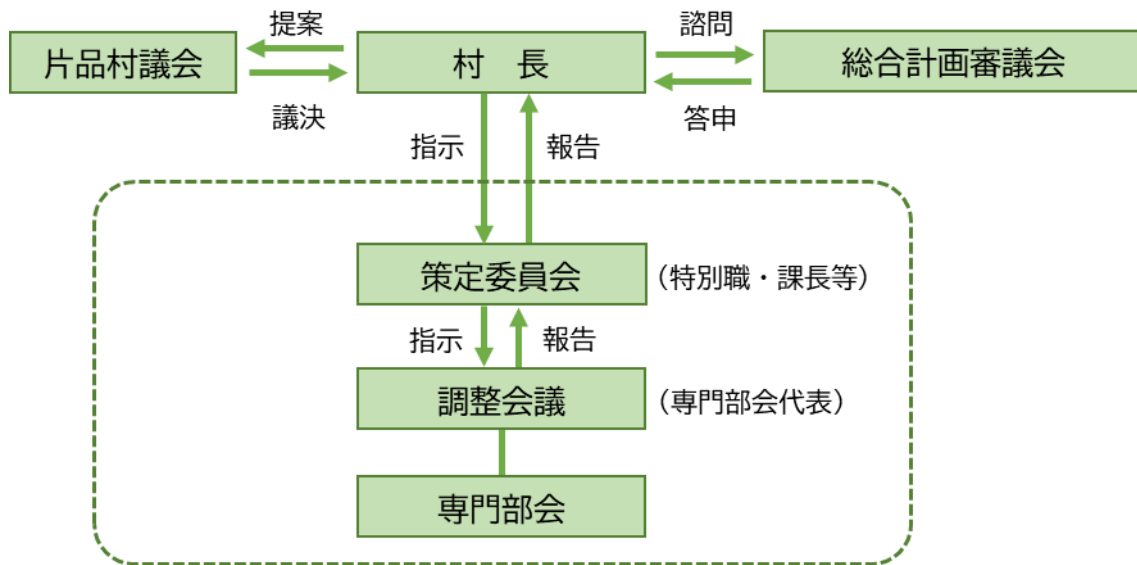
第3章 総合計画に対する位置付け（一覧表）

第3期総合戦略での枠組み		第5次総合計画での枠組み		
戦略の柱	施策	中項目	小項目（施策）	
戦略の柱1 豊かな自然と観光、農業を育み、安心して働けるむら	1-1 世界に誇る「尾瀬の郷」としての観光産業の振興	1-1 村民と行政との協働	1-1-4①	多文化共生のむらづくり
			1-1-4②	国際観光の推進
		5-2 にぎわいづくり	5-2-2①	総合的な観光の振興
			5-2-2⑨	スポーツ観光の推進
	1-2 農業を中心とした観光を支える関連産業の基盤強化	5-1 ものづくり	5-1-1①	農業の担い手の育成・確保
			5-1-1②	農地の保全・有効活用と土地基盤の整備
			5-1-1④	高付加価値型農業の推進
	1-3 産業の専門人材や担い手の確保・育成	5-2 にぎわいづくり	5-2-1②	観光商業の振興
			5-2-3①	新たな就業の場づくり
	戦略の柱2 つながりを大切にしつつ、新しいひとの流れがあるむら	2-1 交流人口、関係人口の拡大	5-2-3②	就業の安定と就業条件の向上
1-1 村民と行政との協働			1-1-4③	地域間交流の促進
1-2 行財政			1-2-3②	連携事業の充実
2-2 福祉			2-2-3②	介護サービスの充実
4-1 生活環境			4-1-1②	自然とのふれあいの促進
4-3 地域基盤			4-3-3①	バス交通の維持・充実と利用促進
5-2 にぎわいづくり		5-2-2⑧	体験観光の推進	
		5-2-2⑪	観光基盤の整備・充実	
2-2 ふるさと納税の活用	5-2 にぎわいづくり	5-2-1③	ふるさと納税の活用	

第3期総合戦略での枠組み		第5次総合計画での枠組み		
戦略の柱	施策	中項目	小項目（施策）	
戦略の柱3 結婚・出産・子育てにやさしく、安心して暮らすことができるむら	3-1 結婚・出産・子育て支援	2-1 保健	2-1-1①	健康づくりの推進
		2-2 福祉	2-2-2①	若者の自立・定住の支援
			2-2-2②	保育の充実
			2-2-2③	家庭・地域における子育て支援
			2-2-2④	母子・父子家庭の支援の充実
		3-1 生涯学習	3-1-1①	幼児教育の推進
			3-1-1②	教育内容の充実
			3-1-1③	健康・体力の増進と心の教育、安全教育
			3-1-1④	教育環境の整備
			3-1-1⑤	学校と地域との連携
	3-2 安心して暮らすことができる生活環境の構築	4-1 生活環境	4-1-3①	若者の定住環境の整備
			4-1-3②	良好な住宅・住環境の整備
4-2 生活安全		4-2-2③	地域防災体制の強化	
横断的な目標 デジタル・新技術の徹底活用	4-1 デジタル基盤の整備	1-2 行財政	1-2-1③	効果的・効率的な行政運営
			1-2-1④	協働のむらづくり
			1-2-3②	連携事業の充実
	4-2 生活安全	4-2-2③	地域防災体制の強化	
	4-2 デジタル人材の育成・確保	4-4 情報・エネルギー	4-4-1②	地域情報化の推進

資料編

1 第5次片品村総合計画策定体系図



総合計画審議会

村長の諮問に応じ片品村総合計画・総合戦略策定に関する事項について調査及び審議

策定委員会（総合計画策定委員会）

総合計画・総合戦略策定のための調査、研究、資料の収集及び企画立案等の事務

専門部会

保健福祉、教育文化、生活環境、産業、住民参画行財政、若手の各部会による検討

2 第5次片品村総合計画審議会

(1) 条例

片品村総合計画審議会条例

昭和49年3月15日条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、片品村総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、片品村総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会の委員は次に掲げる者のうちから、村長が任命する。

(1) 村議会議員 若干名

(2) 識見を有する者 若干名

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半分以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、むらづくり観光課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年12月22日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月9日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月15日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

第5次片品村総合計画審議会委員名簿

令和7年12月1日時点

No.	選出区分	氏名	役職
1	村議会議員	高山 悦夫	片品村議会議長
2	〃	萩原 和典	片品村議会副議長
3	〃	狩野 孝夫	片品村議会議会運営委員長
4	〃	星野 吉弥	片品村議会総務文教常任委員長
5	〃	小林 政彦	片品村議会産業民教常任委員長
6	識見者	笠原 育夫	利根沼田農業協同組合片品支店長
7	〃	荒木 克美	片品村商工会長
8	〃	田邊 順一	片品村森林組合長
9	〃	大竹 光一	片品村教育委員（教育長職務代理者）
10	〃	横坂 喜一	片品村区長会長
11	〃	井上 光三郎	片品村老人クラブ連合会長
12	〃	宮田 千代子	片品村女性会長
13	〃	佐々木 孝	片品中学校長
14	〃	澤 生道	片品村観光協会副会長（代表）
15	〃	星野 雄一	片品村 PTA 連絡協議会長
16	〃	星野 正徳	片品村木材組合組合長
17	〃	入澤 与志男	片品村認定農業者協議会長
18	〃	笠原 精作	行政書士

3 第5次片品村総合計画策定委員会

(1) 規定

片品村総合計画策定委員会規程

令和7年1月20日告示第7号

(設置)

第1条 片品村総合計画策定事務を円滑に推進するため、片品村総合計画策定委員会（以下「委員会」という）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は片品村総合計画策定のための調査、研究、企画立案等の事務にあたる。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長は委員の互選とする。

3 委員は課（局、次）長及び識見を有する者をもってあてる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は委員会の事務を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員長は会議において、必要に応じ識見を有する者の出席を求めることができる。

(補助機関)

第6条 委員会の目的達成のため、補助機関として片品村総合計画策定専門部会を設ける。

(庶務)

第7条 委員会の庶務はむらづくり観光課において処理する。

(任期)

第8条 委員の任期は当該計画の策定が終了したときまでとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるものの他、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、令和7年1月20日から施行する。

(2) 名簿

片品村総合計画策定委員会委員名簿

令和7年4月1日時点

No.	職務	氏名	職名
1	委員長	金子 賢司	副村長
2	副委員長	萩原 明富	教育長
3	委員	大竹 篤保	総務課長
4	//	須藤 錦作	住民課長
5	//	鍋木 勲	保健福祉課長
6	//	戸丸 幸生	農林建設課長
7	//	星野 一忠	むらづくり観光課長
8	//	深見 まみ	会計管理者
9	//	小林 由里	議会事務局長
10	//	萩原 一彰	教育委員会事務局長
11	//	高山 昭弘	尾瀬クリーンセンター事務局長

事務局

No.	職	氏名	所属
1	課長	星野 一忠	むらづくり観光課
2	係長	川合 美孔	//
3	主幹	梅澤 康明	//

4 片品村の人口動態

(1) 人口

①総人口と年齢3区分別人口の推移

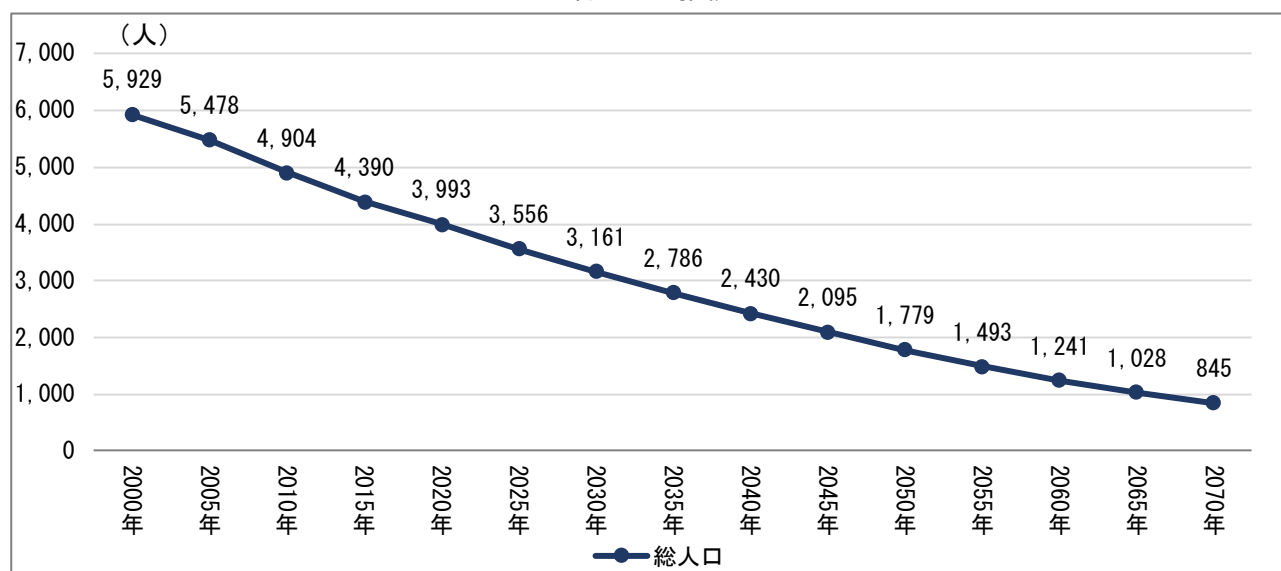
本村の総人口は減少傾向にあり、平成 12 (2000) 年から令和 2 (2020) 年にかけて、1,936 人減少 (32.7%減) しています。社人研が令和 5 (2023) 年に行った推計 (2020 年実績ベース) によると、令和 12 (2030) 年に 3,161 人、令和 52 (2070) 年には 845 人にまで減少し、2020 年から 3,148 人の減少が予測されています。

総人口と年齢3区分別人口の推移 (2025 年以降は推計値)

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
総人口	5,929	5,478	4,904	4,390	3,993	3,556	3,161	2,786	2,430	2,095	1,779	1,493	1,241	1,028	845
年少人口 (0~14歳)	1,014	789	591	427	331	256	206	161	134	114	94	74	56	44	36
	17.1	14.4	12.1	9.7	8.3	7.2	6.5	5.8	5.5	5.4	5.3	4.9	4.5	4.3	4.3
生産年齢人口 (15~64歳)	3,510	3,187	2,882	2,436	2,001	1,659	1,349	1,143	926	756	621	505	436	346	270
	59.2	58.2	58.8	55.5	50.1	46.7	42.7	41.0	38.1	36.1	34.9	33.8	35.1	33.6	31.9
老年人口 (65歳以上)	1,405	1,502	1,431	1,514	1,639	1,640	1,606	1,482	1,370	1,226	1,064	914	750	637	539
	23.7	27.4	29.2	34.5	41.0	46.1	50.8	53.2	56.4	58.5	59.8	61.2	60.4	62.0	63.8

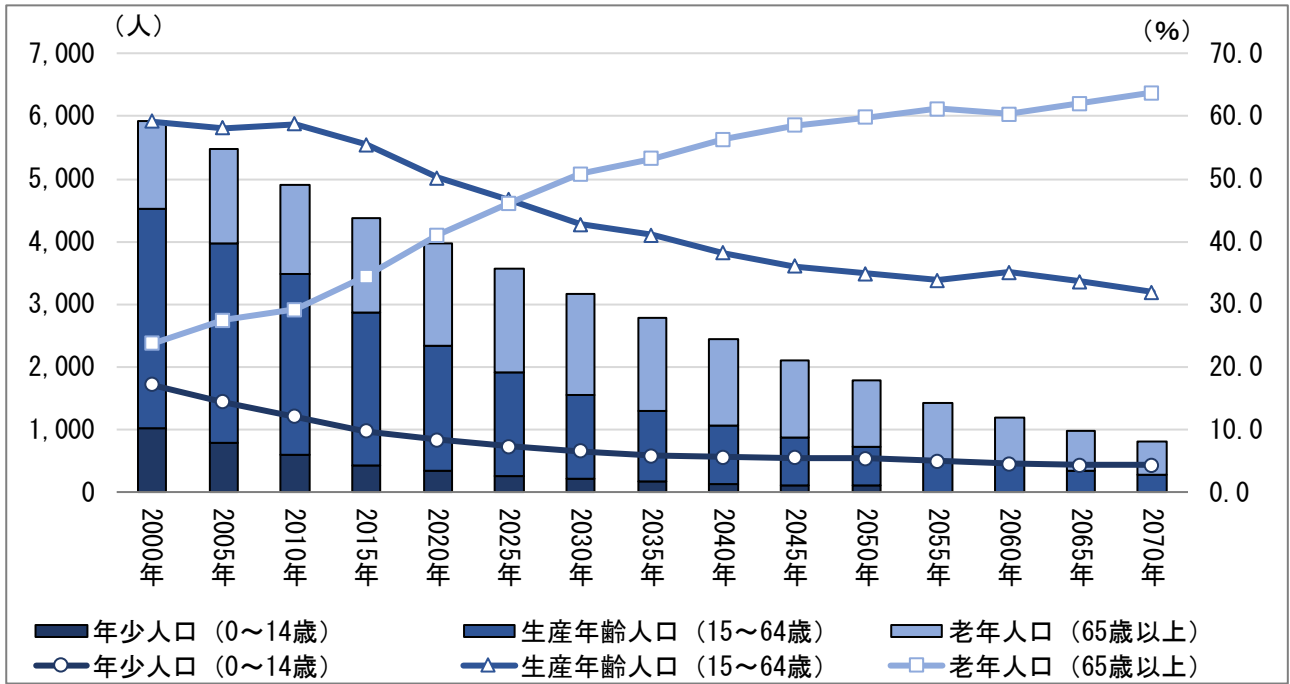
※総人口の単位は「人」です。年少人口 (0~14歳)、生産年齢人口 (15~64歳) 及び老年人口 (65歳以上) の単位は、上段が「人」で、下段が「%」です。

総人口の推移



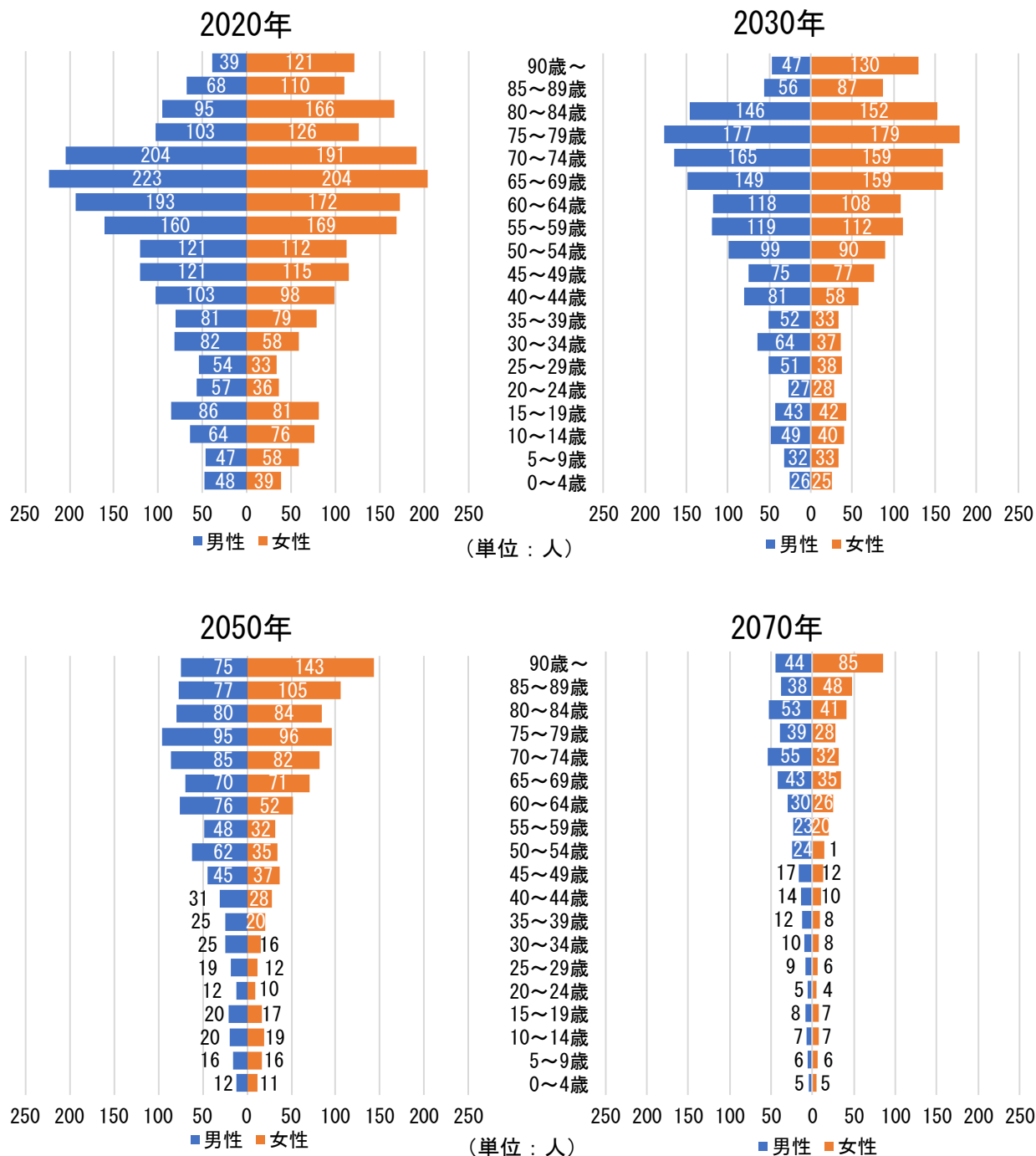
資料：総務省「国勢調査」・社人研「日本の地域別将来推計人口」
令和 7 (2025) 年以降は社人研のデータ (令和 5 (2023) 年 4 月公表) に基づく推計値

年齢3区分別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」・社人研「日本の地域別将来推計人口」
 令和7（2025）年以降は社人研のデータ（令和5（2023）年4月公表）に基づく推計値

②人口ピラミッド



資料：総務省「国勢調査」・社人研「日本の地域別将来推計人口」

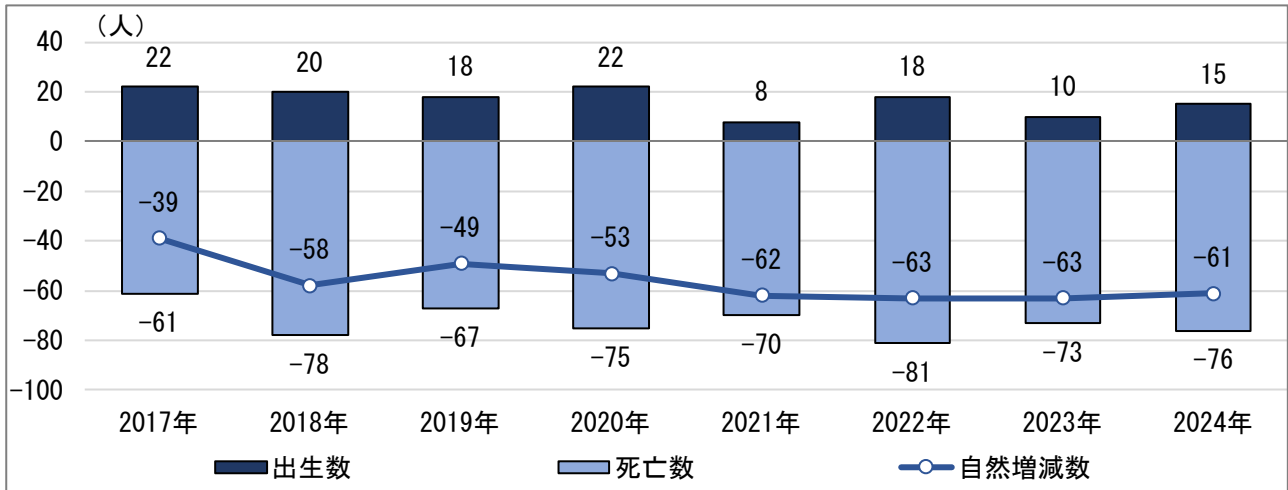
令和7（2025）年以降は社人研のデータ（令和5（2023）年4月公表）に基づく推計値

(2) 自然動態に関する人口動向

①自然動態の推移

出生数は10~20人程で、死亡数は60~80人前後で推移しています。そのため、本村は一貫して自然減であることが分かります。

自然増減（出生数・死亡数の差）の推移

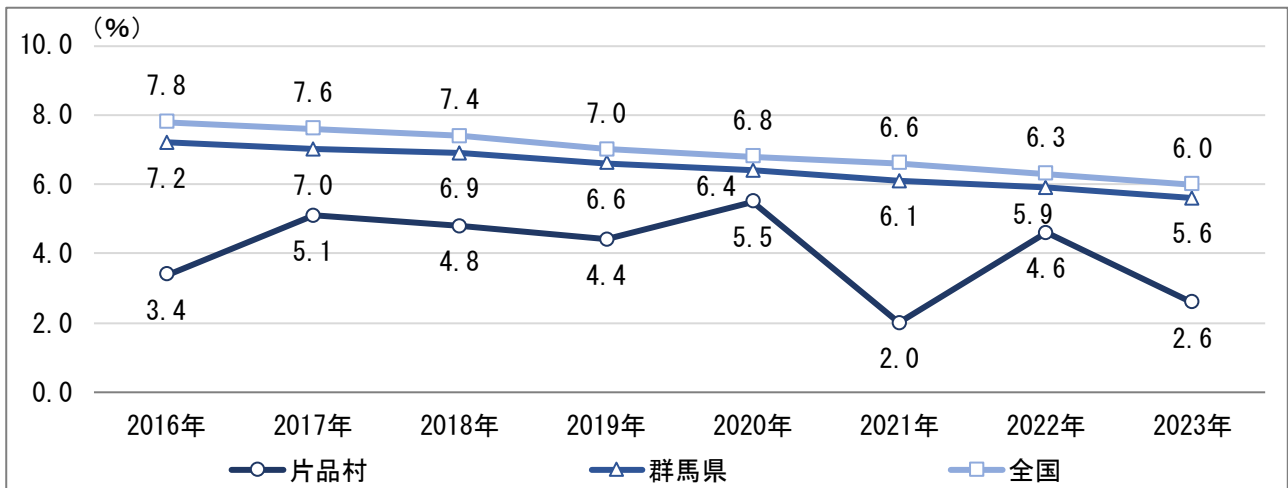


資料：厚生労働省「人口動態統計」

②出生率の推移

本村の出生率（人口千人当たりの出生数）及び死亡率（人口千人当たりの死亡数）を国・県平均と比べると、一貫して出生率は国・県を下回り、死亡率は国・県を上回っています。

出生率（人口千人当たりの出生数）の推移



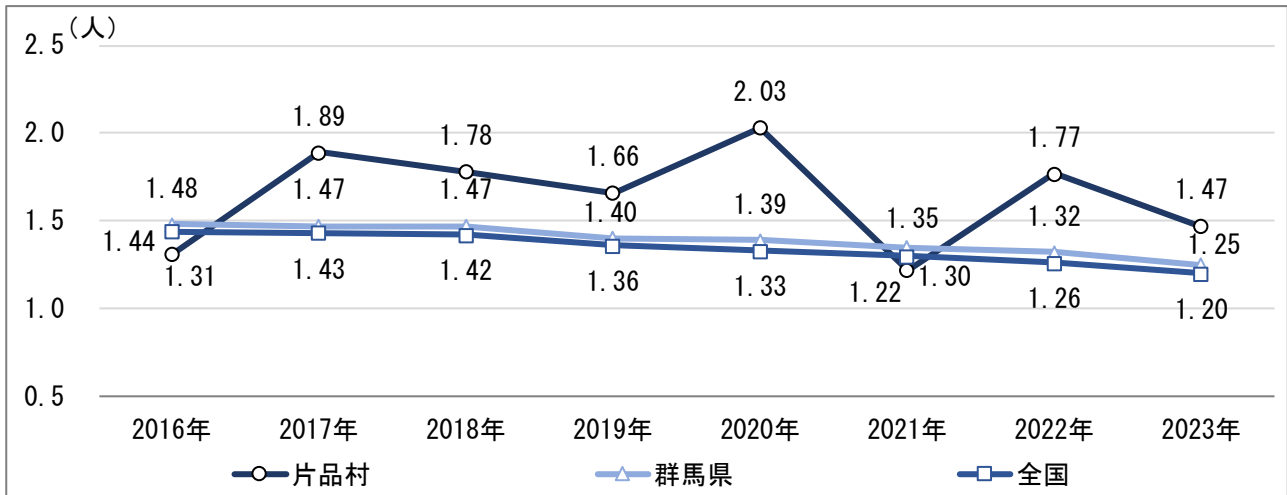
資料：厚生労働省「人口動態統計」・群馬県統計情報提供システム

③合計特殊出生率の推移

1人の女性が一生の間に産むこどもの平均数を意味する「合計特殊出生率」の推移は、年によって不規則ですが、平成28(2016)年と令和3(2021)年は、国・県を下回っています。ただし、直近8年間の平均は1.64で、全国の平均1.34と群馬県の平均1.39を上回っています。

なお、社人研によると、人口移動(転入・転出)がない場合、人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準を「人口置換水準」と呼んでおり、合計特殊出生率の人口置換水準は、概ね2.07とされています。

合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」・群馬県統計情報提供システム

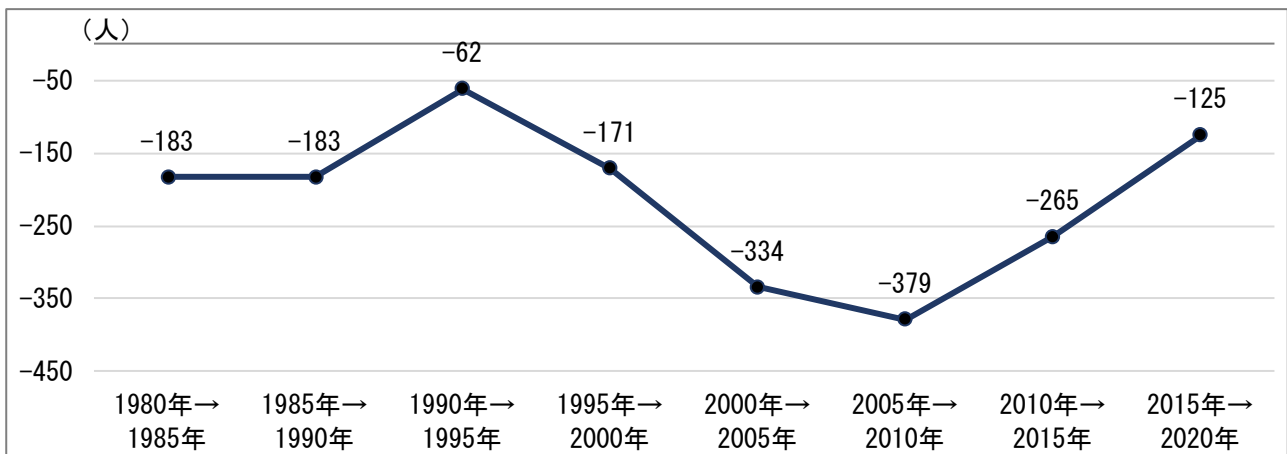
(3) 社会動態に関する人口動向

①長期的な推移

国勢調査と都道府県別生命表を基に国の「デジタル田園都市国家構想実現会議事務局」が算出した純移動数(社会増減=転入数-転出数)の推移を8期間にわたって次に示しました。

昭和55(1980)年から令和2(2020)年にかけて一貫して転出超過となっています。

純移動数(社会増減=転入数-転出数)の推移

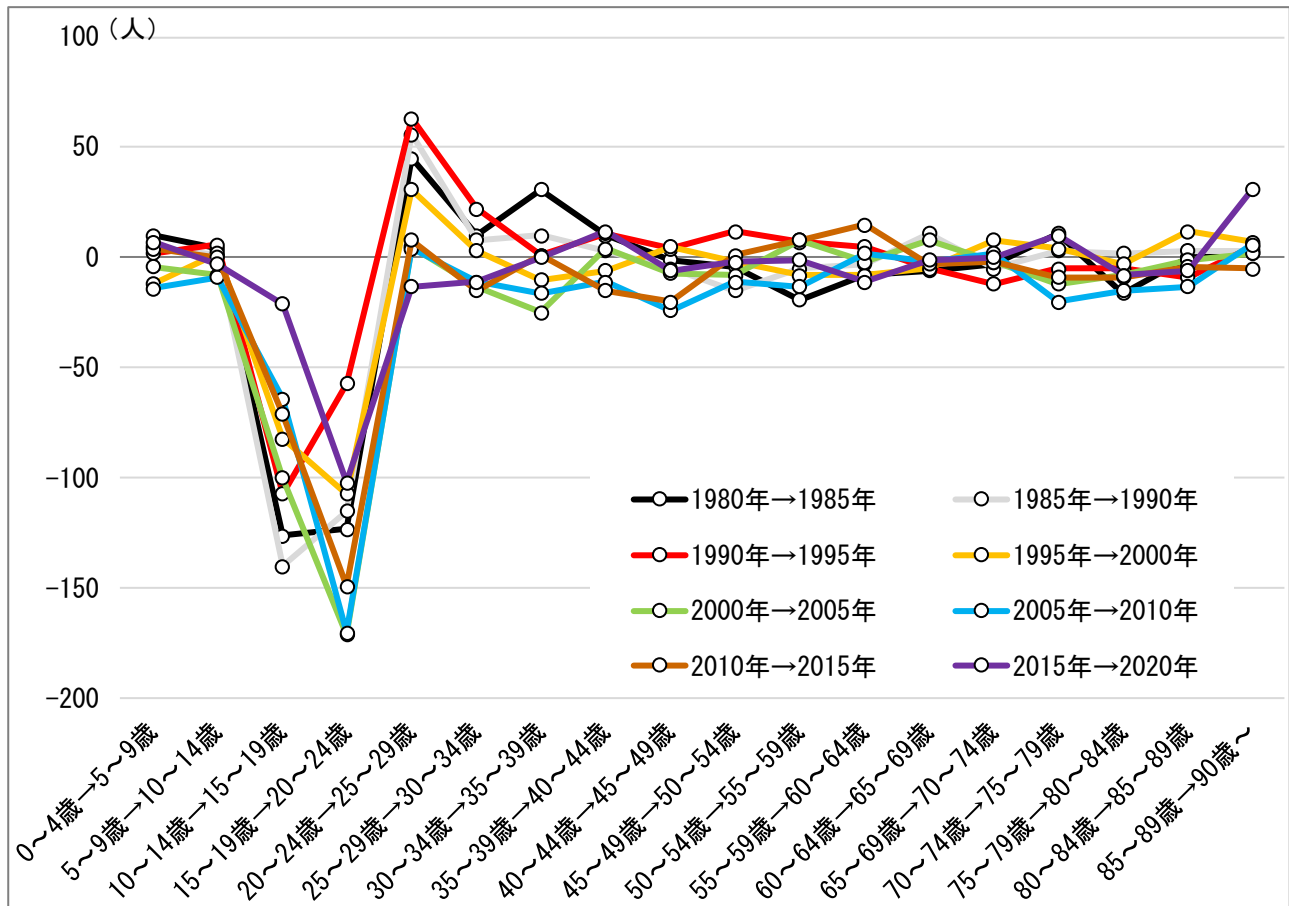


資料：総務省「国勢調査」・厚生労働省「都道府県別生命表」に基づき
デジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成

年齢階級別純移動数（各年代毎の社会増減＝転入数－転出数）の推移をみると、10代から20代前半までの年齢層で、純移動数が大きくマイナスとなっていますが、これには進学や就職等が主な要因として考えられます。

20代後半から30代の年齢層では、U・Iターンによる回復がみられますが、10代から20代までの転出によるマイナスを補うことができず、人口減少に影響していると考えられます。

年齢階級別純移動数（各年代毎の社会増減＝転入数－転出数）



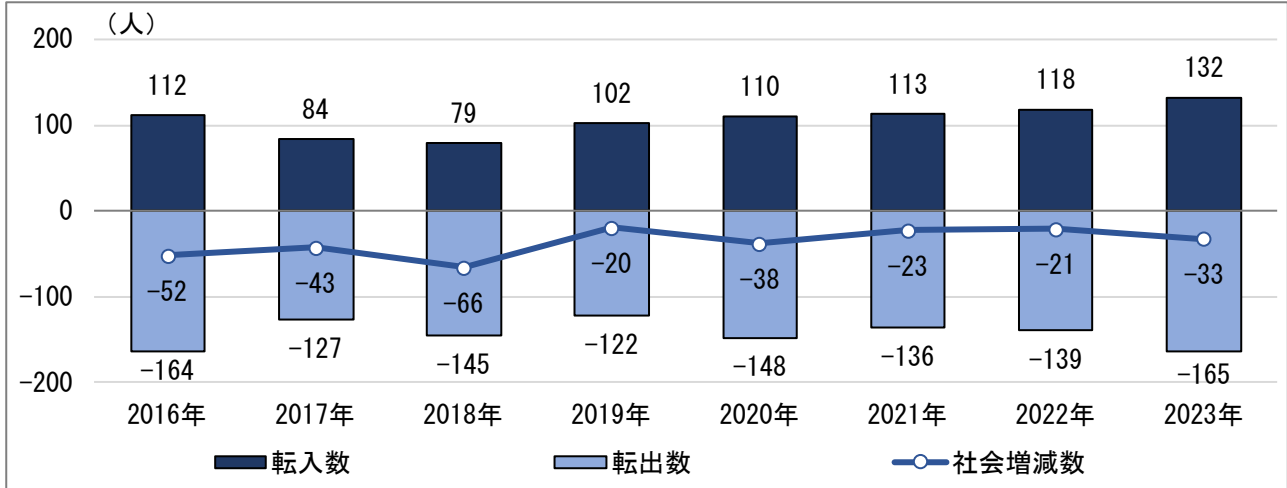
資料：総務省「国勢調査」・厚生労働省「都道府県別生命表」に基づき
デジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成

②近年の推移

転入・転出の動向は、平成 28（2016）年から一貫して転出者数が転入者数を上回り、社会減となっています。

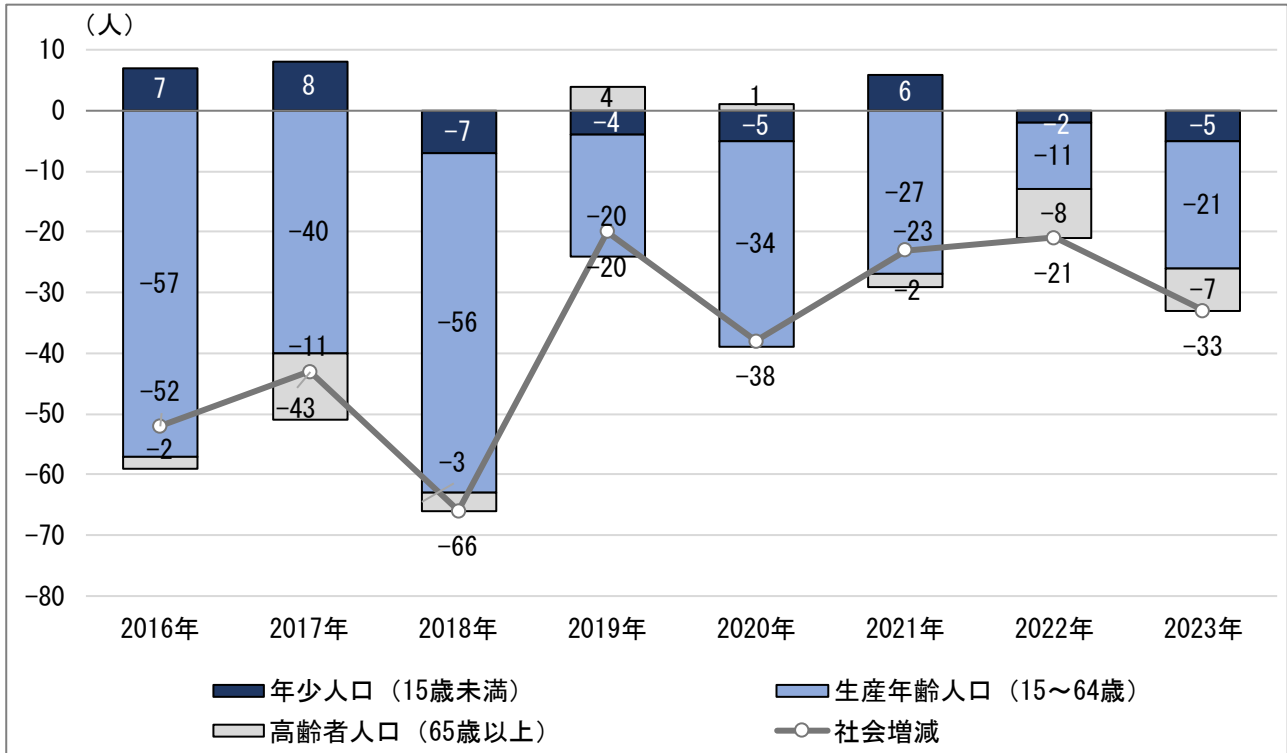
年齢階級別純移動数（転入・転出の差）では、平成 28（2016）年から一貫して、15～64 歳の生産年齢人口の転出が多くなっています。

転入者数・転出者数の推移



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

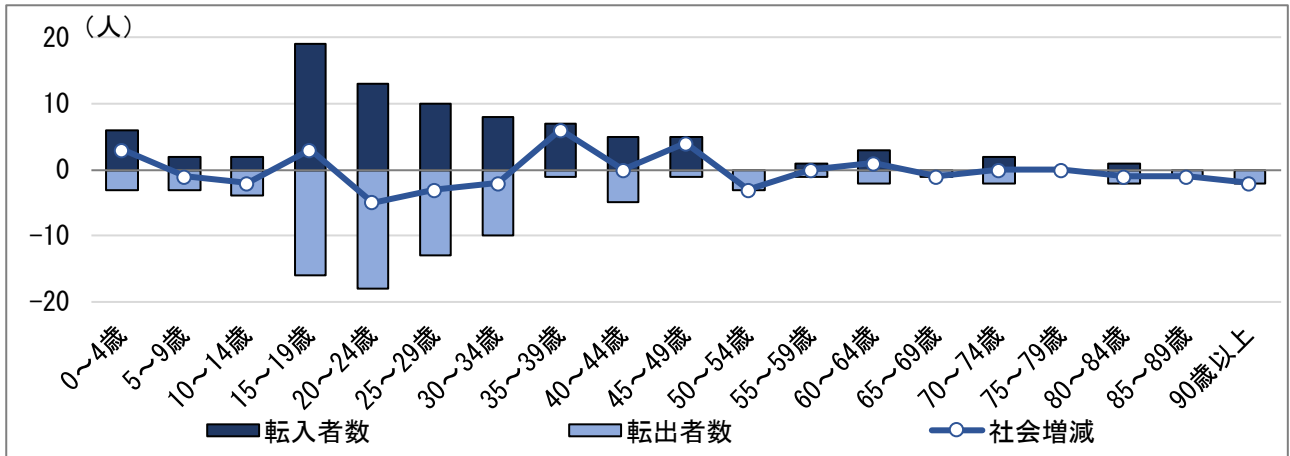
年齢階級別純移動数（転入・転出の差）の推移



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

令和5（2023）年の年齢5歳区分別転入・転出は、男女ともに、15～34歳の移動が活発です。

年齢5歳区分別転入・転出の状況（男性）

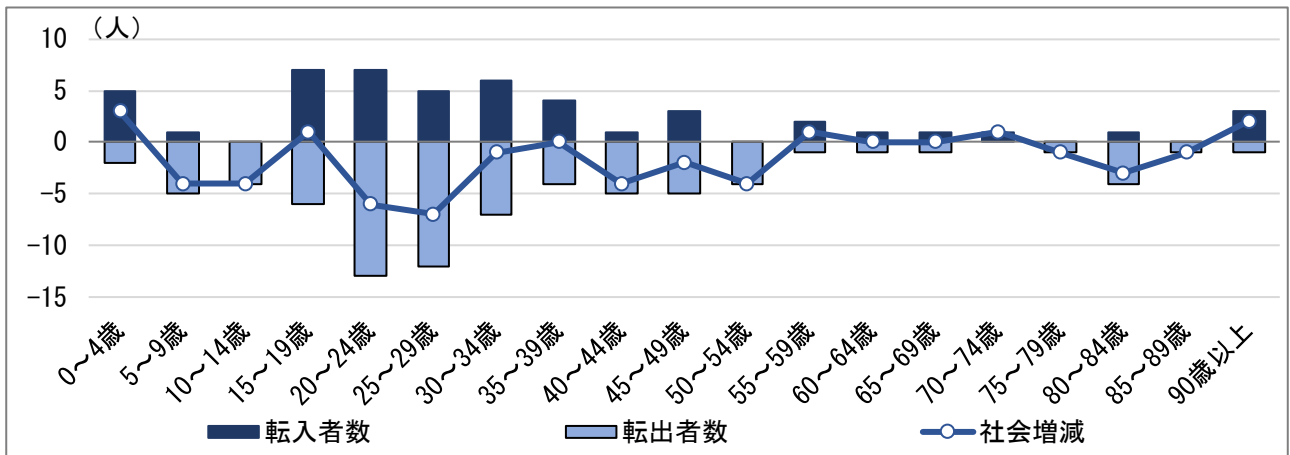


(人)

	0 ～ 4 歳	5 ～ 9 歳	10 ～ 14 歳	15 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 ～ 84 歳	85 ～ 89 歳	90 歳 以上
転入者数	6	2	2	19	13	10	8	7	5	5	0	1	3	0	2	0	1	0	0
転出者数	-3	-3	-4	-16	-18	-13	-10	-1	-5	-1	-3	-1	-2	-1	-2	0	-2	-1	-2
社会増減	3	-1	-2	3	-5	-3	-2	6	0	4	-3	0	1	-1	0	0	-1	-1	-2

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

年齢5歳区分別転入・転出の状況（女性）



(人)

	0 ～ 4 歳	5 ～ 9 歳	10 ～ 14 歳	15 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 ～ 84 歳	85 ～ 89 歳	90 歳 以上
転入者数	5	1	0	7	7	5	6	4	1	3	0	2	1	1	1	0	1	0	3
転出者数	-2	-5	-4	-6	-13	-12	-7	-4	-5	-5	-4	-1	-1	-1	0	-1	-4	-1	-1
社会増減	5	1	0	7	7	5	6	4	1	3	0	2	1	1	1	0	1	0	3

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

5 第2期むら・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況

第2期むら・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標として、次の3つの戦略の柱を掲げ、各施策を推進しました。次に、各施策で掲げた数値目標及び KPI（重要業績評価指標）の達成状況を振り返ります。

なお、実績値は令和6（2024）年度のものです。

戦略の柱1：豊かな自然と観光、農業を育み、安心して働けるむら

戦略の柱2：つながりを大切にしつつ、新しいひとの流れがあるむら

戦略の柱3：結婚・出産・子育てにやさしく、安心して暮らすことができるむら

数値目標の達成状況（○：数値目標を上回る △：数値目標を下回る）

戦略の柱	指標	目標値	実績値	達成状況
1	従業員数	1,971人	1,413人	△
2	転入者数	160人	144人	△
	ふるさと納税の寄附件数	2,000件	2,192件	○
3	出生数	20人	13人	△
	片品村に「住み続けたい」と思う村民の割合	80.0%	57.6%	△

KPI（重要業績評価指標）の達成状況

戦略の柱	指標	目標値	実績値	達成状況	担当課
1	村有観光施設利用者数	400,000人	418,000人	○	むらづくり観光課
	片品村イベント回数	10回	5回	△	むらづくり観光課
	農業の振興に対する村民満足度	60.0%	49.3%	△	むらづくり観光課
	空き家バンク取扱物件数	20件/年	9件/年	△	むらづくり観光課
	空き家バンク契約件数	12件/年	0件/年	△	むらづくり観光課
	新規就農者・後継者（支援活用者）数	3人/年	1人/年	△	農林建設課
2	尾瀬自然体験学習実施校	1校（※）	43校	○	むらづくり観光課
	交流拠点利用者数	20万人	19万人	△	むらづくり観光課
	協定自治体・企業などとの連携事業数	28事業	18事業	△	むらづくり観光課
3	乳児健診受診率・4か月児、7か月児、12か月児	100%	97.9%	△	保健福祉課
	幼児法定健診受診率・1歳6か月児	100%	93.8%	△	保健福祉課
	幼児法定健診受診率・3歳児	100%	92.3%	△	保健福祉課
	特定健康診査受診率	60%	61.3%	○	保健福祉課
	後期高齢者健康診査受診率	50%	37.3%	△	保健福祉課
	子育て支援の充実に対する村民満足度	70%	34.2%	△	むらづくり観光課
	学校教育に対する村民満足度	70%	55%	△	むらづくり観光課
	防災・減災対策に対する村民満足度	70%	42.7%	△	むらづくり観光課
	住宅・住宅地に対する村民満足度	20件	40.7%	○	むらづくり観光課

※ 「尾瀬自然体験学習実施校」の目標値が「1校」となっているのは、目標設定時は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮したためです。

第5次片品村総合計画（第3期片品村総合戦略）

発行／令和8（2026）年3月

発行者／片品村

問合せ先／片品村役場 むらづくり観光課

〒378-0498 群馬県利根郡片品村大字鎌田 3967 番地 3

TEL (0278) 58-2111（代表）

FAX (0278) 58-2110
